

長崎県埋蔵文化財センター
研究紀要
第6号

序

長崎県埋蔵文化財センターでは、本県の埋蔵文化財担当職員に研究成果の発表の場を提供することを目的として、平成22年の開所以来継続して毎年度研究紀要を発刊しています。

このことは、埋蔵文化財専門職員にとって、常に研鑽を積み、技術力を高め、新たなものを吸収し改善していくことが当然の使命であるとともに、本センターが長崎県の埋蔵文化財保護行政の中核機関としての責務の遂行と研究拠点としての機能の体現化にあります。

第6号となる今号には、昨年度開催した東アジア国際シンポジウムの成果を還元する意味で、御講演いただいた中村大介先生とユンホピル先生から講演に関する論文を御寄稿いただきました。論考・研究ノートは各執筆者が過去の調査成果にさらに踏み込んで考察を加え書き上げたもので、新石器時代から中世までの幅広い時代を対象とする考古学研究についての内容となっています。

なお、本センターが取り組んでいる東アジア考古学研究につきましては、平成27年5月に韓国の釜山博物館と友好機関協定書を締結し、共同研究も緒についたところですので、今後の研究進展と研究成果の発信に御期待いただきたいと思います。引き続き、「研究し広く世に発表する」ということを通して、専門的知識・技術の向上を図りながら、埋蔵文化財センターとしての調査研究機能の充実に取り組んでいきたいと考えていますので、皆様の御指導や御叱正をいただければ幸いです。

平成28年3月

長崎県埋蔵文化財センター

所長 山本 忠敬

長崎県埋蔵文化財センター

研究紀要第6号

目次

〈特集〉平成26年度東アジア国際シンポジウム「支石墓の謎 墓地にみる日韓交流」

古澤 義久

平成26年度東アジア国際シンポジウム

「支石墓の謎 墓地にみる日韓交流」の成果 …………… 1

中村 大介

支石墓の多様性と交流…………… 3

尹 昊弼 (ユン ホピル)

韓国青銅器時代支石墓の葬送儀礼…………… 19

〈論考〉

古澤 義久

長崎県立美術博物館旧蔵釜山「牧ノ島貝塚」出土新石器時代土器…………… 33

辻田淳一郎・片多 雅樹

長崎県壱岐市・掛木古墳出土の鏡について…………… 37

堀内 和宏

肥前国彼杵郡・高来郡の歴史地理的特質と古代地方社会の労働力動員について
～大村市竹松遺跡の調査成果を踏まえて～…………… 48

〈研究ノート〉

杉原 敦史

滑石製石鍋の流通について

～中世における長崎県本土部の港津の機能から～…………… 72

例言

- 1 本書は、長崎県埋蔵文化財センター職員および本県埋蔵文化財関係者の研究活動の一端を示すことを目的として発刊されたものです。
- 2 昨年度開催された東アジア国際シンポジウムで講演された2氏からの寄稿もいただいております。
- 3 掲載されている論文等の内容や意見は、執筆者個人に属し、長崎県教育委員会あるいは長崎県埋蔵文化財センターの公式見解を示すものではありません。
- 4 この研究紀要は、長崎県埋蔵文化財センターホームページ (<http://www.nagasaki-maibun.jp/>) で、PDF形式でダウンロードできます。

平成26年度東アジア国際シンポジウム 「支石墓の謎 墓地にみる日韓交流」の成果

古澤 義久

長崎県埋蔵文化財センターでは設置以来、毎年継続的に東アジア国際シンポジウムを実施している。そのシンポジウムの成果をより広く公開するために、今年度の研究紀要から前年度のシンポジウムの成果と登壇者の論考を掲載することとした。平成26年度は「支石墓の謎 墓地にみる日韓交流」を主題とする東アジア国際シンポジウムを実施した。その概略は次のとおりである。

- 日 時 平成26年9月27日（土）13:00～16:30 ○場 所 壱岐市立一支国博物館
- 内 容 第Ⅰ部 支石墓にみる日韓交流 埼玉大学教養学部 中村 大介氏
第Ⅱ部 長崎県の支石墓 長崎県教育庁新幹線文化財調査事務所 安楽 勉氏
 韓国の支石墓 前・韓国慶南発展研究院歴史文化センター 尹 昊弼氏
第Ⅲ部 パネルディスカッション（韓・日発表者による）
- 参加者 203名

I. 主題設定のねらい

支石墓をシンポジウムの主題とした理由としては、対馬や壱岐でこれまで支石墓が確認されていないことにある（高野1979など）。支石墓は周知のとおり縄文時代晩期・弥生時代早期に韓半島から伝来した墓制である。然るに、半島に最も近接した対馬・壱岐で支石墓が発見されていないのはいかなる事情によるものであろうか。長崎県内の考古関係者の中で「長崎考古学七不思議」（註1）なる言説がしばしば語られることがあり、その中にも「対馬・壱岐には支石墓がない」が入っているほど、謎めいた課題となっている。実際に出土・検出した遺物・遺構などの華々しい成果によってシンポジウムの構成を組み立てることが一般的ではあるが、本シンポジウムではそのような形式をとらずに、敢えて、「なぜ存在しないのか」に焦点をあてた討論を実施したいと考えたのである。シンポジウム立案時には「存在しないものを主題にして大丈夫か」と円滑な実施を危ぶむ声もなくなかったが、「なぜ存在しないのか」という焦点の明確な議論を行うことが目新しさを惹いたのか、目標参加者数（150名）を超過する203名にご来場いただき、また、会場アンケートによる評価もほぼ好意的意見が寄せられたことから、「存在しないもの」を主題とし、シンポジウムを行うことも、構成次第では可能であることがわかった。

II. 講演とパネルディスカッションの内容

中村氏の講演では支石墓についての概論が述べられ、支石墓の源流は遼東半島にあり、韓半島では嶺南地方と湖南地方でやや異なる葬制となり選択的に要素が受容されたと指摘された。日本列島の支石墓は嶺南地方南部と湖南地方南部から伝来されたものとみている。尹昊弼氏の講演では韓半島における支石墓についての概論が述べられ、特にこれまで注目されることの少なかった支石墓の葬送儀礼について民族誌資料などに基づき解説された。安楽氏の講演では長崎県の支石墓についての概論が述べられたが、氏は講演に先立ち長崎県の支石墓を改めて全て踏査されたとのことで、長崎県の支石墓

が常に海を臨むことができる場所に立地するという実感を得たと述べられた。

パネルディスカッションでは「なぜ対馬・壱岐に支石墓が存在しないのか」という点に焦点をあてて議論が進められた。その理由として想定されるのは、①「対馬島・壱岐島は通過地点であるから存在しないという可能性」、②「済州島→五島ルートで支石墓が伝播した可能性」、③「対馬島・壱岐島にも存在するが、発見されていない可能性」の3種の可能性が最初に提示された。中村氏は講演でも述べられたように、島原半島の支石墓は湖南地方と、糸島地域の支石墓は嶺南地方との共通性が認められ、②の済州島→五島ルート説を否定した。尹昊弼氏は支石墓を造営するにあたっては、相応の労働力の動員が必要となり、それに伴う生産力の確保が対馬・壱岐では不可能だったのではないかとの意見を述べられた。筆者は対馬・壱岐で支石墓が存在しない理由として、該期の集落が対馬・壱岐には存在するものの、支石墓という精神文化を規定する墓制の受容に係る決定を行い、それを九州島に流布するほどの影響力を持った大きな集団が存在しなかったためであると推定したことがあったので(古澤 2014)、大変参考となる見解であった。安楽氏の意見も含め、日本列島の支石墓の起源地は嶺南地方・湖南地方とみられるので、①の可能性が最も高いであろうという雰囲気であった。

会場からは九州へ流れる海流の関係から山東省や浙江省の支石墓との連関性はないのかという質問があったが、中村氏、尹昊弼氏、安楽氏とも韓半島との関係性の強さから否定的な回答となった。

Ⅲ. シンポジウム後の壱岐島内踏査

シンポジウム終了後の翌9月28日には中村氏、尹昊弼氏とともに島内の遺跡を踏査した。その中で、壱岐島における支石墓候補地として、石田町白沙八幡神社の唐櫃石、勝本町亀石、勝本町日影古墳群についても踏査した。白沙八幡神社の唐櫃石の付近には縄文時代晩期の遺跡である大久保遺跡も所在し、支石墓の時代に近い時期に付近の土地が利用されていたことから、一部では注目されている候補地である。実際に踏査した結果、支石墓であるとの確証を得ることはできなかった。むしろ、白沙八幡神社の拝殿脇にある巨岩の方が支石墓らしいとのことであったが、もし本当に支石墓であるとすると、中村氏によると、「日本最大の支石墓」となってしまうだろうとのことであった。

勝本町の亀石についても壱岐の著名な巨岩である。実際に踏査すると、原位置から移動しているのではないかとも思われ、やはり支石墓であるとの確証は得られなかった。

日影古墳群には壱岐市教育委員会文化財課の田中聡一氏にも同行いただき、踏査を行った。日陰古墳群は壱岐市立一支国博物館長須藤正人館長によると、かつて「支石墓状遺構」とも称されたとのことで、支石墓としての可能性が秘められているとのことであったため、一同の期待は高まった。しかし、実際に踏査すると、古墳時代の竪穴系の石室であるものとみられ、支石墓としての確証を得ることはできなかった。

全体を通して、尹昊弼氏は慶南地域の支石墓の立地から考えると、壱岐島で支石墓があるとすれば、海を見渡すことのできる尾根上などにあるのではないかとの意見を述べられた。長崎県内の支石墓では海を見渡すことのできる箇所に支石墓が立地するという前日のシンポジウムにおける安楽氏の指摘とも一脈通ずるところがあり興味深い。

註1 「対馬・壱岐には支石墓がない」以外にも「長崎県内で埴輪が出土したことがない」「長崎県内で須恵器窯が発見されたことがない」「長崎県内に神籠石がない」「長崎県内で皇朝十二銭が出土したことがない」など「○○がない」という形の謎が何種類か語られる。

支石墓の多様性と交流

中村 大介

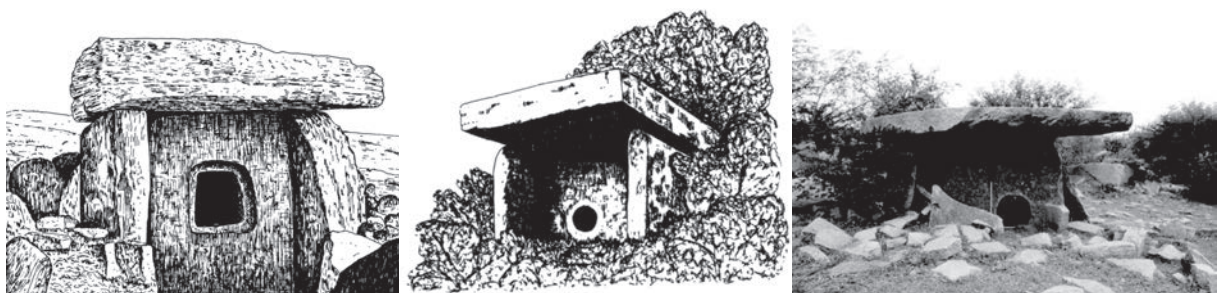
1. 支石墓とは？

「支石墓」はヨーロッパの新石器時代から青銅器時代に分布していたドルメン (Dolmen) の訳語である。鳥居龍蔵 (1917) らがドルメンという単語を導入したのち、藤田亮策 (1934) が訳語として支石墓を使用し、日本で一般化した。中国では「石棚」という名称が一般的であり、朝鮮半島では支石墓のほかに「コインドル」という名称も使われている。

ヨーロッパのドルメンは四周をそれぞれ一枚ずつの板石で囲われた墓室に巨大な上石がのっているものが基本形態である。しかし、この形態のものが単独で検討されることは少なく、墳丘を伴う回廊型墓や墓道付石室などを含めた巨石文化の一つとして研究されることが多い (Joussaume 1985)。そして、人或いは文化の移動を示すものとして古くから注目を集め、検討が深められている (チャイルド 1936、ダニエル 1958、他)。

また、支石墓はユーラシア大陸のほぼ全域に分布している。例えば、ヨルダン、カフカス西部、インド南部では、小口面に窓のような孔のある支石墓が確認されている (図1)。これらは小口の孔を含め外観は類似するが、地理的に連続してみられるわけではなく、相互関係は現段階では認められない。ヨルダンの支石墓の年代は、Dāmiyah 遺跡において青銅器時代初期の土器が伴っており、紀元前 4000 年紀に遡ることがわかっている (Yassine 1988)。カフカスについては紀元前 2400-1400 年頃とされていたが (Joussaume 1985)、Kolikho 支石墓の AMS 年代は紀元前 19 ~ 13 世紀であった (Trifonov et al. 2012)。南インドについては 2000 年紀後半以降で、鉄器時代も含んでいる。さらに、小口の孔は小さいものが多く、再葬が中心であるという¹。これらの地域の支石墓の類似性は、板石に内部との出入口をつくると、類似した外観になりやすいことを示唆する好例といえよう。

一方、私達のいる日本列島をふくむ東北アジアもまた支石墓の分布地として有名であり、ヨーロッパの巨石文化と同様に、支石墓は地域間の「文化伝播」の手掛かりとして重要視されてきた。日本列島でも弥生文化の成立期に支石墓が突然出現することから、朝鮮半島の青銅器時代文化の影響の一つであったことは疑いない。ただし、支石墓すなわち新来者の墓という単純な構図ではないこともまた



1. Ala-Safat 103 号墓 (ヨルダン)

2. Pchada valley (カフカス西部)

3. Hire Benakal (南インド)

図1 ユーラシアの支石墓 (縮尺不同 1,2: Joussaume 1985 3: Menon 2012)



【卓子式】海城析木城（高さ約2.7m）



【碁盤式】金海茂溪里（上石の長さ：6.1m）

図2 卓子式支石墓と碁盤式支石墓の典型例（筆者撮影）

事実である。そして、壱岐に支石墓が存在しない可能性が高いように（古澤 2014）、渡来する人々の全てが支石墓を墓制としていたわけではない。そこで、本稿では簡単に東北アジアの支石墓起源や変遷にふれつつ、どのように日本列島にもたらされたのか、そして、だれが担い手であったのかを検討してみたい。

2. 東北アジアの支石墓の名称とバラエティ

東北アジアの支石墓を端的に表現すると、大きな「上石」を有する埋葬に関わる施設とすることができる（図2・3）。名称の由来となっている「支石」は巨大な上石を支えるものであるが、これをもたない支石墓も少なくない。そして、

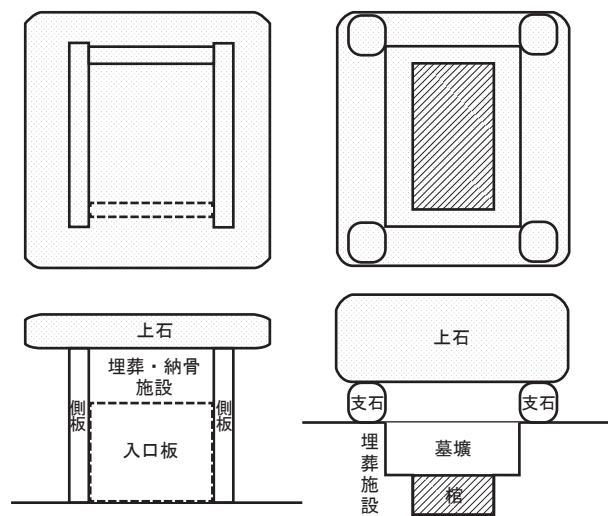


図3 支石墓における各部位の名称

ゴランランドが朝鮮半島にドルメンがあることを報告して以来、日本人学者が中国や朝鮮半島に多くのドルメンが存在することを発見し、東北アジアの支石墓研究が本格化した。現在、発見されている支石墓はバラエティに富むが、研究開始当初から、大きく二系統に分かれることが認識されていた（鳥居 1917）。後に「卓子式」と「碁盤式」と呼ばれるものである（図2・3）。また、これらは地理的に南北で分布が分かれる傾向にあるため、前者を「北方式」、後者を「南方式」と呼ぶ研究者もいる（三上 1961）。

朝鮮半島では支石が無く、上石を直接、墓壙や敷石の上に置くものが多いことから「蓋石式」という型式が追加された（金・尹 1967）。中国では卓子式は「石棚」、蓋石式は大石蓋墓と呼ばれる（許 1994）。これとは別に、埋葬施設の構築位置で区別して、「地上式」や「地下式」という分類もある（任 1976、中村 2008）。加えて支石墓には付加施設をもつ事例も多く、埋葬施設の周辺に敷石をもつものや、上石や地上にある埋葬施設を補強するための積石をもつものなど、実に様々である。

3. 東北アジアの支石墓の源流

支石墓は朝鮮半島の湖南地方（全羅道）に最も多く分布するため（図4）、朝鮮半島が起源と考え

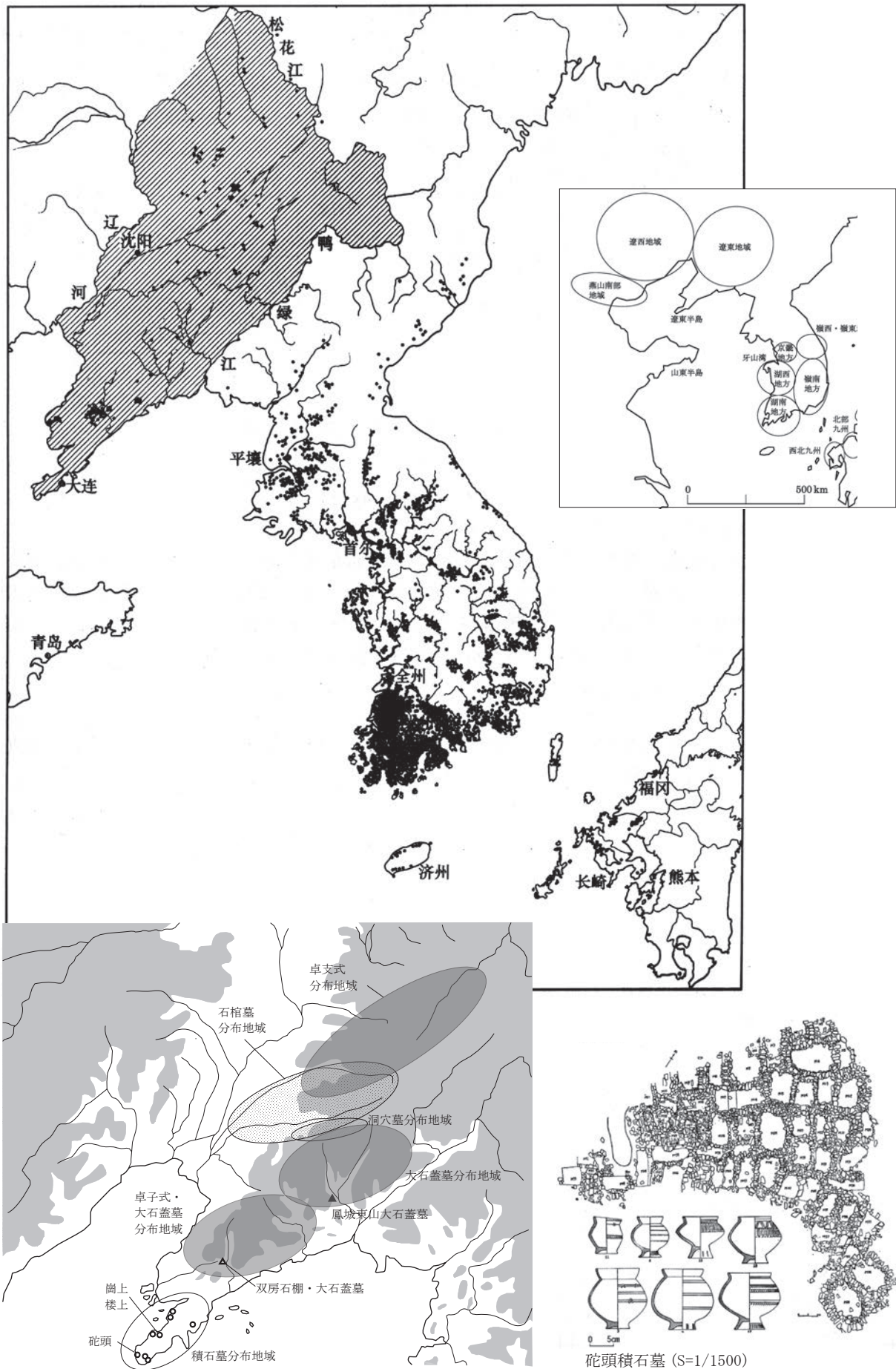


図4 支石墓の分布と遼東半島の伝統墓制 (左上：華 2011)

る研究者も少なくなかった（鳥居 1946、甲元 1973）。しかし、現在は編年研究が進展し、遼東半島の支石墓がより古いと考える研究者が増えている（宮本 2000、中村 2008、華 2011）。

ユニークなものとしては、東南アジアや南インドのドルメンが朝鮮半島の支石墓の起源であるという説や（金 1982）、長江流域の石棚が朝鮮半島南部に伝播したという説（陳 2003）がある。いわゆる南方ルートを意識したものであるが、実証はされていない。長江流域の支石墓は地上式である点で共通性はあるが、埋葬施設は類似していない（図 5）。

現時点で、年代が推定できる最も古い支石墓は遼東半島中部の普蘭店双房 2 号墓である（図 6）。双房 2 号墓は中型の卓子式であり、遼東半島南部の壺が副葬されていた。遼東半島南部は新石器時代から積石墓が築造される地域である。積石墓は地上式かつ火葬墓であるという特徴を有する（図 4）。遼東半島や遼東内陸の卓子式も地上式であり、しばしば焼骨が確認されている点を考慮すると、卓子式支石墓は双房が立地しているような大きな板状の石がとれる環境（図 6-3）で積石墓の影響を受けて成立したといえよう。

4. 朝鮮半島の支石墓

(1) 支石墓の型式と分布

現在の北朝鮮では卓子式が主体を占め、埋葬施設も地上式が極めて多い（図 7）。遼東山地部の大石蓋墓（図 6-2）に副葬されることが多い「双房類型壺（美松里式土器）」が分布するのも北朝鮮の大同江流域までである。大同江と臨津江に挟まれた西海岸側に集中的に分布する、板石積石棺或いは石槨をもつ「墨房里式支石墓」は（図 7-a）、双房類型壺やそこから型式変化したものが副葬され、埋葬施設自体も一部の

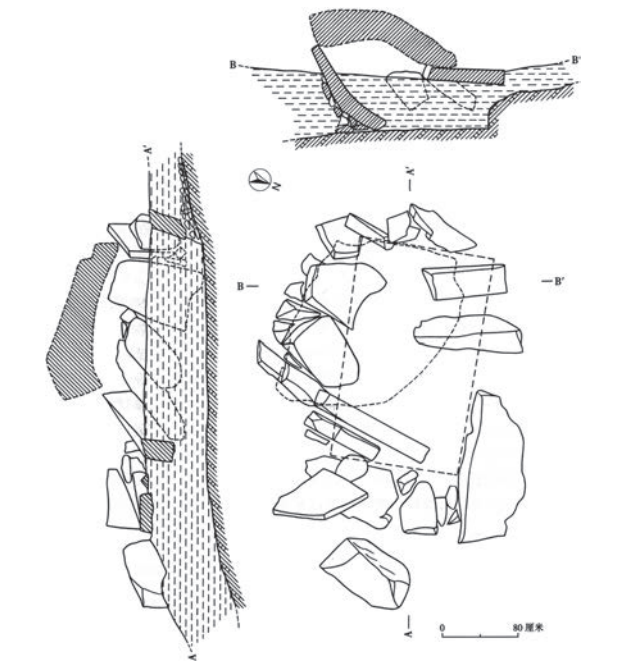


図 5 長江流域の支石墓：瑞安岱石山 24 号墓
（遺構 S=1/80，年代 西周末・春秋初期）

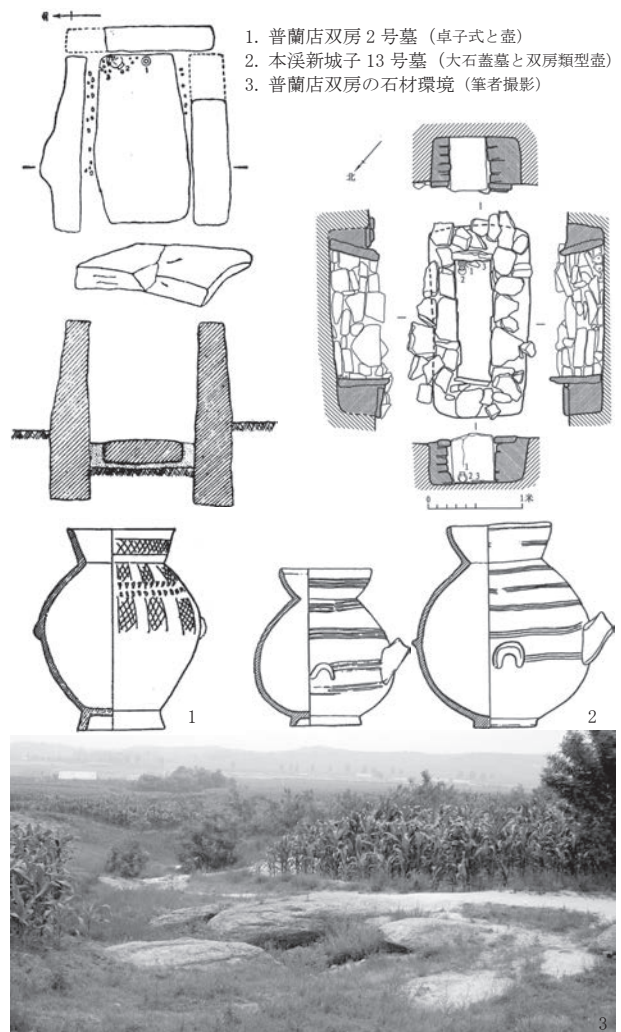
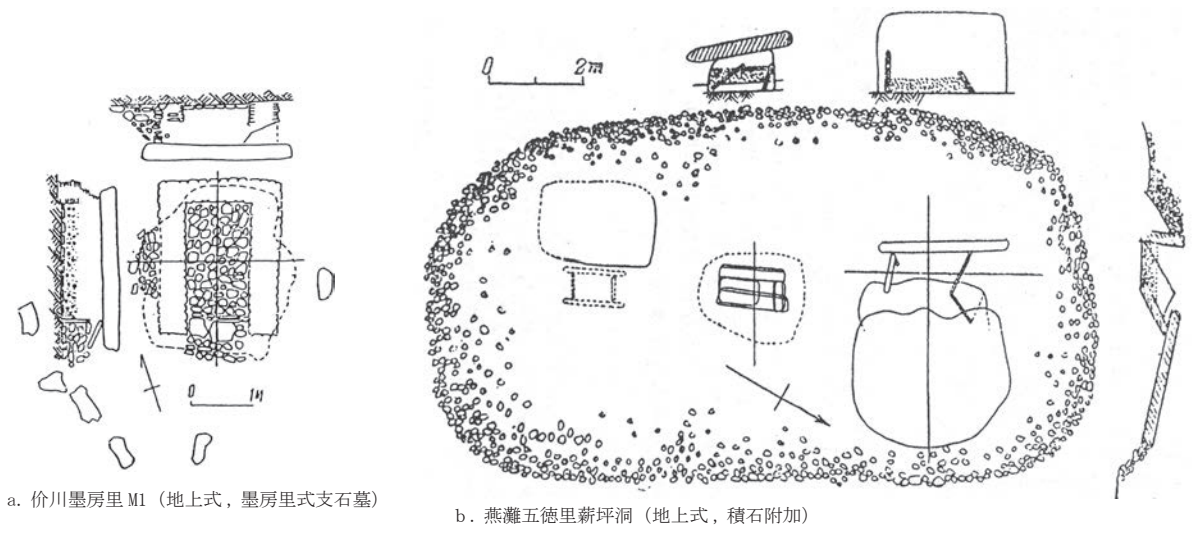
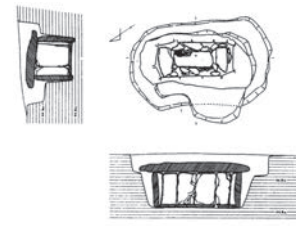


図 6 石棚と大石蓋墓
（遺構 S=1/80，副葬品 S=1/6，写真：周辺環境）

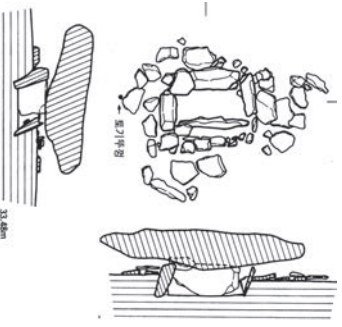


a. 价川墨房里 M1 (地上式, 墨房里式支石墓)

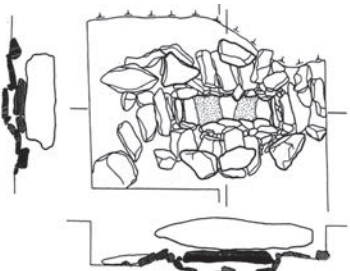
b. 燕灘五德里薪坪洞 (地上式, 積石附加)



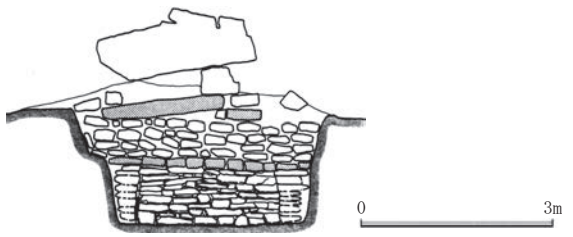
1. 扶餘松菊里 52 地区 1 号石棺 (地下式)



2. 務安城東里アンゴル支石墓ナ群 8 号 (半地上式、同墓域の他ものは地上式)



3. 宝城竹山里夕群 19 号墓 (半地上式、または浅い墓壇)



4. 昌原上南支石墓 (地下式)

* 『韓国支石墓遺跡総合調査研究』
に地域性を加筆
* a, b: 朝鮮半島北部の事例
1~4: 朝鮮半島南部の事例

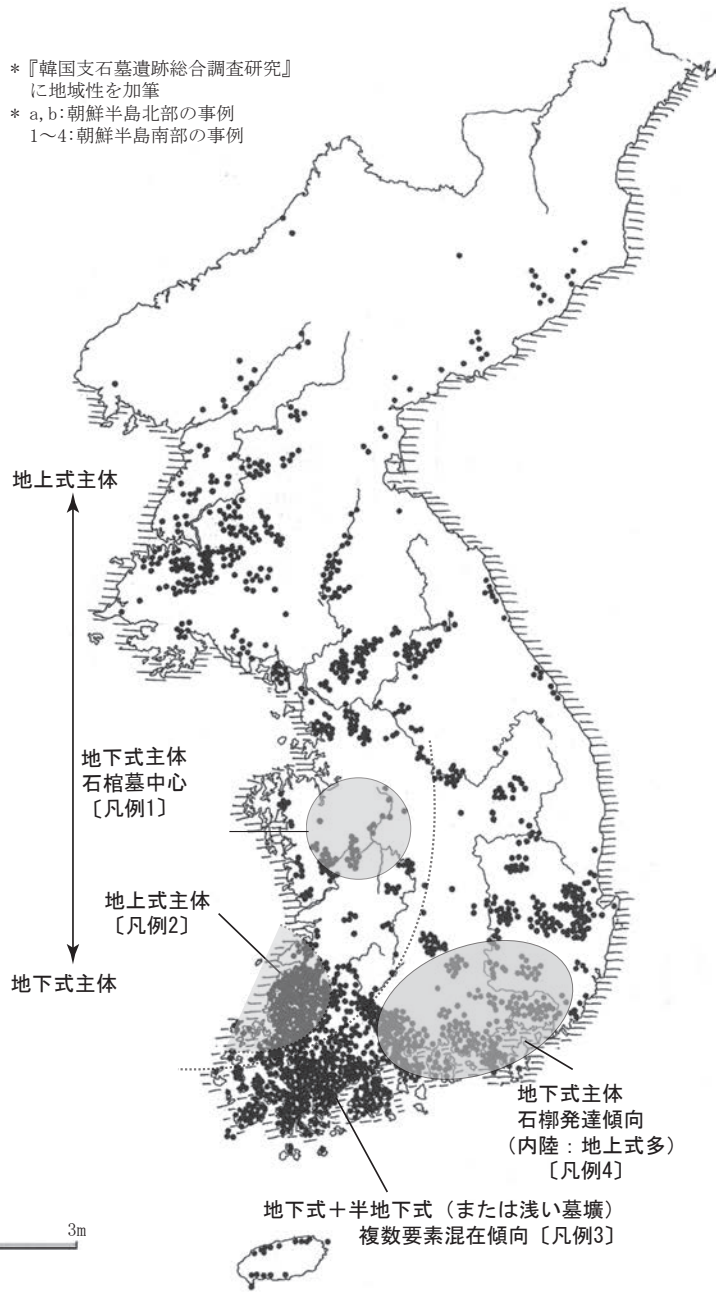


図7 埋葬施設構築位置における朝鮮半島の墓制の地域性 (中村2004を改変)

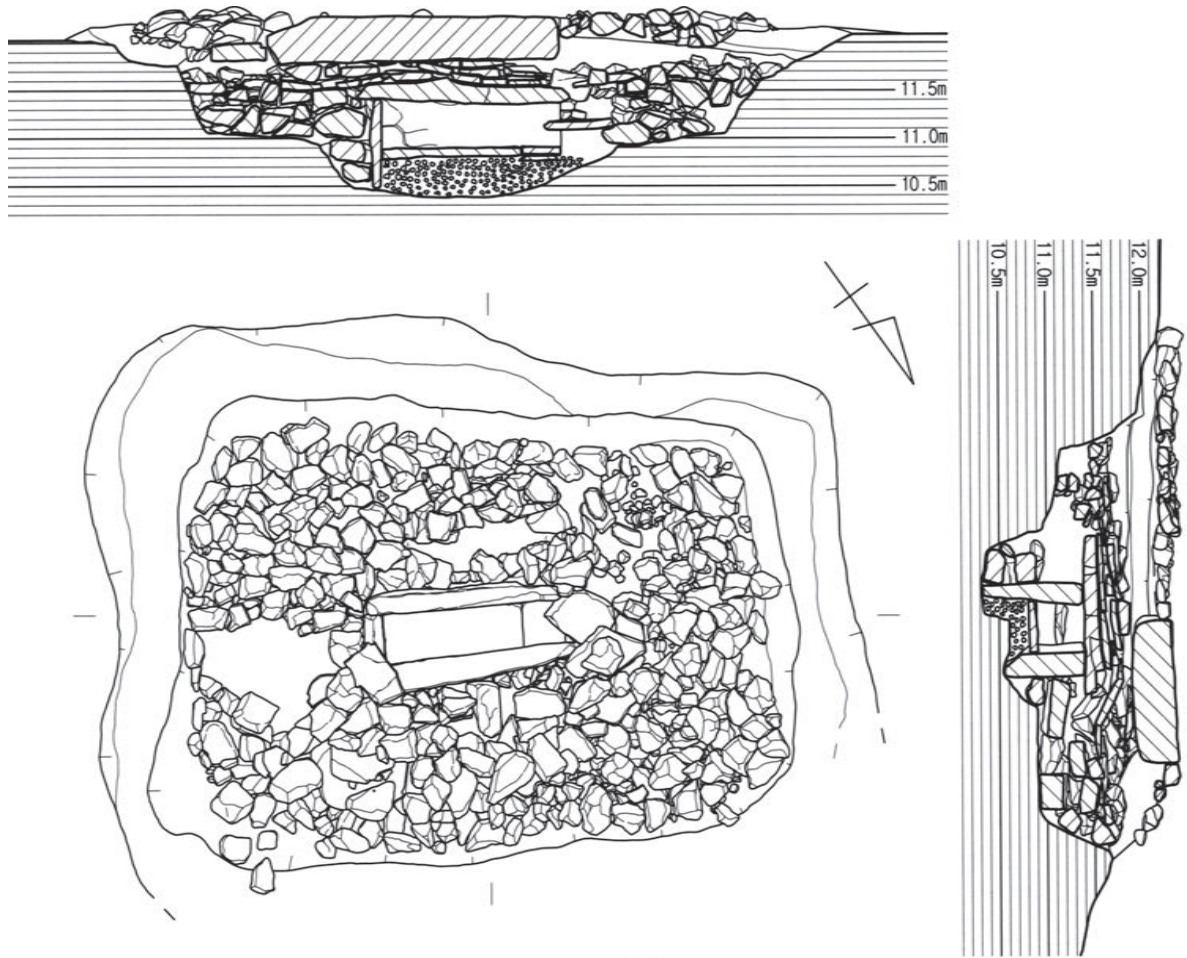
石墓は地上式が主体であり²、この地域は全体的に地上式を志向する特徴をもつ（中村 2015）。なお、北朝鮮の研究では、遼東山地部の大石蓋墓を墨房里式支石墓として分類することもある（社会科学院 2002）。大石蓋墓が地上墓化し、墨房里式支石墓へ変遷したという推定も成り立ちうるが、鴨緑江以南の現在の平安北道にあたる地域では支石墓自体が少ないのに加え、墨房里式支石墓が分布せず、分布的に途切れている。朝鮮半島北部では支石墓ではない石槨或いは板石積石棺がほぼみられないので、こうした墓制の影響をうけて墨房里式支石墓が成立と考えることも難しい。現時点では、遼東山地部から朝鮮半島北部に広くみられる撫順山龍や、燕灘五德里（図 7-b）のような卓子式支石墓に積石の付加施設を伴うものから、側板などが取り除かれ、墨房里式が成立したと考えておくのが妥当だろう（中村 2008）。

一方、朝鮮半島南部にいくと、北ほど地上式が多く、東南部の嶺南地方で 1 m 前後、中には数 m に達する深い墓壙をもつ地下式が成立する。そして、西南部の湖南地方では地上式と浅い墓壙の地下式が混じる状況である（図 7、中村 2008）。単純に同一の葬制が広がるのではなく、各地域で選択的に要素がとり入れられたことがみてとれる。また、遼東半島から朝鮮半島中部までの卓子式を含む地上式墓は、火葬を伴い、納骨堂のような機能をもっていた可能性があるのに対し、朝鮮半島南部の嶺南地方や湖南地方の碁盤式などの地下式墓は一次葬で個人用の墓であった。同じ支石墓という用語が用いられているが、葬制としての意味まで異なっているのである（中村 2008）。ここで、少し、支石墓の墓域構成についてふれてみよう。

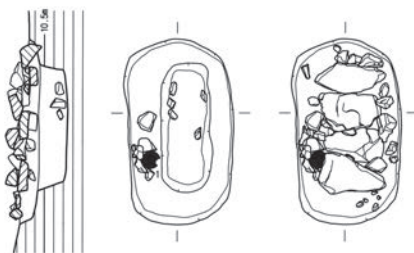
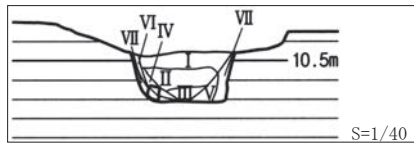
嶺南地方では支石墓だけで墓域が形成されるもの以外に、支石墓と石棺墓及び土壙墓で墓域が形成されるものも多い。日本列島と関係が深い慶南東部地域の金海栗下里（図 8）では、支石墓 33 基、石棺墓 49 基、木棺墓 14 基、土壙墓 8 基が確認されている。ただし、木棺墓と断言されているものは 2 基に過ぎない。この支石墓の埋葬施設は、石積石棺墓（図 8-4）だけでなく、板石石棺墓も混じっている（図 8-1）。また、割石や板石を含む石積石棺のような石槨状の埋葬施設は、全て支石墓であるとする見解（端野 2015）もあるが、ここでは支石墓でない墓の埋葬施設も板石や割石積みで構築される（図 8-3）。なお、木棺は数基の支石墓の下部構造にもあった可能性が推定されているが、単なる木棺墓とされた事例も含め、墓壙底面に孔を穿ち、両方の小口板を固定するいわゆる I 型木棺はみられない（図 8-2）。底板の上に側板と小口板を置く II 型木棺か、割抜き式木棺のみであったようである。

晋州虎難洞では、26 基の埋葬施設のうち、20 基が板石石棺墓、6 基が木棺墓であった。この石棺墓と木棺墓は類似性が強く、ともに裏込石を並べるため、石槨のようにみえる（図 9）。木棺の墓壙の底には、四周に板を固定するための浅い溝を掘ったもの、側板の部分のみに溝を掘ったもの、底板の上にのせたものがあり、石棺墓と同様の構造であった。I 型木棺とは若干異なるが、溝を掘って板を固定する発想が、木棺にも採用されていた点には注目すべきである。石材と木材が相互交換しうるものであったこと（中村 2009）の良い事例といえよう。そして、この遺跡は支石墓ではなく、石槨状の墓で構成された墓域である点にも注意したい。日本列島の多久松ヶ浦遺跡などの成立を考える際に良いヒントになるだろう。

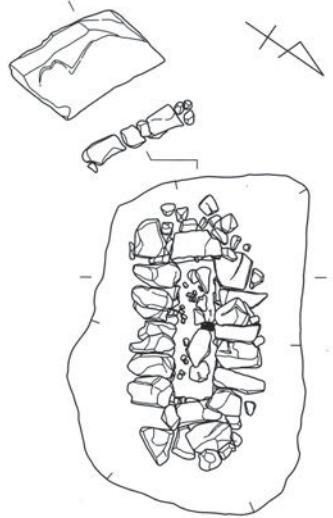
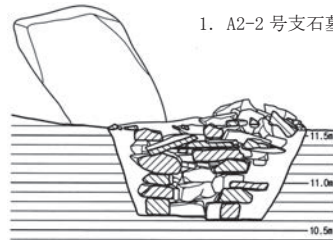
湖南地方は東部と西部で様相が異なる。東部の麗水半島では、割石石棺を主体部としつつ（図 7）、遼寧式銅劍や碧玉、天河石製の玉類が数多く副葬される。副葬品の豊富さでは朝鮮半島南部でも突出した地域といえよう。西部は地上式支石墓や浅い埋葬施設が多い。柱状の支石をもち、墓壙をもたな



1. A2-2号支石墓（主体部：石積石槨と板石石棺）



2. A2-14号石蓋木棺墓（左上：木棺痕跡の土層断面）



4. A1-1号支石墓（主体部：石積石棺）

3. A1-4号石積石棺墓

図8 金海栗式里遺跡における埋葬施設のバラエティ（埋葬施設：S=1/80）

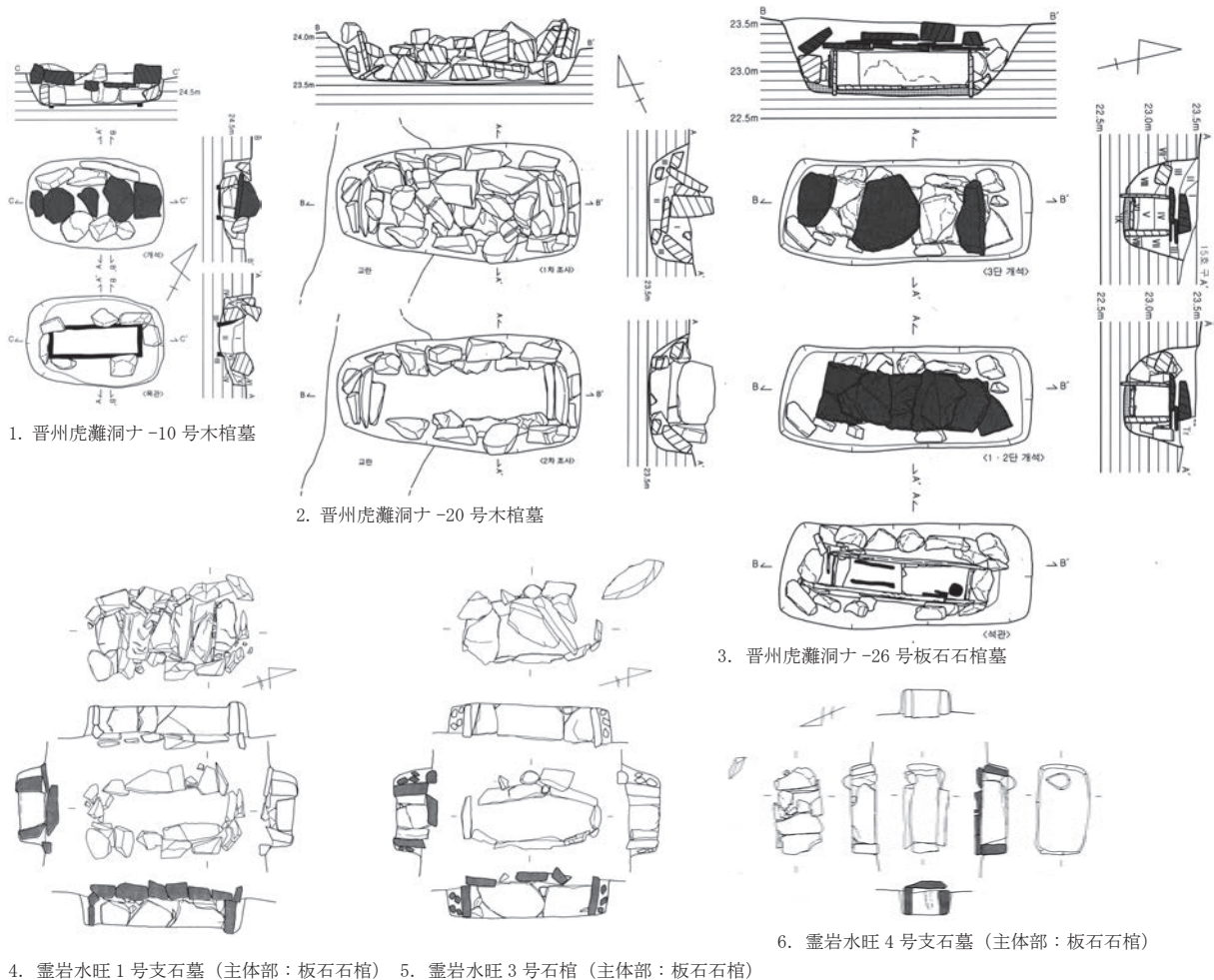


図9 嶺南地方の木棺墓及び石棺墓と湖南地方の板石石棺を主体部とする支石墓 (S=1/80)

い象徴的な役割を担っていたと推定される支石墓もこの地域に分布する。また、霊岩水旺支石墓（図9）のように、浅い板石石棺を主体部とする支石墓もみられる。

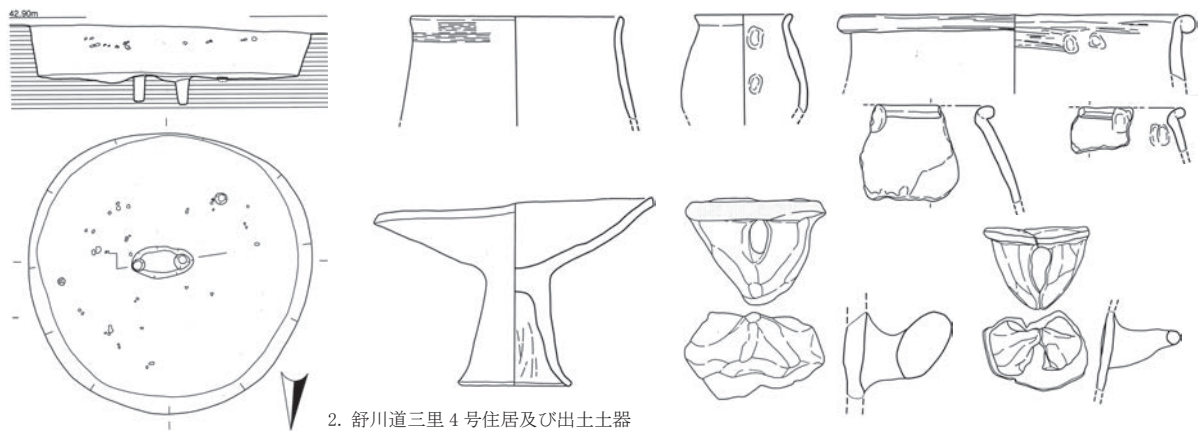
(2) 出現と消滅

朝鮮半島北部の支石墓の出現については、石鏃の型式から、少なくとも青銅器時代前期後半には出現していたと推定されるが、消滅期を示すような資料は現時点で公開されておらず、よくわからない。朝鮮半島南部では、二段有柄式石剣や長さ5cmを越える無茎式石鏃が伴うことから、支石墓は青銅器時代前期後半から出現する。そして、その終焉は青銅器時代後期後半である。

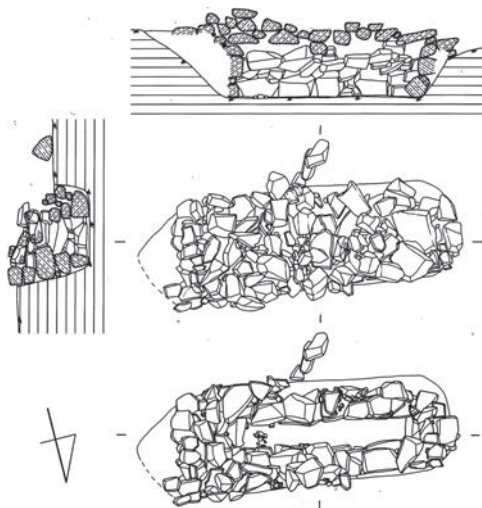
後期後半は湖西地方を中心として栄えた松菊里文化の段階であり、外反口縁をもつ煮沸土器（甕）がその指標となる土器である。この土器は湖南地方に分布するようになるが、嶺南地方にはあまり多くない。また、土器棺以外は墓からもほぼ出土しない。そのため、石剣の型式で支石墓や石棺墓の年代を把握する必要がある。現状では極大化した最も新しい型式まで支石墓に副葬されたことがわかっている。最近では、松菊里式土器が日本列島の板付Ⅰ～Ⅱa（弥生時代前期前葉～中葉）に収まるといふ見解が提示されているが（武末 2011、端野 2015）、朝鮮半島南部に新たに遼東地域から流入してくる粘土帯土器と松菊里式土器は、意外に共伴する期間が長い（中村 2010）。湖西地方では、寛倉里B地区79号住居のように（図10-1）、いわゆる松菊里住居において、粘土帯土器と松菊里式土器が



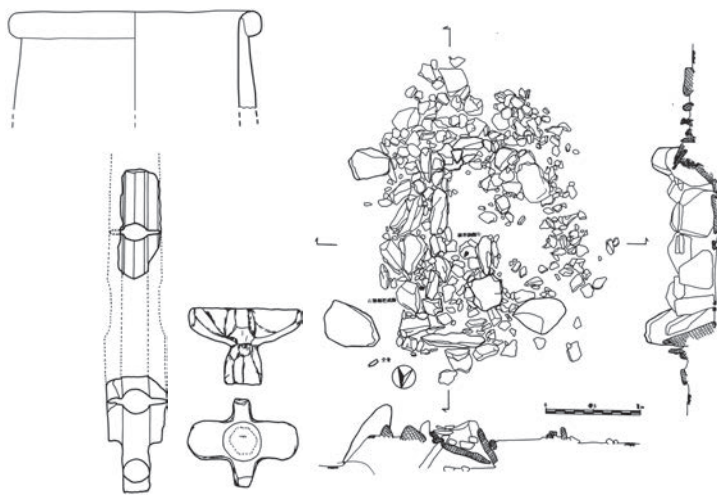
1. 保寧寛倉里B-79号住居及び出土土器



2. 舒川道三里4号住居及び出土土器



3. 光州梅月洞カ-5号支石墓及び出土土器



4. 壺岩長川里I号支石墓及び細形銅剣と把頭飾

図10 湖西地方と湖南地方の松菊里文化と粘土帯土器文化の併存

共伴する場合、筆者の粘土帯土器編年のⅡ期(細形銅剣成立期、弥生時代前期中葉併行)の粘土帯土器が伴うことが多いが、舒川道三里4号住居のものはⅢ期前半(多鈕細文鏡成立段階、弥生時代前期後葉併行)に下りうる³(図10-2)。また、長方形でしばしば炉が伴う水石里式住居では、松菊里式土器と共伴しつつ、粘土帯土器が主体となる場合が多い。牙山テチュリ2号、3号住居がその代表的な住居であり、Ⅲ期前半に属する。この段階では、湖西地方においては粘土帯土器文化の受容が進展し、

もはや松菊里文化ではなくなっている可能性もあるものの、舒水道三里の事例などを考慮すると、Ⅲ期前半が粘土帯土器文化への転換における最終段階といえよう。

湖南地方においては、光州梅月洞トンサン支石墓カ-5号墓（割石石棺墓）からⅢ期前半の粘土帯土器片が出土し（図10-3）、霊岩長川里1号支石墓からは、細形銅剣片と石製の方柱付十字形把頭飾が出土している⁴（図10-4）。支石墓を営んでいた人々が受容したものとみられ、湖西地方とは異なった粘土帯土器文化の受容状況があったと推定される。

5. 日本列島の支石墓と来歴

日本列島では愛媛県で1基確認されているものの、支石墓の主要な分布地は西北九州及び北部九州である。島原半島、糸島地域、唐津地域、佐賀平野に集中している（図11）。これらの地域の支石墓が一系統であるという理解（森1969、甲元1978、端野2003）と、多系統である理解（西谷1980、沈1985、中村2007）がある。また、朝鮮半島からの伝播について、南江流域からまとまって来たという見解（端野2003）と、嶺南地方南部と湖南地域南部からきたという見解（中村2007）がある。

日本列島の支石墓は以下に示す内容で、島原半島を含む西北九州と糸島地域で大きく異なる（図11・12）。前者は、浅い墓壙の石棺の埋葬施設をもつものが主体で、支石墓だけで墓域を形成する墓域が多い。後者は深い墓壙をもつものが多く、支石墓と土壙墓や木棺墓が混ざった墓域や、支石墓が単独で築造されるものがある。中間的な位置にある唐津地域では、割石石棺⁵やそこから退化したものの、石が完全に無くなった土壙を埋葬施設とするが、東松浦半島北端にある大友遺跡、唐津平野の東端にある五反田支石墓など、支石墓だけで墓域が形成される墓域が分布している。埋葬施設は糸島地域、墓域構成は西北九州に近いとみられ、中間的な様相をもつといえよう。

実はこの日本列島の支石墓の地域性は、朝鮮半島の地域性に関わっている可能性が高い。嶺南地方南部では地下式が発達し、支石墓を中心に石槨墓や石棺墓で墓域が構成されるが、湖南地方南部では

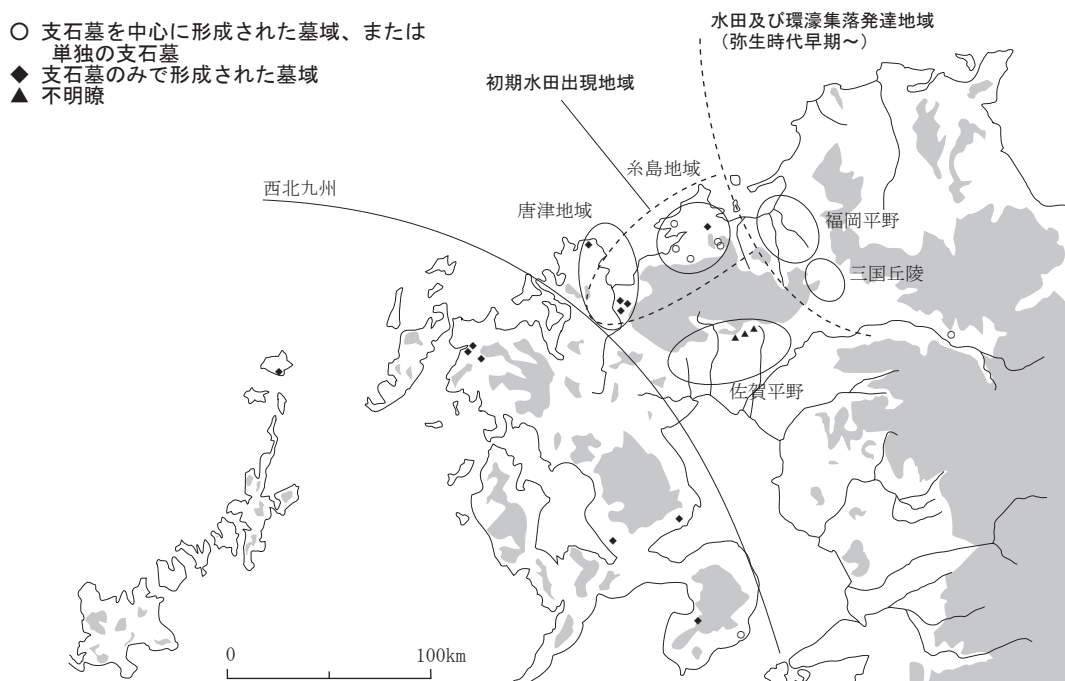
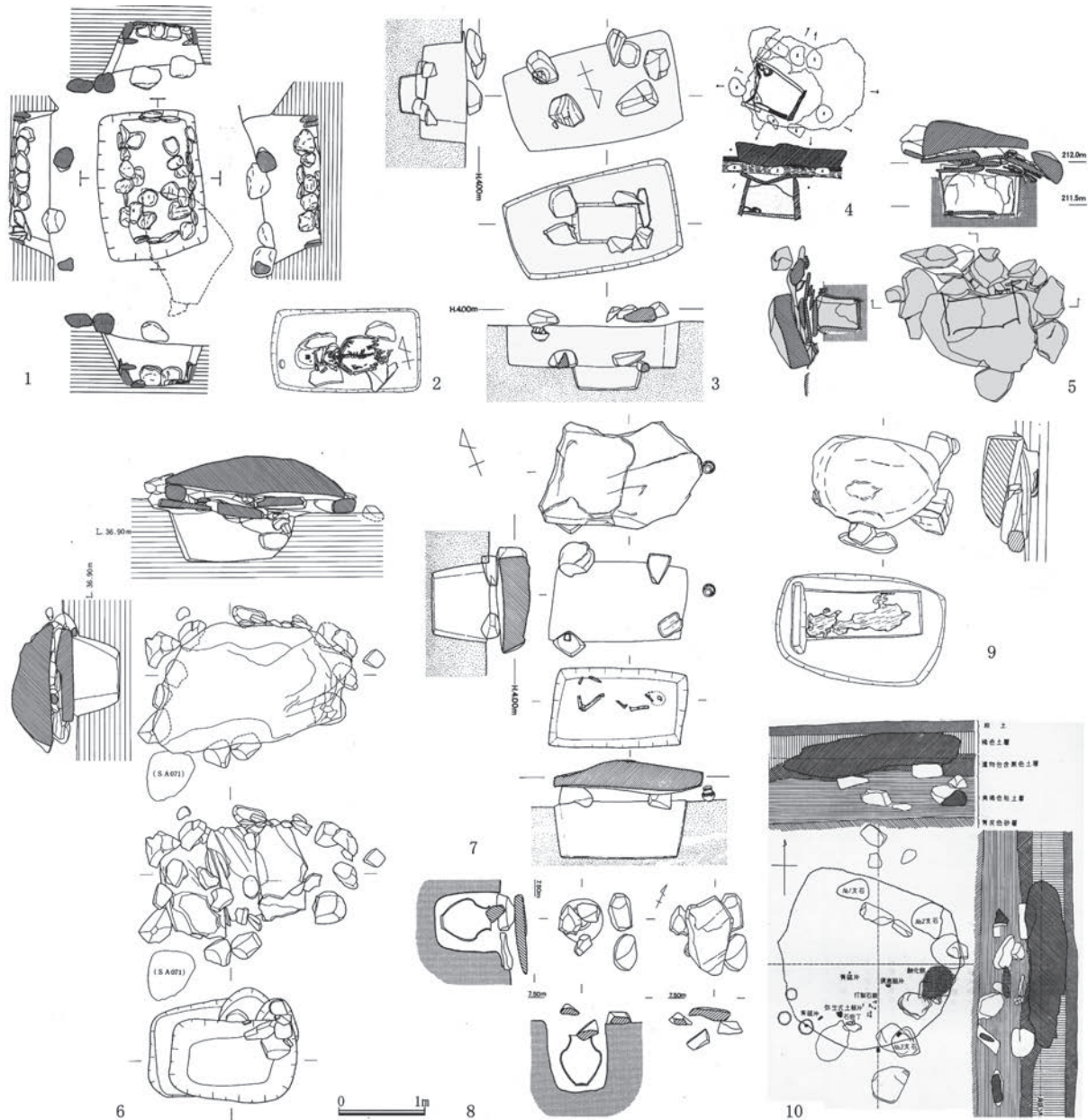


図11 北部九州の支石墓の分布と地域性（中村2007を改変）



1. 佐賀県大友21号墓(割石積石棺) 2. 福岡県新町24号墓(退化石棺、支石墓ではない) 3. 福岡県新町14号墓(退化石棺) 4. 長崎県狸山(板石石棺)
 5. 長崎県風観岳35号墓(板石石棺) 6. 佐賀県久保泉丸山SA65(石蓋土壇) 7. 福岡県新町11号墓(土壇) 8. 長崎県宇久松原1号墓(甕棺)
 9. 福岡県石崎矢風1号墓(木棺) 10. 福岡県志登6号墓(囲石式)

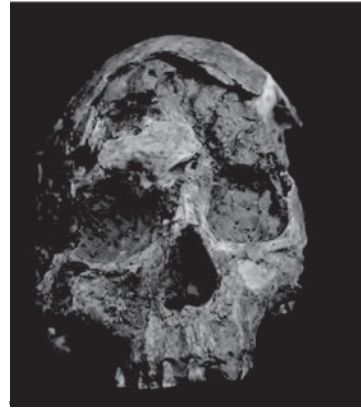
図12 北部九州の支石墓と埋葬施設 (中村2012)

地上式か浅い地下式で支石墓のみで墓域が形成される。もちろん、唐津地域の唐津遺跡の石槨状の石棺(図12-1)は、墓壇の深さから考えて嶺南地方に由来すると思われる、支石墓だけで構成された墓域が全て湖南地方に由来するわけではない。また、糸島地域の新町遺跡などの支石墓の影響で唐津地域の唐津遺跡が形成されることも埋葬施設の型式や墓域構成からは考え難い。加えて、新町遺跡の二段墓壇(図12-3)が正しければ、やはり、形式的にその逆の影響関係も成立しない。朝鮮半島の多様な支石墓を含む墓制が入ってきたと考えるほうが妥当である。

なお、近年、嶺南地方北部の達城坪村里では弥生時代早期(夜臼式)の壺棺が出土し(図13)、日韓の交流範囲が以前よりも北上することがわかった。壺棺の周囲に丸い河原石を敷きつめる事例は、埋設の向きが逆であるが、唐津の唐津遺跡でもみられ、類似する。



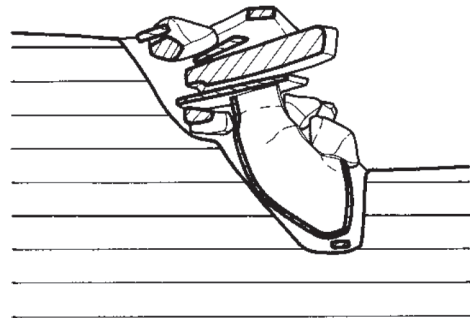
20号石棺墓



15号石棺墓出土人骨



1号土器墓の壺と上面写真



1号土器墓の埋設状況

図13 達城坪村里の人骨と土器棺

ところで、最近、端野晋平によって、筆者や宮本一夫の支石墓と木棺墓の見解に関する批判が提示されている。その批判は多岐にわたるが、①年代と平行関係、②朝鮮半島における支石墓の認定、③支石墓における木棺墓の有無、④木棺墓と石棺墓の関係についての見解の相違が問題の根幹といえる。

①については、支石墓の問題というより、日本列島の周溝墓の形成に関わる問題である。松菊里文化の下限に関する点として、筆者が遅くみる点について批判されているが、この問題は粘土帯土器との重複関係の扱いに関わっており、その点については本稿の第4章で述べた通りである。②について、端野は全てを支石墓とみる傾向が強いが、近年の朝鮮半島の発掘成果をみても、支石墓でない墓の認定は進展しており、石積石棺墓や石槨状の裏込めを有する木棺墓の存在(図9)については第4章で紹介した通りである。③は、根本的な問題として、宮本一夫(2001、2012)の提示した見解に対し、端野の提示した内容では反論できていない。④に関しては、木棺から石棺という変化を端野自身が時間軸に即して証明できていない。風観岳支石墓の報告においても石棺を主体部とする支石墓は土壙を主体とするものよりも先行すると総括されており、筆者もこれに賛同する。もちろん、刳拔式やⅡ型木棺を納めた支石墓も朝鮮半島で確認されており、石崎矢風支石墓や新町遺跡にも存在していた可能性は十分にある(中村2010)。しかし、朝鮮半島でもその割合は低く、日本列島でも極めて少ない。西北九州の板石石棺を主体部とする支石墓の出現については、朝鮮半島ではこの種の支石墓は僅かであるため、木棺からの変容と考えたい気持ちはわかるが、支石墓に納められた木棺は少なく、西北九州の主体を占める板石石棺の形成に関わると考えるのは難しい。

ただ、以前から気になっていた西北九州の石棺墓の型式が朝鮮半島の大部分と異なる点(中村

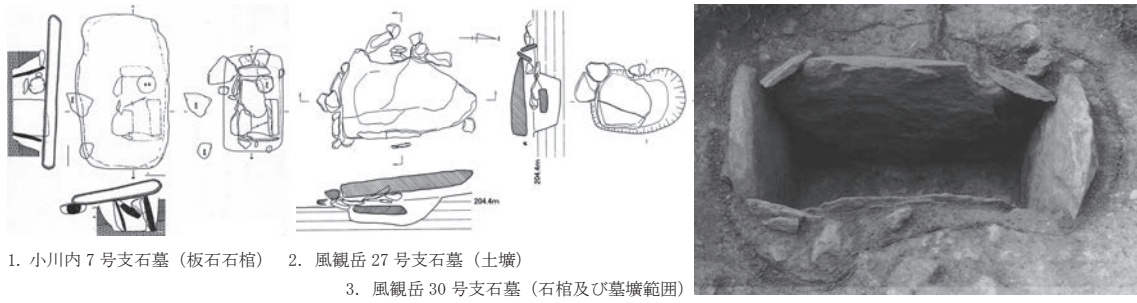
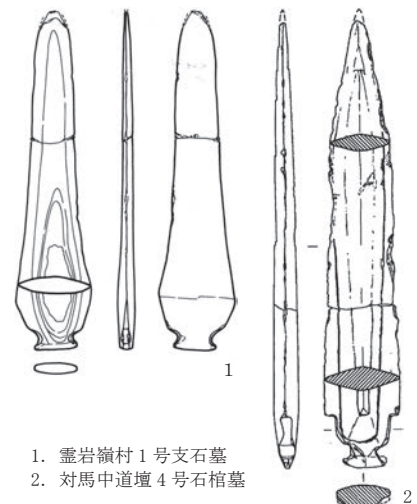


図14 西北九州における支石墓の墓壙形態 (S=1/80, 写真は縮尺不同)

2009・2012)については、ここで少し私見を述べたい。西北九州の石棺は小口に側板を合わせる型式であり、サイズも強い屈葬に即した小ささである。原山支石墓では細長い六角形のような形態のものまである。これに対し、朝鮮半島では小口板が側板先端よりも内側に配されるのが一般である。また、風観岳支石墓や原山支石墓の石棺は墓壙の四周に貼り付けられるように設置されており、裏込めの空間が極めて狭い(図14-3)。裏込めの空間が図示されたものは少ないが、江迎町の小川内支石墓で確認されている墓壙が石棺を主体部とする支石墓のなかで最も広いといえるものの(図14-1)、大きな墓壙に設置され、多くの裏込めを伴う朝鮮半島の嶺南地方の板石石棺(図8・9)に比べるとかなり狭いものである。そのため、嶺南地方の板石石棺を、西北九州の石棺墓の祖形とするにはやはり問題がある。さらに、前述した支石墓の納められた板石石棺や、木棺墓に関しても同様で(図8-1、9-1)、朝鮮半島では広めに掘った墓壙に棺を安置し、裏込めを入れ固定する。日本列島の木棺を納めた支石墓も同様であり、石崎矢風や木棺があったとされる他の土壙でも広い墓壙に裏込めの土や石を入れて固定する型式である。この意味でも木棺をもつ支石墓を西北九州の板石石棺を主体部とする支石墓の祖形と考えることは難しい⁶。また、木棺が主体部であったと推定されている風観岳27号墓(端野2015)の墓壙形態は(図14-2)、板石石棺が納められた墓壙(図12-4・5、図14-1)とは深さを含めかなり形状が異なる。そして、風観岳27号墓の墓壙の浅さをみると、木棺であった場合、上石と蓋石を板石石棺のように木棺で支えなければならなかったといえるが、果たして可能であろうか。むしろ他の遺跡で木棺が納められていた可能性を模索するほうがいいだろう。

一方、前述した霊岩水旺支石墓は主体部が板石石棺で裏込め空間が狭い。また、大きなものは複数の板石で側板を形成し、小さなもののみ一枚の板石で側板が形成されている(図9-4~6)。この事実は、西北九州の板石石棺はその小ささから一枚板が多用されたこと示唆している。さらに、水旺支石墓には細長い六角形にみえる板石石棺も含まれていることも注目される(図9-5)。このような事例が西北九州との関係を考えるうえで重要になると考えられるが、湖南地方で主体となる型式ではないのが問題である。発掘されていない支石墓もまだまだ多いので今後の資料増加を待ちたい。なお、唐津平野の菜畑遺跡や対馬の中道壇遺跡で出土している茎部が多段になった有茎式石剣は湖南地方に分布の中心⁷があり、霊岩水旺支石墓の近くにある霊岩嶺村支石墓でも出土している(図15)。湖南地方からの影響を考える際に重要な遺物といえよう。



1. 霊岩嶺村1号支石墓
2. 対馬中道壇4号石棺墓

図15 多段有茎式石剣 (S=1/4)

6. 支石墓に葬られた人々

中国東北地方や朝鮮半島の支石墓に葬られた人々がどのような生業を営んでいたのかを推定することは、人骨の分析が無く、現時点では困難である。しかし、日本列島では、糸島地域の新町遺跡、唐津平野の大友遺跡で人骨が保存されており、後者は特に海洋資源によった食事をしていたことが判明している（図16、三原・他2003）。また、両遺跡の人骨はいわゆる「縄文人」の形質的特徴を有する（中橋2003）。そして、大友遺跡では貝輪が装着されており、これも縄文時代から利用されてきたオオツタノハ製である。支石墓は明らかに渡来してきた要素であるが、日本列島でそれを築造したのは在地の人々であった。埋葬施設が小さくなったり、壺棺が採用されたりと、日本列島の支石墓は、朝鮮半島のものから大きく変容することも、渡来人ではない被葬者が多かったことに起因するのだろう。なお、弥生文化との交流がみられる嶺南地方北部の達城坪村里では、石棺墓から人骨が多く確認されている（図13）。人骨の形質は、当然ではあるが、朝鮮半島在来のものであり、弥生人に近い。

一方、日本列島の支石墓は、水田や灌漑施設が多い福岡平野には分布しない（図11）。協業の対象が、墓と水田で地域ごとに分かれていたのだろうか。唐津地域の菜畑遺跡は初期に水田が入っているが、近隣に支石墓はなく、この集落を営んだ人々の墓制は明らかではない。全ての支石墓の被葬者にあてはまるわけではないが、大友遺跡の人々が漁撈を行う海民であったことは注意しておくべきだろう。ただし、朝鮮半島、日本列島ともに青銅器時代早期から後期に併行する段階には、漁撈具は目立たない。古澤義久（2014）が指摘するように縄文時代後期初頭までの漁撈民の交流は一旦途絶えるため、弥生時代文化形成に際して、彼らのネットワークが機能し続けていたかは定かでない。しかし、いつの段階に形成されたのかは今後、検討を重ねる必要があるものの、海民は、弥生時代中期以降、『魏志倭人伝』に記されているように、漢や魏の人々に倭人としてよく認識された存在であり、交易の発達においてより重要な役割を果たしていた。大友遺跡を営んでいた人々も支石墓の段階では従来の貝輪であるが、石棺墓の段階では南海産貝輪を着装するようになり、より交流の範囲が広がっている。西北九州や唐津地域における支石墓の導入こそが新たな交易者としての海民形成の端緒であると考えられるならば、日本史における意味は決して小さくないだろう。

一方、日本列島の支石墓は、水田や灌漑施設が多い福岡平野には分布しない（図11）。協業の対象が、墓と水田で地域ごとに分かれていたのだろうか。唐津地域の菜畑遺跡は初期に水田が入っているが、近隣に支石墓はなく、この集落を営んだ人々の墓制は明らかではない。全ての支石墓の被葬者にあてはまるわけではないが、大友遺跡の人々が漁撈を行う海民であったことは注意しておくべきだろう。ただし、朝鮮半島、日本列島ともに青銅器時代早期から後期に併行する段階には、漁撈具は目立たない。古澤義久（2014）が指摘するように縄文時代後期初頭までの漁撈民の交流は一旦途絶えるため、弥生時代文化形成に際して、彼らのネットワークが機能し続けていたかは定かでない。しかし、いつの段階に形成されたのかは今後、検討を重ねる必要があるものの、海民は、弥生時代中期以降、『魏志倭人伝』に記されているように、漢や魏の人々に倭人としてよく認識された存在であり、交易の発達においてより重要な役割を果たしていた。大友遺跡を営んでいた人々も支石墓の段階では従来の貝輪であるが、石棺墓の段階では南海産貝輪を着装するようになり、より交流の範囲が広がっている。西北九州や唐津地域における支石墓の導入こそが新たな交易者としての海民形成の端緒であると考えられるならば、日本史における意味は決して小さくないだろう。

本稿は平成26年9月27日に長崎県埋蔵文化財センターが主催で行われたシンポジウム『支石墓の謎』にて発表した内容が基になっている。また、本稿は明治大学の文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業『日本古代学の世界的拠点形成』（平成26～30年度）の成果の一つである。

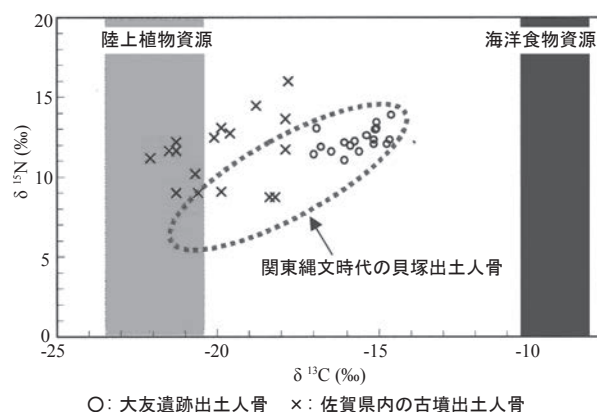


図16 大友遺跡人の食性（三原・他2003）

引用・参考文献

(日文)

- 諫早市教育委員会 2006『風観岳支石墓群発掘調査報告書』
- 北九州市芸術文化振興財団埋蔵文化財調査室 2014『城野遺跡 10』
- 甲元眞之 1973「朝鮮支石墓の編年」『朝鮮学報』 66, pp.1-36
- 甲元眞之 1978「西北九州支石墓の一考察」『法文論叢』 第 41 号, pp.124-151
- 後藤直 2006『朝鮮半島初期農耕社会の研究』 同成社
- 坂田邦洋 1978「長崎県・小川内支石墓発掘調査報告」『古文化談叢』 第 5 集
- 志摩町教育委員会 1987『新町遺跡』
- 志摩町教育委員会 1988『新町遺跡Ⅱ』
- 鳥居龍蔵 1917「平安南道黄海道古蹟調査報告」『大正五年度古蹟調査報告』 朝鮮総督府
- 鳥居龍蔵 1946「中国支石墓（石棚）の研究」『燕京学報』 第 31 期
- 沈奉謹 1985「韓国文化の日本伝播」『アジア公論』 1985 年 10 月号 韓国国際文化協会
- 長崎県教育委員会 1988『中道壇遺跡』
- 中村大介 2004「方形周溝墓の成立と東アジアの墓制」『朝鮮古代研究』 第 5 号, pp.27-50
- 中村大介 2007「日本列島における弥生時代開始期の墓制」『アジアの巨石文化と支石墓』, pp.123-148, 東北亜支石墓研究所
- 中村大介 2008「東北アジアにおける支石墓の成立と伝播」『中国史研究』 第 52 冊
- 中村大介 2009「弥生時代開始期の木棺墓」『木・ひと・文化』, pp.273-289, 出土木器研究会
- 中村大介 2012『弥生文化形成と東アジア社会』 塙書房
- 中橋孝博 2003「大友遺跡第 6 次調査出土人骨」『佐賀県大友遺跡Ⅱ』, pp.50-63
- 西谷正 1980「日朝原始墳墓の諸問題」『東アジア世界における日本古代講座』 1, pp.152-191, 学生社
- 端野晋平 2003「支石墓伝播のプロセス」『日本考古学』 第 16 号, 1-25
- 端野晋平 2015「近年の弥生時代開始期墓制論の検討」『古文化談叢』 第 74 号, pp.95-129
- 藤田亮策 1934「朝鮮古代文化」『岩波講座日本歴史』 岩波書店
- 古澤義久 2014「玄界灘島嶼域を中心にみた縄文時代日韓土器文化交流の性格」『東京大学考古学研究室紀要』 第 28 号, pp.27-80
- 三上次男 1961『満鮮原始墳墓の研究』 吉川弘文館
- 三原正三・宮本一夫・中村俊夫・小池裕子 2003「名古屋大学タンデロン加速器質量分析計による大友遺跡出土人骨の ^{14}C 年代測定」
『佐賀県大友遺跡Ⅱ』, 64-69
- 宮本一夫 2000『中国古代北疆史の考古学的研究』 中国書店
- 宮本一夫 2001「第 4 章 大友支石墓の変遷」『佐賀県大友遺跡 - 弥生墓地の発掘調査 - 平成 12 年度文部省科学研究費補助金特定領域
研究 A (1)』 pp.52-59, 九州大学大学院人文科学研究院考古学研究室
- 宮本一夫 2012「弥生移行期における墓制からみた北部九州の文化受容と地域間関係」『古文化談叢』 第 67 号, 147-176
- 森貞次郎 1969「日本における初期の支石墓」『金載元博士回甲記念論集』, pp.974-992, 藜堂金載元博士回甲記念事業委員会
- 八幡一郎・田村晃一 1990『アジアにおける巨石文化』 六興出版
- G. ダニエル 1958『メガリス』 (近藤義郎訳 1976, 学生社)
- G. チャイルド 1936『文明の起源』 (欄津正志訳 1951, 岩波書店)

(中文)

- 陳元甫 2003「浙江石棚墓研究」『東南文化』 2003-11, pp.31-38
- 華玉冰 2011『中国東北地方石棚研究』 科学出版社
- 浙江省文物考古研究所・温州市文物保護考古所・瑞安市文物館 2014『浙南石棚墓調査発掘報告』
- 許玉林 1994『遼東半島石棚』 遼寧科学技術出版社

(韓文)

- 慶南發展研究院歴史文化センター 2009『金海栗下里遺蹟Ⅱ』
- 高麗大学校埋蔵文化財研究所 2001『寛倉里遺蹟』
- 高麗大学校考古環境研究所 2005『道三里遺蹟』
- 国立光州博物館 2002『霊岩嶺陽里支石墓』 (嶺村支石墓・水旺支石墓)
- 金秉模編 1982『アジアの巨石文化』 漢陽大学校出版部

- 金載元・尹武炳 1967 『韓国支石墓研究』 国立博物館
- 東亜細亜文化財研究院 2012 『晋州虎灘洞先史遺跡』
- 木浦大学校博物館 1984 『壺岩青龍里・長川里支石墓群』
- 全南大学校博物館 2002 『光州梅月洞トンサン支石墓群』
- 李榮文 2002 『韓国支石墓社会研究』 学研文化社
- 任世權 1976 「朝鮮半島支石墓の総合的検討」『白山学報』 20
- 社会科学院 2002 『朝鮮のコインドル研究』 中心
- 庄田慎矢 2007 『南韓青銅器時代の生産活動と社会』 忠南大学校大学院博士学位論文 (英文)
- Joussaume R. 1985 *Dolmens for the Dead*, Cornell University press.
- Menon S. M. 2012 *Cosmic considerations in megalithic architecture*, Thesis of doctor degree, Manipal university.
- Trifonov V. A. The dolmen Kolikho, western Caucasus: isotopic investigation of funeral practice and human mobility, *Radiocarbon*, vol.54 no.3-4, 761-769.
- Yassine, K.(ed.) 1988. *Archaeology of Jordan: Essays and Reports*. Amman: Department of Archaeology and University of Jordan.

¹ 上杉彰紀氏のご教示による

² 墨房里式支石墓の地上、地下の認定については、研究者間での相違がある。社会科学院（2002）が地下式と考える者の多くは付加施設が埋まったものを地下に構築された石槨と考えているが、フラスコ状に掘られた墓壇にそって石槨を構築する埋葬施設などない。

³ 庄田慎矢（2007）はこの共伴を認めつつも、住居上層での出土であることから混入の可能性もあると注意を喚起している。本稿では松菊里型住居の出土土器は基本的に床面ではないことを踏まえ、共伴していたと考えておきたい。

⁴ 嶺南地方においても金海栗下里 B-9 号割石石棺墓から細形銅剣が出土している。こちらは把頭飾の型式などを考慮しても粘土帶土器Ⅱ期に属するようである。

⁵ 実際には川原石なので端野晋平（2015）の指摘をうけると川原石石棺とするのが正確である。ただし、本稿では祖形である朝鮮半島南部との関係がわかるように、割石石棺の用語を使用しておきたい。

⁶ 風観岳支石墓の主体部が土壇のものと板石石棺のものとは墓壇の形態が異なっており、前者に木棺が設置されていたと考えたとしても裏込めの空間が大きく異なる。

⁷ 南江流域にも1点出土しているが、ここや慶南東部地域を通じてくるのであれば、関係の深い糸島地域や福岡平野でも出土するはずであるが、これらの地域では新しい時期まで有茎式石剣がなく、型式も異なる。なお、より東方の北九州市城野遺跡では茎部が多段の有茎式石剣が、松菊里文化と関係の深い三角形石包丁をともなって出土している。

韓国青銅器時代支石墓の葬送儀礼

尹 昊弼 著 (古澤 義久 訳)

I. 序論

人間の死は生物学的な死に加え、社会的存在としての意味も消滅するため、動物とは異なり死についての多様な思想が生まれる。即ち、人間は集団の構成員として相互関係を通して社会体系を維持するために個人の死は社会構造を変化させる重要な要因の一つとなる。従って人間の死はそれ自体社会的意味があり、葬礼という儀礼を通して変化の秩序を再度打ちたて、死者が残した隙間を象徴的に埋めることとなる。死についての儀礼は時代、場所、人種、風習などにより、とても多様に現出するが、遺体を現世から死後の世界へ送る哀悼の意味は似通っている。従って遺体を処理する方法と意識の行為である「葬送儀礼」は死者との離別を哀悼する表現方法として一連の過程を経るようになる。また死者を処理する方法によって多様な形態の墳墓が造られる。墳墓は複合社会の発展によって形態と規模、立地と配置、意味と象徴性などが漸次拡大し、個人の墳墓の機能を超えて集団の共同記念物としての役割を果たすようになる。

従って本論文はこのような観点で韓国青銅器時代支石墓の葬送儀礼を検討しようと思う。研究方法は支石墓の型式の中で最も多様で複雑な構造を持つ地下式支石墓を中心に細部属性を検討し、段階別築造様相をモデル化する。葬送儀礼は築造過程の各段階であらわれる様相を細部的に検討し、その意味を把握し、さらに葬送儀礼の社会的意味についても簡略に検討しようと思う。検討対象の時間的範囲は青銅器時代中期を中心とする(註1)。

II. 支石墓の構造と築造段階

1. 構造と型式

1) 構造

支石墓の形態と構造は多様に確認されるが、細部的な属性を総合してみると、大きく上石、支石、墓域、墓壙、充填石(充填土)、蓋石、埋葬主体部(石築石棺、箱形石棺、木棺、土壙)などに区分することができる。これらの属性は支石墓の型式によって適用される様相が異なり、細部的には時期別、地域別、立地形態、墳墓群などによって選好する属性の傾向も差異がある。支石墓の構造及び各細部属性、特徴を整理すると図1及び表1のとおりである。

2) 型式分類

支石墓の型式は研究者ごとに多様な分類案を提示されているが、最も基本的な分類案は卓子式(北方式)、碁盤式(南方式)、蓋石式(無支石式)、囲石式にわけられる案である(李榮文 2002:96-100)。細部的な型式分類は墳墓の機能と性格を最もよく反映するものが重要であるため被葬者を中心と

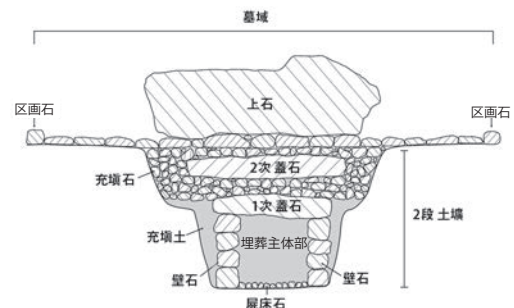


図1 地下式支石墓の構造模式図

表1 支石墓の細部属性及び特徴

細部属性	特 徴
上 石	<ul style="list-style-type: none"> ・支石墓の最も特徴的な属性 ・規模と形態の多様性→巨大化と簡略化 ・外形の形態によって区分：塊石形、長楕円形、長方形、板石形 ・多様な機能で利用される <ul style="list-style-type: none"> →墓標的機能、祭壇的機能、標識的機能（交通路、境界、特殊空間） ・採石→発達した石材加工技術、石材専門工人の登場 ・運搬過程で集団的労働力必要
支 石	<ul style="list-style-type: none"> ・上石を支える機能 <ul style="list-style-type: none"> →上石を目立たせる。上石と埋葬主体部を分離（埋葬主体部保護） ・支石の有無→基盤式支石墓（支石有）、蓋石式支石墓（支石無） ・大きさや形態によって区分：柱形支石、大型支石、小型支石 （卓子式支石墓と囲石式支石墓） <ul style="list-style-type: none"> ・上石の下に埋葬主体部をそのまま設置するため壁石が支石の役割をする。 ・卓子式：4枚の板石を立て埋葬主体部を造る。 ・囲石式：主に何枚かの割石を上石の下にめぐらせて埋葬主体部を造る。
墓 域	<ul style="list-style-type: none"> ・上石の下の一定の範囲に割石、川原石、板石などを積んだり敷いた施設物 ・墳墓の型式や埋葬主体部の種類と関係なく設置される。 （※蓋石式支石墓と石築石棺に最も多く設置される） ・機能的側面：上石の重さを分散させ埋葬主体部を保護 ・象徴的側面：墳墓の領域を表示したり、墳墓を知らしめる ・平面形態：長方形系、（楕）円形系→長方形系墓域が大多数を占める ・墓域区画石：割石や小型板石を積み、板石を立てる。 ・配置形態：単独配置、連接配置 ・墓域の端に沿って周溝が設置されたものも確認される ・墓域が地上に墳丘形態で造成される場合は大きく半球形と基壇形がある。
墓 壙	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬主体部が設置される空間 ・墓壙形態：一段墓壙と多段墓壙に区分される ・多段墓壙：主に2段と3段が大部分を占め、埋葬主体部の種類と関係なく全て採択される。 下部に行くほど狭くなる形態 ・多段墓壙の機能 <ul style="list-style-type: none"> —墓壙壁保護及び遺体をより深いところに安置するために使用 —墓壙を広く築造し墓域のような機能を付与するために使用 —墓壙内で埋葬主体部の材料及び充填石、遺体などを運搬するための階段としての役割
充填石 （充填土）	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬主体部の外柵を埋めたり墓壙のあいた空間を埋める際使用する土と石 ・機能的側面：埋葬主体部の保護（埋葬主体部を固定、上部荷重を支える、墓壙密閉） ・象徴的側面：死者と生者の分離及び断絶
蓋 石	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬主体部上部を覆う構造物（大部分完全密閉する） ・蓋石形態及び被せる方式が多様で、1次蓋石と多重蓋石に区分される。 ・多重蓋石の場合上下蓋石間が離れているものと、くっついているものがある。（くっついている場合、上下蓋石を互い違いに配置）
埋葬主体部	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体及び副葬遺物の保護 ・種類：石築石棺、箱形石棺、木棺、土壇、木石棺 ・埋葬主体部の床面の種類：地山面、板石、砂利、板石形割石（全面、一部分）

して区分するのが重要である。従って「遺体処理（葬法）」と「遺体保管方法（墳墓形態）」を基準とすると、最も重要なことは遺体が安置される埋葬主体部の位置である。これを基準に大きく区分し、残りは諸属性である「上石→支石（墓域）→埋葬主体部」の順に分類する。

2. 支石墓の築造段階設定

支石墓の葬送儀礼を考えるためにはまず支石墓の築造過程を検討することが必要である。それは墳墓築造が一つの儀礼行為であるためである。従って、墳墓の築造過程を各段階別に検討しながらそれに伴う儀礼行為を考える。支石墓は青銅器時代のほかの墳墓より形態と構造が多様で規模も大きく、

表2 支石墓の型式分類

埋葬主体部位置	→	地上式支石墓					地下式支石墓				
支石墓形態 (支石の有無)	→	卓子式		囷石式			碁盤式		蓋石式		
墓壇の有無 (墓域支石墓)	→	墓域設置		墓域未設置			墓域設置		墓域未設置		
埋葬主体部形態	→	石築石棺	箱形石棺	木棺	土壙	木石棺	石築石棺	箱形石棺	木棺	土壙	木石棺

区分	卓子式支石墓	囷石式支石墓
内容	地上に板石3～4枚で石棺を造りその上に上石を載せた後、遺体を埋葬し、短支石で入口を塞ぐ。	上石の下に割石や板石を数枚めぐらせた形態
	平壤 文興里遺跡 	済州島 龍潭洞遺跡 

図2 地上式支石墓の種類及び特徴

区分	碁盤式支石墓	蓋石式支石墓
内容	埋葬主体部は地下に墳墓を築造し地下には支石を設置された後、その上に上石を載せる形態	埋葬主体部は地下に墳墓を築造し地上には上石を載せる形態
	昌寧 幽里 	咸平 神谷 

図3 地下式支石墓の種類及び特徴

葬送儀礼の様相もそれぞれの支石墓によって多様になされたものと考えられる。従ってこれを総合的に検討するためには支石墓の基本型式による築造過程をモデル化し、各築造過程の葬送儀礼を復元してみようと思う。

支石墓の一般的な築造過程は大きく、墓地選定・墓区造成段階（Ⅰ段階）—支石墓築造段階（Ⅱ段階）—管理・保存段階（Ⅲ段階）の3段階に区分され、細部の内容は表3のとおりである（尹昊弼2013）（註2）。

表3 地下式支石墓の築造段階設定

段階設定	内 容
I 段階	<ul style="list-style-type: none"> 支石墓が持続的に造成することができる共同の場所を選定し造成する段階 墓地選定段階（I-①段階）と墓区造成段階（I-②段階）に区分。
II 段階	<ul style="list-style-type: none"> 支石墓を築造する段階で築造準備段階であるII-1段階と築造及び埋葬段階であるII-2段階に区分される。 II-1段階：築造の共通段階として墓区内の墓域選定及び整地段階（II-1-①段階）、築造材料の採石段階（II-1-②段階）、築造材料の運搬段階（II-1-③段階）の3段階に区分される。 II-2段階：被葬者を埋葬するための構造物を造る段階で地下式支石墓の築造過程は①墓壇掘削、②屍床石及び壁石（4壁）設置、③遺体安置及び遺物副葬、④埋葬主体部内部埋土・埋石、⑤蓋石被せ、⑥蓋石上部埋土、⑦支石及び上石設置、⑧墓域施設設置など総8段階に区分される。
III 段階	<ul style="list-style-type: none"> 墓区拡張に必要な準備作業と墓区景観及び築造された墳墓の維持・保守作業で基本的に伐木と伐草を通して清潔状態及び眺望権を確保し墓区景観を維持する。このような支石墓築造の段階は単純に支石墓の外形的枠組みを造る作業のみならず墳墓築造に必要な前後の作業までも全て包含する。従って葬送儀礼もこのような段階別作業に応じてなされるようになる。

Ⅲ. 支石墓の葬送儀礼

支石墓の葬送儀礼復元はまず儀礼の構成要素である場所、儀式、供献の観点についての概念及び意味を把握し、これを段階別築造過程で現れた儀礼遺物の特徴を通して葬送儀礼の機能と意味を始原的に考えようと思う（註3）。

1. 儀礼の構成要素と儀礼遺物

1) 儀礼の構成要素

先史時代の儀礼（註4）は基本的に自身と家族の安寧を祈願するためのもので日常生活全般でなされるようになる。しかし、特別な場合には祈願の目的によって日常の場所が意味化されたり、特別な場所が祭場となる儀礼が行われる。儀礼場所を広義の集落空間から区分してみると大きく、生活儀礼（住居地域）、葬送儀礼（墳墓地域）、農耕儀礼（耕作地域）、水辺儀礼（川岸、海岸等）、山岳儀礼（山岳地域）などにわけることができ、それぞれの儀礼は祈願の目的に応じて多様な形態を示す。従って多様な儀礼様相を包括的に理解するためには基本的な要素を検討することが必要である。儀礼の基本的な構成要素は大きく、場所（祭場）、儀式、供献にわけることができる。

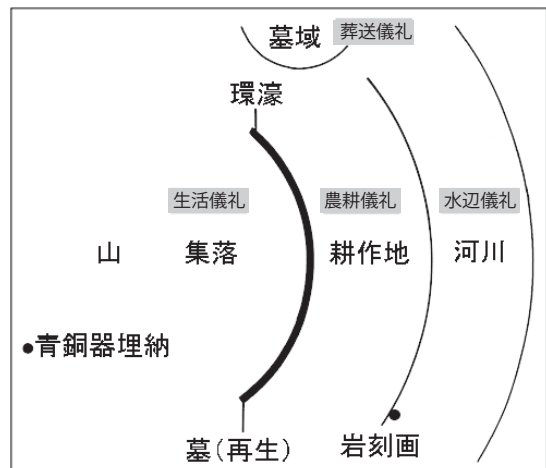


図4 集落内儀礼空間（李相吉 2000:199）

儀礼場所は儀礼が行われる祭場として祈願の目的により多様な場所でなされるが、大きく日常生活空間と専用の儀礼空間に区分される。しかし、これは空間的差異（位置、立地）があるのみで包括的には「現世と来世」を連結する場所であるとか「参与者と超越者」を連結する場所とみることができる。また、儀礼場所は基本的に聖なる場所としていつも清潔に維持されなければならない、汚染から守らなければならない。儀式は主管者や参加者が儀礼対象（神や超越者、死霊、自然、動植物など）に祈願したり疎通することができるよう行われる一定の行動様式をいう。儀礼儀式で最も重要なことは

儀礼対象が臨齋したり、臨齋するように誘導することである。即ち、儀礼対象と疎通する過程と結果が儀礼儀式の中で出てこなければならないのである。従って、儀礼儀式は一定の過程が必要で、これを厳粛に進行し、集中させるための装置が準備される。まず信仰対象を「象徴化」する作業が必要で、次に参加者が儀礼過程に集中することができる「儀式」が必要である。象徴化は儀礼対象に対する象徴物を使用したり、装飾、形状、美術、図像など多様な方式が使用される。

儀式は周囲の集中を通して儀礼行為に必要な意識状態をつくるもので、道具（光、音、匂いなどを誘発させるもの）を利用し周囲を喚起させ、参加者を集中させる。このときの意識状態は祈祷（祈願）の言動作、体験、敬畏心などである。

供献は犠牲物と膳物という二種類の類型が使用される。供献物は物件、飲食、動物、人などがある。供献方法は儀礼対象に供献物を供えることが基本的な方法で、これ以外に生きている生命を犠牲にしたり、供献物（物件、飲食、飲料など）を毀損するなどいろいろな方法がある。供献物の毀損方法は飲食と飲料の場合は分け与えたり、撒いてしまう行為があり、物件は壊したり隠して（埋めて）しまう行為がある（尹昊弼 2011:157-160）。このような儀礼の基本構成要素を青銅器時代の墳墓儀礼に適用するならば次のとおりである。

青銅器時代の墳墓儀礼は被葬者を送る葬送儀礼で、専用の儀礼空間は「墓区」（註5）を中心として儀礼がなされる。広い意味では墳墓を築造する全ての過程で儀礼がなされるために墳墓築造に必要な材料を持ってくるところ（採石場）と材料を運搬する運搬路も祭場となる。墳墓儀礼で行われる儀式はほかの儀礼儀式に比べ最も体系的で複雑である。それは人間が最も恐れる「死」と関連しているためである。また巨石を利用する墓制の特性上儀礼期間が長く、多くの人が動員されなければならないために一定の墳墓築造及び葬送儀礼システムが必要である。特に、墳墓儀礼は被葬者の社会的関係を儀礼過程で整理するもので、社会的・政治的变化が起きるために多様な節次が必要となる。従って儀礼が進行する間、儀礼対象を象徴化し儀礼対象が臨齋することができるよう多くの装置（道具、行為）が動員される。また、各祭場では段階別に儀礼がなされる。供献物は大部分、土器、石器、玉、青銅器などで日常用品と供献のための特殊用品にわけられる。前者は墳墓築造の各段階別儀礼行為で破壊されたり、毀損された状態で主に破片の形態で使用され、後者は被葬者が安置される空間である埋葬主体部内部や外部の別途空間に完形の形態で副葬される。

2) 墳墓儀礼遺物

墳墓で確認される遺物は基本的に全て儀礼的行為を通して埋納されたもので完形と破片に区分される（註6）。また、墳墓出土遺物を細分すると、大きく副葬遺物と儀礼遺物に分けることができる（尹昊弼 2000:51-52）。

副葬遺物は死後の世界のための遺物として主に遺体とともに埋納される。大部分の副葬遺物は埋葬主体部内に副葬され、一部は棺外に副葬空間を設けて副葬する。これは副葬遺物も遺体のような象徴的な意味を持っており、副葬形態でも遺物を保護しようとする意図があることがわかる。副葬遺物の意味をさらに考えると、大部分の副葬品は被葬者の身辺遺物として被葬者の衣服、装着されている装身具、所持している武器や土器などである。これらの身辺遺物は死後の世界に必要な遺物であるが、現世では被葬者の社会的地位とアイデンティティを示す象徴的遺物となる。副葬遺物の中には墳墓儀

礼専用に製作されたものがあるが、代表的な遺物は赤色磨研土器と彩文土器である。これらの遺物は形態や製作技法が一般の無文土器と全く異なり、表面は赤色と彩文で彩られている。これは死後の世界で被葬者の安寧を祈る供献の一形態であるとみられる（註7）。土器以外の儀礼専用遺物は原形の一部を毀損したり、原形を新しい形態で作成し「儀器化」している（註8）。このような儀礼専用遺物の使用は墳墓儀礼が他の儀礼に比べ相対的にとても重要な儀礼行為であったことを示してくれる。

儀礼遺物は墳墓の築造過程と遺体を安置する前後に行われる儀礼行為を通して埋納され、大部分破片で出土する。これは遺物を儀礼的行為に使用するために人為的に毀損したり破損したためである。このような行為は一般遺物を儀礼遺物に転換する最も基本的な方法で、原形を毀損することで、生命がない事物に「死」の意味を付与し、現世の物件ではない死後の世界の物件へと変えているのである（註9）。従って儀礼遺物と副葬遺物は形態的または意味的にも厳然と区別され、これは儀礼行為の多様性を示している。墳墓で儀礼遺物の出土位置を調べると、土壇の床面から埋葬主体部、墳墓の周辺に至るまでほとんど全ての地点で儀礼遺物が確認される。これは築造の各段階によってとても多様な儀礼行為がなされたものであり、青銅器時代の葬送儀礼の特徴であるとみることができる。

2. 支石墓の葬送儀礼の復元

1) 築造Ⅰ段階の儀礼

墓地選定と墓区造成は集団が成立する時点でなされるもので、個人の墳墓築造や葬送儀礼とは関連性が少ない。しかし、集団の特別な場所としての意味があり、祭礼行為も集団的になされたのである。

(1) 墓地選定段階（Ⅰ-①段階）：山川儀礼

墓区の立地と関連したことで立地選定基準はいろいろな種類があるが（註10）、儀礼的観点からみると自然地勢と密接な関連性があり、立地によって多様な儀礼行為が行われたものと推定される。丘陵に立地する場合は山と関連した儀礼（山神祭）が行われ、川岸に立地する場合は川（水）と関連した儀礼（水神祭）がなされた。このような儀礼は周辺環境の浄化を通して集団の神聖な領域であることを知らしめ、墓区を保護するためのものである。

(2) 墓区造成段階（Ⅰ-②段階）：地神儀礼

墓区は墳墓が造成される空間で地に対して持続的な形質変更をすることになる。従って地神に墓区の存在を知らせる儀式を通して墓区を神の領域に包含させて、社会構成員にも墓区が聖なる特別な場所であることを認識させる。また神聖な空間が永遠に維持されるように草木伐採を通していつも整備された状態を維持する。このとき伐採された草木は火で焼くことで土地の死霊を厄払いし（都出比呂志 1991:236）、地霊に対する真檀祭儀の意味を持つ（金東淑 2002:72）。

2) 築造Ⅱ段階の儀礼

築造Ⅱ段階の儀礼は被葬者が死に面したとき始まるもので、被葬者が安置される空間を選定し、それによる外形的な枠組みをつくる過程から進行する儀礼である。儀礼は築造Ⅱ-1段階と築造Ⅱ-2段階により区分される。築造Ⅱ-1段階の儀礼は共通して進行する儀礼として墓域選定及び整地、採石、石材運搬などに伴う安全祈願及び地に対する儀礼が行われる。築造Ⅱ-2段階から支石墓の型式によって築造段階が異なるために儀礼様相も異なる。

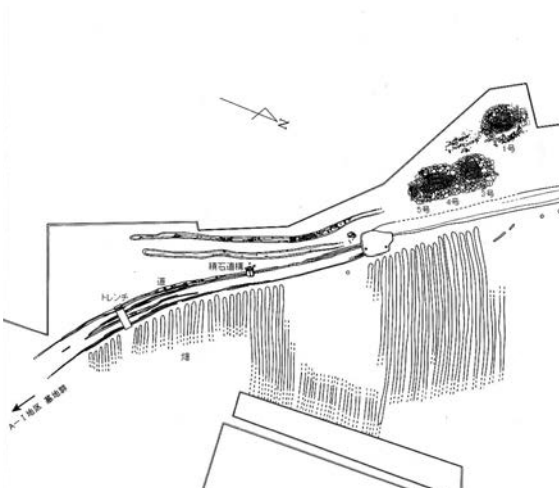


図5 左：鎮安如意谷遺跡 上石運搬路、右：インドネシア スンバ島上石運搬（賈鍾壽ほか 2009）

（1）築造Ⅱ - 1 段階

①墓域選定及び整地（Ⅱ-1-①）：整地儀礼

墓域選定には集団の同意が必要である。これは限定された墓区内に墳墓を造成することができる許可のみならず墓区内の位置、占有形態と範囲などを決定することである。大部分の支石墓は一定の間隔を維持しながら列状と群状に配置される。このような配置形態は集団の墳墓造成が一定の計画により進行したことを示す（註 11）。墓域整地作業は支石墓築造の始まりを示すもので地に対する儀礼がなされる。墓区自体が神の領域であるから、整地することは神の領域を侵犯するもので、墓域は被葬者が永遠に安息する空間である。従って地神に被葬者の死を知らせ、遺体と靈魂を安全に保護する祈願の儀礼が行われ、社会構成員には被葬者の墳墓の位置と領域を知らしめるものとみることができるだろう。

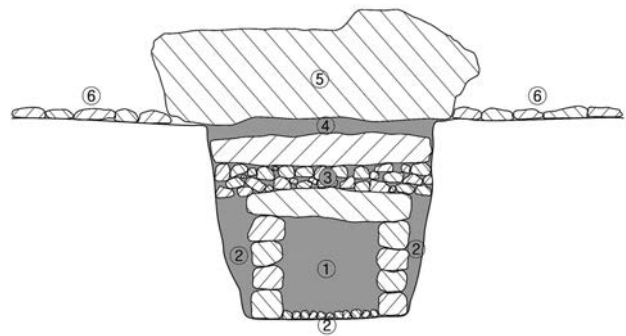


図6 地下式支石墓模式図及び出土遺物の位置

②採石段階（Ⅱ-1-②）：採石儀礼

採石場でなされる儀礼である。採石は岩盤から石を切り出し、人間の必要に応じて変形させることで、整地行為のような意味を持つ。また、切り出した石は墳墓の部材として使うために神聖視された。従って採石儀礼は採石がなされる岩盤に対する儀礼と切り出した石に対する儀礼に区分することができる（註 12）。岩盤に対する儀礼は巨石思想とも連結するもので石材を供給してくれるものに対する感謝と採石作業の安全を祈願する儀礼行為がなされたものである。また、切り出した石は儀礼行為を通して自然の産物から靈魂の産物に変わる。それは大きさと形態が変わったことにより本来の意味はなくなり、新たな意味が付与される。このような儀礼行為は採石行為を担当する専門工人により主導されたものとみられる（註 13）。

③石材運搬段階（Ⅱ-1-③）：運搬儀礼

運搬儀礼は運搬の開始から到着に至るまで全工程にかけて行われる。運搬過程は自然的・地形的抵抗要素を克服しながら進行される、とても骨が折れる協働心が必要な作業である。従って石材運搬の過程では被葬者に対する儀礼行為（註14）とともに石材の円滑な運搬と運搬に動員された人々の協働心鼓舞のための儀礼行為が主となる。まず採石された石材は運搬に先立ち石材の浄化次元で不浄をなくす儀礼行為と運搬の安全を祈願する儀礼行為が行われる（註15）。石材の運搬の中で最も難しいことは上石の運搬である。上石の規模が大きく重いために移動時に上石自体をコントロールすることが難しく、移動中数多くの抵抗要素を克服することも難しい部分である。従ってこれを解決するため的人為的労力も必要であるが儀礼を通した安全祈願の行為も必要である（註16）。上石が墓区に到着するとこれによる儀礼が進行する。墓区で上石を迎える儀礼と墓区に入ることを許可する儀礼である。それは上石を安全に運搬したことに対する補償と墳墓築造を最終的に許諾するものである。墓区は神の領域として生者の世界とは離別を告げるものである。従って入石許可とともに哀悼の標示がなされる（Adams,Ron L.2007:162）。

（2）築造Ⅱ-2段階

地下式支石墓の築造過程は全てで8過程で構成され、各段階ごとに儀礼行為がなされた。遺物の出土様相を通して儀礼行為の範疇を考えると図6のとおり総6箇所に分けることができる。

イ. 墓壙掘削段階（Ⅱ-2-①）：穿壙儀礼

穿壙は土を掘る作業で、整地儀礼のように「地神」のための儀礼がなされる。穿壙儀礼が后土祭と開土祭に区分される。后土祭は墓壙を掘る前に地神に墳墓造成を告げる儀礼で（国史編纂委員会編2005:98）、開土祭は墓壙掘削開始段階で行われる儀礼である（林在海1996:89）。このような儀礼は地神に墳墓造成を知らせながら被葬者と家族の平安を祈願する。穿壙儀礼についての考古学的な資料は儀礼に使われた土器片と穿壙に使った土掘具（石斧）、そして石器を再加工する砥石などが出土することがあるが、墓壙内部よりは主に上石周辺や墓域で確認される（註17）。

ロ. 屍床石及び壁石設置段階（Ⅱ-2-②）：築造段階

屍床石と壁石の設置は遺体が安置される空間をつくるもので、内部空間は被葬者の永遠の安息処として神聖な空間である。従って不浄を避けるさまざまな祭礼行為が行われる。図6の②の範疇は屍床石の下と壁石の間、壁石と墓壙の間である。儀礼遺物は主に土器、石器、管玉などが使用される。儀礼行為は築造過程で遺物を壁石に差し込んだり、撒く方法と赤い土を敷いたり（註18）、木炭を置く場合もある。これは不浄を避け、埋葬主体部と遺体を保護し、辟邪と霊生の意味を持つ。また木炭は火と関連したもので、一種の浄化儀式とみることができる（註19）。

ハ. 遺体安置及び遺物副葬段階（Ⅱ-2-③）：埋葬儀礼、埋納儀礼

埋葬儀礼は遺体を埋葬主体部に安置する際、行われる儀礼で図6の①の範疇に該当する。遺体を安置するためには遺体を運搬する過程が必要で、ここでも遺体に対する多くの儀礼がなされる。遺体の運搬過程についての具体的な証拠は確認されないが、被葬者が死を迎えた場所や「殯」などから墓域

まで移動したものとみられる（註20）。埋葬方法は大きく、伸展葬、屈葬、洗骨葬、火葬などにわけられるが、埋葬主体部の大きさを通してある程度推定することができる（李榮文2002：338）。支石墓は築造期間が長く築造に多くの費用が伴う。従って支石墓埋葬方法の中で二次葬である洗骨葬の場合もあったものと考えられる。民族誌資料であるインドネシアの支石墓築造事例をみると、Dompu地域やスンバ島地域では家族の経済力により被葬者を仮埋葬した後、墳墓築造が可能な時点まで待ち、葬礼を行う場合が多い（ハリス・ステンダル2004：尹昊弼2012a）。火葬の場合は春川中島支石墓で焼いた人骨とともに炭が発見されたことがある（江原大学校博物館1984）。このような洗骨葬や火葬からは当時の人々の来世観を窺うことができる。遺体解体の究極的な目的は骨格への還元で分化することのできない最小単位へ戻ることである。骨は人間の心の中にある永遠不変の創造的源泉の象徴で、靈魂の根源的な構造である。従って骨を通して死んだ者が再生、復活すると信じているのである（国史編纂委員会2005:57）。来世観を反映することの一つに被葬者の頭位方向をあげることができる。韓国は酸性化土壌が多く、人骨の出土頻度が極めて少なく、正確な頭位方向パターンを知ることができないが、埋葬主体部の長軸方向を通して推定することができる。埋葬主体部は一定の方向性は持っているが、定型化されたものではなく、立地地形の等高線方向に配置されたり、周辺の自然地勢によって方向が決まる場合が多い（趙鎮先1997）。従って被葬者の頭位方向も自然方位よりは周辺地勢によって異なるのである。

埋納儀礼は被葬者のための副葬遺物と儀礼遺物を埋納する行為で図6の①の範疇に該当する。副葬遺物は死後の世界に使用される物件で、その種類は石剣、石鏃、赤色磨研土器、玉、銅剣、紡錘車、漁網錘、石斧、砥石、半月形石刀などで大部分の生活遺物が全て含まれる。しかし主となるものは石剣と石鏃（武器）、赤色磨研土器（容器）、玉（装身具）などで、被葬者が死後の世界でも現世のように武器を通して自身を保護し、狩猟し、容器で食べ物を食べ、装身具を通して自身を示したものとみられる。従って遺物の副葬を通して被葬者を哀悼し、死後の世界での靈生を祈るものとみることができる（註21）。儀礼遺物は築造過程によって各段階別に儀礼に使用された遺物である。

二. 埋葬主体部内部埋土・埋石（Ⅱ-2-④）。蓋石被せ（Ⅱ-2-⑤）。蓋石上部埋土（Ⅱ-2-⑥）：密封儀礼

図6の③、④の範疇に該当する。遺体安置と遺物副葬が終わると、埋葬主体部内部を土と石を利用して充填することとなる。これは内部のあいた空間を埋めるものとして外部から遺体を保護し（植物と動物など）、遺体が腐っても遺骨が散らばらないようになる。また、上部の荷重から埋葬主体部を保護する役割も果たす。従って遺体保護を通して被葬者を死後の世界へよく送る祈願の意味があり、また遺体を動かすことができない状態にし、蘇生することができないようにする意味もある。儀礼行為は主に埋葬主体部を埋めた後、蓋石を被せる前になされる。蓋石を被せることで埋葬主体部が完成する。埋葬主体部の完成は生者との断絶を可視的にみせてくれるものでそれ自体が重要な儀礼である。埋葬主体部の上部には上石がおかれるようになるが、その間にもあいた空間が存在する。この部分を埋めることは遺体と埋葬主体部を保護する役割を果たすと同時に再度密封する意味も持つ。これは生者との断絶を堅固にするもので漸次発展し、多重蓋石や多段土壙の構造に変わっていく（尹昊弼2005,2009）（註22）。

ホ. 支石及び上石設置（Ⅱ-2-⑦）：上石儀礼

図6の⑤の範疇に該当する。支石墓上石は外形的に最も目立つ部分で、それ自体が墳墓を示す重要な象徴物である。従って、上石の使用自体が重要な儀礼行為となる。上石を通して墳墓を知らしめ、引き立たせながら被葬者を認知するためである。このような意味が拡大しながら墓区を示す墓標的な機能を果たすようになる。上石の長軸方向をみると、埋葬主体部の方向のように河川や稜線の方向などの周辺の自然地勢と密接に関連する。これは自然崇拜思想と関連したものであると考えられる。

上石に示された儀礼行為の一つとして性穴を挙げることができる。性穴に関しては多様な意見が提示されているが、当時が農耕社会であるということを勘案すると多産と豊穰を祈願する信仰的儀式的表現とみることができる（註23）。性穴の造成は上石が設置された時点と以後の時点にわけることができる。前者は被葬者の観点で身は死んでも靈魂は生きていることを示し、被葬者をこの世からあの世へ無事に行くことができるようにする一種の方法であるともみることができる（国史編纂委員会編2005：79-80）（註24）。後者は生者の観点で神の領域に入った祖先の力を借りて多産と豊穰を祈願したものと把握される。

ヘ. 墓域設置（Ⅱ-2-⑦）：墓域儀礼

図6の⑥の範疇に該当する。墓域は埋葬主体部を保護し、墳墓の領域を表示し、墓区内占有様相を通して社会的地位を公認させる。また、死後の祭祀空間としても活用される。従って、墓域の造成は墳墓の完成を意味し、被葬者を祖先神として認められるようになるのである。

3. 築造Ⅲ段階儀礼

Ⅲ段階は墳墓造成完了後行われる儀礼である。墳墓の築造過程儀礼は哀痛と哀悼が主となるとする、墳墓完成後の儀礼は誠敬が主となる。儒教喪礼ではこれを平土祭と呼ぶ。平土祭は棺を置き、土を地面まで埋めた状態で行われることもあるが、墳墓が完成した状態で主に行われるもので（国史編纂委員会編2005：109）、被葬者が最後に行く道を哀悼し、動員された人々のために饗応を催すのである。考古学的証拠としては儀礼に使用された供献物や使用された道具、飲食物などを挙げるができる。供献物と使用された道具は大部分破損し破片で出土するが、飲食物は残った骨を通して確認される。調査事例では全南和順泗洙里遺跡で動物骨が確認された例がある（註25）。このような様相は支石墓が築造されるインドネシアでも普遍的に行われる儀礼として注目される（ハリス・スケンダール2004：60）。これ以外に墳墓築造後の祭祀は大きく3種に区分される。茶礼（名節に執り行うもの）、忌祭（祖先が亡くなった日に執り行うもの）、省墓と墓祭（墓を管理しながら執り行うもの）である。これらの祭祀がたとえ儒教の風習であったとしても青銅器時代の墳墓祭祀も似たような様相で進行したものと推定される。それは儒教の喪礼が「農耕」と「孝」を基盤としたために発達した農耕社会であるとともに家族中心社会である青銅器時代の葬礼風俗とも似た様相であったと考えられる。墳墓の管理は祖先に仕える祖先崇拜と結びつき被葬者を社会構成員に持続的に認識させるようになる方法となる。これは被葬者の社会的地位を死後でも権力の継承を正当化し家族の社会的地位も保証されるようにする意図もみられる。死後祭祀は墳墓築造完了後行われるものと周期的に行われるもの、墓区全体に対するものなどにわけることができるが、物質的証拠は確保困難である。墳墓管理は個別墳墓の

表4 支石墓築造段階による葬送儀礼の様相

築造段階		段階別築造過程	段階別儀礼	儀礼内容	
I 段階	①	墓地選定	山川儀礼	・周辺環境を浄化し神聖な地域にする ・集団儀礼として墓区保護を祈願（山神祭、水神祭など）	
	②	墓区造成	地神儀礼	・地神に墓区存在を知らせ社会構成員には墓区を聖なる特別な場所であると認識させる ・集団儀礼が行われる	
II 段階	II-1 段階	①	墓域選定及び整地	整地儀礼	・地神に被葬者の死を知らせ遺体と靈魂の保護を祈願（地に対する儀礼） ・社会構成員に被葬者の墳墓領域を知らせる
		②	採石	採石儀礼	・墳墓材料の供給源としての感謝儀礼 ・採石作業の安全祈願
		③	石材運搬 (上石、壁石、屍床石など)	運搬出発	・上石浄化（上石移動に先立ち洗う）及び安全事故想起
	運搬過程			・安全運搬祈願 ・被葬者の死と社会的地位を知らせる ・骨の折れる作業に伴う激励と補償	
	運搬到着			・入石許可及び哀悼表示 ・協働作業に伴う激励と補償	
	II-2 段階	①	墓壇掘削	穿壇儀礼	・地に対する儀礼（開土祭、后土祭） ・方向及び規模設定（来世観）
		②	屍床石及び壁石（4壁）設置	築造儀礼	・遺体保護、不浄防止、辟邪意味、靈生意味
		③	遺体安置 及び遺物副葬	埋葬儀礼 ・埋納儀礼	・埋葬儀礼：葬送儀礼、遺体運搬儀礼、埋葬方法（処理方法、頭位方向、姿勢など）、不浄防止及び辟邪 ・埋納儀礼：来世観、死後の世界に必要な物品供給、副葬遺物を通じた社会的地位表示
		④	埋葬主体部 内部埋土・埋石	密封儀礼	・遺体保護、不浄防止、辟邪
		⑤	蓋石被せ	密封儀礼	・遺体保護、生者との断絶
		⑥	蓋石上部埋土	密封儀礼	・埋葬主体部保護、不浄防止、辟邪
		⑦	支石及び上石設置	上石儀礼	・築造成功と安全を祈願 ・共同作業に伴う激励と補償 ・安寧と豊穰祈願
		⑧	墓域設置	墓域儀礼	・墳墓の領域表示及び墳墓空間認識、畏敬意識 ・築造後、祭祀空間活用
	III 段階	伐木（伐草）及び 補修作業	祭祀儀礼	・墓区・墓域を管理、補修、維持 ・祖先崇拝、被葬者の認識 ・死後祭祀 ・集団の領域表示	

みならず墓区に対する整備と補修も平行して行われる。これは墳墓を保護する以外にも集団の領域管理のためのものでもあるとみられる。先に検討した支石墓の築造段階別葬送儀礼の様相を整理すると表4のとおりである。

IV. 支石墓の象徴性と社会的意味

支石墓の葬送儀礼は被葬者の死とともに始まり、墳墓築造という一連の過程の中で多様な形態であらわれる。従って支石墓築造による段階別儀礼様相を地下式支石墓を通して検討した。地下式支石墓は遺体を地下に埋葬するために地を管掌する地神に対する儀礼と遺体を安置した後に続く密封儀礼が主となる。遺体を地に密封し閉じ込めることで生者の世界と完全に分離させることとなる（註26）。また、支石墓の築造自体が景観を意味化するもので、支石墓を単純な墳墓ではない象徴性を持った「記念物」としての性格をもつようになる。即ち、墳墓の築造は遺体のための空間を設けると同時に被葬者の社会的関係の中で墳墓の象徴性をみせる作業となる。墳墓の象徴性は被葬者の性格や社会的関係、社会発達程度により多様にあらわれるが、社会が発達するにつれ墳墓の象徴性が強化することは間違いない。青銅器時代中期の支石墓はほかの墳墓との差別化が本格的に現れ始める。大規模墳墓群造成と加えて巨大な個人墳墓を築造したり、支石墓形態の巨大な祭壇をつくり集団の境界や交通路に墳墓

などが配置される。このような墳墓の差別性は個人墳墓の儀礼的機能が拡大し、集団の共同記念物としての象徴性を持つようになる。これは共同の儀礼場所や集団を表現する意味を持つ。

支石墓は石を利用し築造される墳墓として「石」が持つ多様な意味（堅固性、永遠性）が加えられ、多様な思想的意味が示される。即ち、石に超自然的な力があると信じる呪術的思想と靈魂や神靈などが宿っているという animism 思想を内包するのである。これは韓国のみならず全世界的にひろがっている「巨石文化（巨石崇拜）」と連結する。従って、青銅器時代の墳墓は単純に遺体を保護する構造物の機能のみならず、巨石文化（巨石崇拜）の観点でも支石墓の社会的意味を考える必要がある。第一に、巨石を利用するということで被葬者の墳墓を目立たせるようにする。第二に、石を材料として使用することで墳墓は永遠性を持つ。第三に、巨石を利用した築造は多くの時間が必要であるために被葬者の死を哀悼する期間も長くなる。従って、被葬者の長い哀悼期間を通して被葬者の死により社会的変化を安定させ、それに伴う社会的地位を継承する。第四に、築造費用と社会的費用を被葬者の家族が負担することで、経済力及び社会的関係を再度公認させる役割を果たす。

V. 結論

韓国青銅器時代墳墓研究は主に外形的形態と構造、出土遺物研究を中心になされたために墳墓をめぐる社会構造や思想的な問題（葬送儀礼、来世観、世界観）などは多く扱われなかった。しかし、最近大規模な発掘調査で墳墓関連考古資料が増加し、「認知過程考古学」についての関心が高まり、青銅器時代墳墓をより包括的で多様な観点から研究しようとする試みが増加している。

青銅器時代は農耕の発達により社会的基盤が安定しながら、複合社会段階に入っていく。これは社会構造及び構成員の社会的関係が多様化し、複雑になることで、これに伴う思想的変化があらわれる。即ち、集落を中心に個人と集団のアイデンティティが強化され、集落間のネットワークを通して世界観が変化し、大規模墳墓群の造成で死生観と祖霊観が重要な思想的基盤となる。従って青銅器時代の墳墓儀礼はこのような社会的変化様相が墳墓築造や葬送儀礼に反映されて、あらわれる。即ち、死者を送る一連の過程は普遍的な社会規範であるが、その中では死者の社会的地位と関係、または生者の社会的地位と関係が墳墓の形態と規模、そして葬送儀礼の節次に重要な要素として作用する。従って、墳墓は被葬者及び築造者を表現する構造物であるとともに、死によって変化した社会的秩序と関係を再び打ち立てる媒介物となる。これは集落の規模が拡大しながら大規模な墳墓群と巨大な個人墳墓が造営され、集落間ネットワークを通して中心集落と周辺集落が生じながら、墳墓の儀礼的機能が、より強化され新しい意味を持つようになることを示す。即ち、墳墓機能以外に農耕社会の記念物として祭壇機能、墓標石機能、交通路の標識石機能、集落の境界標識石機能、仮埋葬施設などの機能などがあらわれる。このように墳墓が死者による個人記念物から集団の共同記念物として機能と意味が拡大したことを知ることができる。

本論文は 2014 年第 22 回湖南考古学会学術大会発表文である「湖南地域青銅器時代墳墓儀礼」を修正・補完し、作成された。

註 1 青銅器時代の時期区分は前期—中期—後期の 3 分期説を使用し、その画期は松菊里型文化（中期）と粘土帯土器文化（後期）が基準となる。

註 2 支石墓築造段階についてのモデルと葬送儀礼の段階設定は李相吉によってよく整理されたことがある。本稿ではこの案を積極的に受容し、その範囲を卓子式支石墓まで広く適用しようと思う。参考として李相吉は築造過程を総 9 段階に設定し、これによって

葬送儀礼はⅠ段階（整地儀礼）－Ⅱ段階（築造段階）－Ⅲ段階（埋葬儀礼）－Ⅳ段階（埋葬儀礼）－Ⅴ段階（祭祀儀礼）など全てで5段階にわけた（李相吉 1994:2000）。

註3 築造段階別葬送儀礼の様相についての考古資料が不足しているが、儀礼行為についてのより積極的な解釈と周辺学問との関連性を通して細部の儀礼様相を設定しようと思う。

註4 儀礼と関連する用語として「祭祀」がある。二つの用語は互いに似た意味として使われているが、若干の差異がある。祭祀は天神へ執り行った祭と地神に執り行った祀を合わせた祭天祀地を称したものとして国語辞典には神や死者の魂に飲食をそなえておく儀式を設けること、またはそのような儀式をいう（申瑠澈・申瑠澈 1990）。これに比べ、儀礼は秩序だった行為としてより包括的な意味で使用される。

註5 墓区は墓域の意味を拡大した概念で墳墓が造成された空間に加え、周辺の自然的空間までも包含した意味で使用される。それは「墓域」が主に個別墳墓の領域を示す意味で使用されるために墳墓が集められている墳墓群の概念を説明するには観念的差異がある。墳墓群を意味する用語としては墓界と墓地があるが、主に朝鮮時代以降から使用されたもので先史時代とは合わない概念である（尹昊弼 2000:19）。

註6 墳墓で出土する遺物の中で儀礼行為と関係ない遺物は二種類であると考えられる。一つは築造過程で意図せず土砂とともに埋まってしまった場合、もう一つは墳墓築造以後に周辺から流入した場合である。これらの遺物は大部分小型の破片で確認される特徴があるが、調査過程で几帳面に確認できなければ儀礼遺物と区別しない場合があるため注意が必要である。従って墳墓で出土する遺物は小さな破片であっても出土位置と出土状況を正確に判断しなければならない。

註7 赤色の意味については①現世と来世を連結し、死者が霊生するようにしたもの、②悪鬼や悪霊を追い払うための手段、③赤色は血を象徴するもので遺体が灰色に変わっていくことを止め永遠の生命力を持たせるようにするもの、④赤色はそれ自体の意味が死を象徴する（李隆助 1975:20）。また、生きている人が死者から生気を吸い取られる危険を遠ざけてくれる辟邪の意味もともに持っていると考えられる（李恩奉 1984:219）。

註8 一般遺物の「儀器化」は原形を過度に表現したり、小型化し原形と外形的な差別性がみられ、実用性はなくなっている。

註9 原形毀損方法は穿孔、破碎、破折、選別破碎、転用再加工などがある。土器類は主に砕いて壊し、石器は折られる。これは「死」の意味に加え儀礼で一度使用され神に捧げられた道具は二度と使用しないという禁忌の概念も包含している。

註10 墓地選定基準は大きく墓地の景観、墳墓造成空間の確保、墳墓築造材料の確保と運搬など3種類の観点でみることができる（尹昊弼 2012b:366）。

註11 墓区内で墳墓が接続して配置された場合は、親族墳墓である可能性が高い。この場合、墓域は個人別空間というよりは家族単位の空間として設定され配置されたものと考えられる。

註12 日本の「岩石祭祀」では岩石に対して大きく3種類にわけることができる。第一に神が憑依した石、第二に神が降臨した石、第三に人為的に聖域をつくった石である。これは日本の古墳時代の遺跡を中心に把握されたものであるが、その意味は先史時代でも大きく異なるものとみられる。従って支石墓の採石と関連させてみると採石場を選定し、石を切り出す過程での祭礼行為は充分に想定されるものとみられる（楢山林継 1995:12）。

註13 採石のための専門工人である「採石工」の存在について物的証拠は把握が難しいが、さまざまな状況を見るとき存在可能性が充分である。また、民族誌的な例としてスンバ島西部地域の「採石工」を挙げることができる。これらの採石工は採石のみをする専門工人として墳墓築造者たちは彼らに代価を与え採石契約を結ぶ（Adams,Ron L.2007:144-151）。

註14 被葬者に対する儀礼行為として想定することができることは被葬者を示す象徴物を上石とともに運搬する程度である。現在の例を挙げるならば死者の名前を刻んだ「名章」や死者の功徳を哀悼する文を刻んだ「輓章」のようなものとなるだろう。

註15 民族誌的な例としてスンバ島西部地域の支石墓構造では上石を運搬する前に上石をきれいに洗う儀礼がある。これは上石を水で浄化させるものとして不浄をはばむ儀礼である（Adams,Ron L.2007:152）。

註16 上石運搬と関連した資料は鎮安如意谷遺跡で一部確認される。運搬路であるB型道は2条の溝がレールのように配置されているが、溝の内部では割石と砂利、無文土器片などが多量に確認された（金承玉・李宗哲 2001:374）。この時、溝で確認された土器片は機能的な役割よりは土器片を撒く行為を通して安全と協働心を鼓舞させる儀礼行為によるものとみられる。

註17 石斧と砥石の出土様相は全南地方の蓋石式支石墓でも同様の様相で、これは副葬用よりは儀礼用遺物として把握される（李榮文 1993:153-156）。

註18 和順泗洙里遺跡 36号支石墓の床面で赤色土が確認されたことがある（忠北大学校 考古美術史学科 1990）。

註19 木炭は火と関連があり、火は邪悪なものを焼き払うものとしてきれいにしようとする浄化意識を示す（土生田純之 1993）。

註20 儒教の喪礼でみると「発軻祭」といい葬地に移動する前に祭祀を行い、葬地に到着しても祭祀を行う。また、運搬は近道を行くことなく、道に水がたまったぬかるみも避けない（国史編纂委員会編 2005:101-103）。

註21 儒教喪礼では遺体とともに埋める副葬品（容器、楽器、武器、木人、石人など）を明器というが、鬼神の物件で死者の霊生のためのものである。即ち、祭祀に使用する祭器人の器で、明器は鬼神の器となる（国史編纂委員会編 2005:106）。

註22 代表的な遺跡としては昌原徳川里遺跡、宝城東村里遺跡などがある。

註23 模倣呪術（imitative magic）儀式を通して、「穴一女性の性器一摩擦一生産」と連なる祈子信仰の形態と「穴一卵・穀粒一穀食一生産」と連なる豊穰の形態と認識されている（国立文化財研究所 2004:582）。

註24 時代は異なるが、儒教の喪礼では靈魂をあのみ世まで無事に引導するために喪輿に人物像を彫刻することもある。

註25 和順泗洙里遺跡 2次発掘調査で確認されたものは豚の歯（29号）、動物骨（36号）、山羊の骨（37号）、などである（忠北大学校 考古美術史学科 1990）。

註26 地上式支石墓の場合は遺体が地上に安置させるために被葬者を表現する埋葬主体部の築造が最も重要な儀礼となり、これを通して被葬者の存在を認識させる。

文献

- 賈鍾壽 외, 2009, 『지금도 살아 숨쉬는 숨바섬의 지식묘社會』, 북코리아.
- 江原大學校博物館, 1984, 『중도 고인돌 발굴조사보고』.
- 光州博物館, 2003, 『보성 동촌리유적』.
- 國史編纂委員會編, 2005, 『상장례, 삶과 죽음의 방정식』, 두산동아.
- 金東淑, 2002, 「新羅·伽倻墳墓의 祭儀遺構와 遺物에 관한 研究」 『嶺南考古學』, 제 30 집.
- 金承玉·李宗哲 (2001), 『如意谷遺蹟』 鎭安 龍潭댐 水沒地區內 文化遺蹟 發掘調査 報告書Ⅷ, 全北大學校博物館·鎭安郡.
- 金春英, 2005, 「지식묘를 통해 본 고대의 교통로」 『함안 봉성동유적』, 경남발전연구원 역사문화센터.
- 都出比呂志, 1991, 「墳墓」 『日本考古學-集落と祭祀-』 4, 岩波書店.
- 申瑤澈·申瑤澈, 1990, 『새우리말큰사전』, 삼성출판사.
- 尹昊昉, 2000, 「銅劍墓와 그 被葬者의 性格에 관한 研究」, 경남대학교대학원 석사학위논문.
- 尹昊昉, 2005, 「청동기시대 다중개석무덤에 관한 연구」 『咸安鳳城里遺蹟』, 경남발전연구원 역사문화센터.
- 尹昊昉, 2007, 「고찰: 2. 유구」 『사천방지리유적Ⅲ』, 경남발전연구원 역사문화센터.
- 尹昊昉, 2009, 「청동기시대 묘역지식묘에 관한 연구」 『경남연구』 1, 경남발전연구원 역사문화센터.
- 尹昊昉, 2011, 「한국 선사시대의 수변의례」 『고대 동북아시아의 수리와 제사』, 학연문화사.
- 尹昊昉, 2012a, 「청동기시대 장송의례의 재인식」 『무덤을 통해 본 청동기시대社會와 문화』, 학연문화사.
- 尹昊昉, 2012b, 「경기도지역 지식묘의 장송의례」 『인문논총』 제 30 집, 경남대학교 인문과학연구소.
- 尹昊昉, 2013, 「축조와 의례로 본 지식묘 社會연구」, 목포대학교 대학원 박사학위논문.
- 李相吉, 1994, 「支石墓의 葬送儀禮」 『古文化』 제 45 집, 韓國大學博物館協會.
- 李相吉, 2000, 「청동기시대 의례에 관한 고고학적 연구」, 대구효성가톨릭대학교 대학원 박사학위논문.
- 李盛周, 2000, 「지식묘: 農耕社會의 記念物」 『한국 지식묘연구 이론과 방법』, 주류성.
- 李盛周, 2012, 「의례, 記念物, 그리고 個人묘의 발전」 『호서고고학』 26, 호서고고학회.
- 李榮文, 1994, 「지식묘의 기능적 성격에 대한 검토」, 『배종무 총장 퇴임기념논총』.
- 李榮文, 1999, 「호남지역 청동기시대 묘제연구의 성과와 과제」 『호남고고학보』 9 집, 호남고고학회.
- 李榮文, 2002, 『한국 지식묘社會 연구』, 학연문화사.
- 李榮文, 2011, 「호남지역 지식묘의 형식과 구조에 대한 몇 가지 문제」 『호남고고학보』 8 호, 호남고고학회.
- 李隆助, 1975, 「양평 양덕리 고인돌 발굴보고」 『韓國史研究』, 제 11 집.
- 李恩奉, 1984, 『韓國古代宗教思想』.
- 李宗哲, 2003, 「支石墓 上石運搬에 대한 試論」 『韓國考古學報』 제 50 집, 韓國考古學會.
- 林在海, 1996, 『전통상례』. 대원사.
- 趙鎭先, 1997, 「支石墓의 立地와 長軸方向 選定에 대한 考察」·湖南考古學報· 제 6 집, 湖南考古學會.
- 椶山林繼, 1995, 「日本の 祭祀遺蹟과 竹幕洞遺蹟」 『扶安 竹幕洞祭祀 遺蹟』, 국립전주박물관 개관 5주년 기념학술심포지엄 발표요지, 國立全州博物館.
- 忠北大學校 考古美術史學科, 1990, 『화순 대전 선사문화 (I) -고인돌문화-』.
- 土生田純之, 1993, 「古墳築造過程における儀禮·墳丘を中心として」 『西谷眞治先生古稀記念論文集』, 西谷眞治先生古稀記念論文集を祝する會.
- 하리스슈켈달, 2004, 「인도네시아의 고인돌」 『세계 거석문화와 고인돌』, 동북아지식묘연구소.
- 河文植, 1998, 「고인돌의 장제에 대한 연구 (I) -火葬 (火葬) 을 중심으로-」 『白山學報』 제 51 집, 白山學會.
- Adams, Ron L., 2007, "The Megalithic Tradition of West Sumba, Indonesia: An Ethnoarchaeological Investigation of Megalith Construction". Unpublished Ph.D. Dissertation, Simon Fraser University, Burnaby, British Columbia.

長崎県立美術博物館旧蔵釜山「牧ノ島貝塚」出土新石器時代土器

古澤 義久

I. 資料の現状

現在、長崎県埋蔵文化財センターは、2002年に閉館した長崎県立美術博物館（以下、美博）が所蔵していた多くの考古資料を所蔵している。その中には、韓半島各地で光復以前に採集された考古資料も含まれている。しかし、その実態についてはこれまでほとんど明らかにされてこなかった。そのため、本稿では美博旧蔵の韓半島出土遺物中、最も年代の古い「牧ノ島貝塚」採集資料について紹介し、参考に供したいと思う。

当該資料は現在「旧美博 C-54」というパンケースに収められている。「牧ノ島貝塚（東三洞）18」と書かれた紙製荷札とともにビニール袋に梱包されている。土器本体には内面に「牧ノ島貝塚」という墨書が認められる。

II. 資料の来歴

この資料の来歴に関して、閉館まで美博に勤務していた下川達彌氏に当時の事情を伺った。韓半島出土遺物はもともと長崎県立長崎図書館が所蔵していたもので、美博に所管替えとなったものであるという。長崎図書館がいつから当該資料を所蔵していたかについては不明である。1985年頃、西谷正、下條信行、田崎博之ら九州大学関係者が美博所蔵の韓半島出土遺物について資料調査を行った。荷札にある遺跡名はこのとき書かれたものであるという。

長崎図書館所蔵考古資料の多くは、壱岐の民俗学者・郷土史家である山口麻太郎によって収集されたものであるというが、山口はエナメルで遺物に注記を行っている。しかし、当該資料にはエナメルによる注記は行われておらず、山口のコレクションとは異なる特徴を持つ。光復前に釜山で精力的な考古活動を行っていた釜山考古会の構成員には長崎県由来の人物として、長崎県壱岐郡初山村字初瀬（現在の壱岐市郷ノ浦町初山東触）在住の坂口至がおり（釜山考古会 1938）、坂口から山口経由で長崎図書館にもたらされた可能性もあるが、具体的な証拠はなく、憶測の域を出ない。

III. 出土遺跡の検討

当該資料はこれまで東三洞貝塚出土品であるものと認識されてきたが、その根拠は長崎図書館に所蔵されてから、随分時間の経過した1985年の荷札に記載された遺跡名であることが明らかとなった。そのため、正確な出土地の検討には、原点に立ち戻り、当該資料本体にみられる「牧ノ島貝塚」墨書から考える必要がある。

墨書注記にみられる「牧ノ島貝塚」中の「牧ノ島」とは、光復前の絶影島の異名で、現在の影島（釜山広域市影島区）である。従ってこの資料は影島の新石器時代遺跡から出土したものであることは明らかである。これまでのところ、影島及び周辺島嶼における新石器時代遺跡としては、東三洞貝塚、東三洞下里貝塚、朝島貝塚、青鶴洞貝塚、瀛仙洞貝塚などが知られている（河仁秀 1997）。このうち光復前から知られていた遺跡は、東三洞貝塚、青鶴洞貝塚、瀛仙洞貝塚（当時は瀛仙町貝塚）の3箇

所である（及川 1933）。青鶴洞貝塚については詳細な報告はなく、横山将三郎が 1930 年 7 月 23 日に青鶴洞の海岸にかつて製肥工場のあった近くに貝塚があるというので立ち寄ってみたが、極めて狭小かつ破壊されて屋敷の下になって僅かにその名残を留めるだけで遺物は全く発見されなかったといい（横山 1933）、及川民次郎も、住宅の下となっているため今は調査不可能であると述べている（及川 1933）。そのため、青鶴洞貝塚は比較的早い段階で破壊され煙滅したものとみられ、当該資料の出土地としての可能性は低いものとみられる。

残る可能性としては東三洞貝塚か瀛仙洞貝塚のいずれかとなる。光復前の調査研究としては、東三洞貝塚については、横山将三郎や及川民次郎らによる調査（横山 1933, 及川 1933）、瀛仙洞貝塚については有光教一や横山将三郎による調査（横山 1933, 有光 1936, 1962, 金東鎬 1984）が行われている。ここで光復前における「牧ノ島貝塚」という用語法について確認する。松崎壽和の 1939 年論文（松崎 1939）では「牧ノ島貝塚」という名称がみられるが、これは東三洞貝塚のことを指している。一方、『ドルメン』2 巻 12 号に掲げられている「釜山牧之島貝塚出土土器」と題した拓影（無記名 1933）は瀛仙洞貝塚出土土器である。従って、「牧ノ島貝塚」という場合、東三洞貝塚を指す場合と瀛仙洞貝塚を指す場合の 2 通りがあることがわかる。このため、「牧ノ島貝塚」出土品は東三洞貝塚出土品または瀛仙洞貝塚出土品とせざるを得ないものと考えられる。

IV. 資料紹介と若干の考察

美博旧蔵「牧ノ島貝塚」出土資料は土器 1 点である。外面には長さ 1.1 ～ 1.3cm、幅 4mm 程度の押引文が施され、3 本の集線が一組で方形の組帯をなす。始点はやや鋭く、終点は工具を傾けたまま離しているため粘土塊がみられる部分もある。外面はナデ調整後施文に及び、内面は横方向のナデ痕が観察される。胎土には 1mm 程度の長石が混じる。焼成は良好で、外面は明赤褐色（Hue2.5YR5/6）、内面は橙色（Hue2.4YR6/6）を呈する（図 1）。

施文技法や文様モチーフから当該資料は韓半島南部地域の新石器時代前期に該当する瀛仙洞式であると考えられる。瀛仙洞式が出土する遺跡はこれまで 50 箇所余り知られているが（金恩瑩・古澤

2013）、その中で、当該資料のような 3 本一組の方形集線文の資料は瀛仙洞（有光 1962）、東三洞（Sample1974）、黄城洞（최은하 외 2012）などで確認することができる。但し、以上で例示した資料と比較すると「牧ノ島貝塚」出土資料はややストロークが長いという特徴がある。よりストロークが長い資料は、次の水佳里 I 式段階にみられる。水佳里 I 式における方形の組帯は菱形集線文と呼ばれる

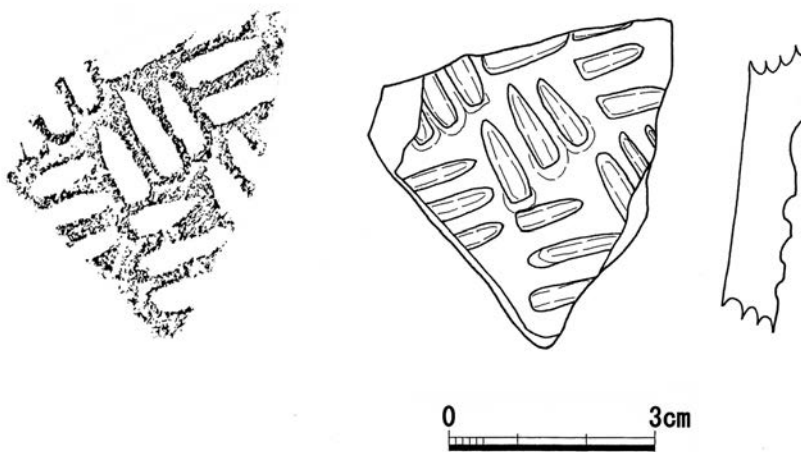


図 1 美博旧蔵「牧ノ島貝塚」出土土器

ように、ストロークが長くなっているため、菱形の組帯をなしており、4本や5本で一つの組帯をなすものが多いが（図2-6, 7）、中には3本一組で組帯をなすもの（図2-5, 8）も知られている。また、瀛仙洞式では組帯が緩く空白部がみられるものも認められるが、水佳里 I 式の集線文は組帯が明確で充填されたものが多い。

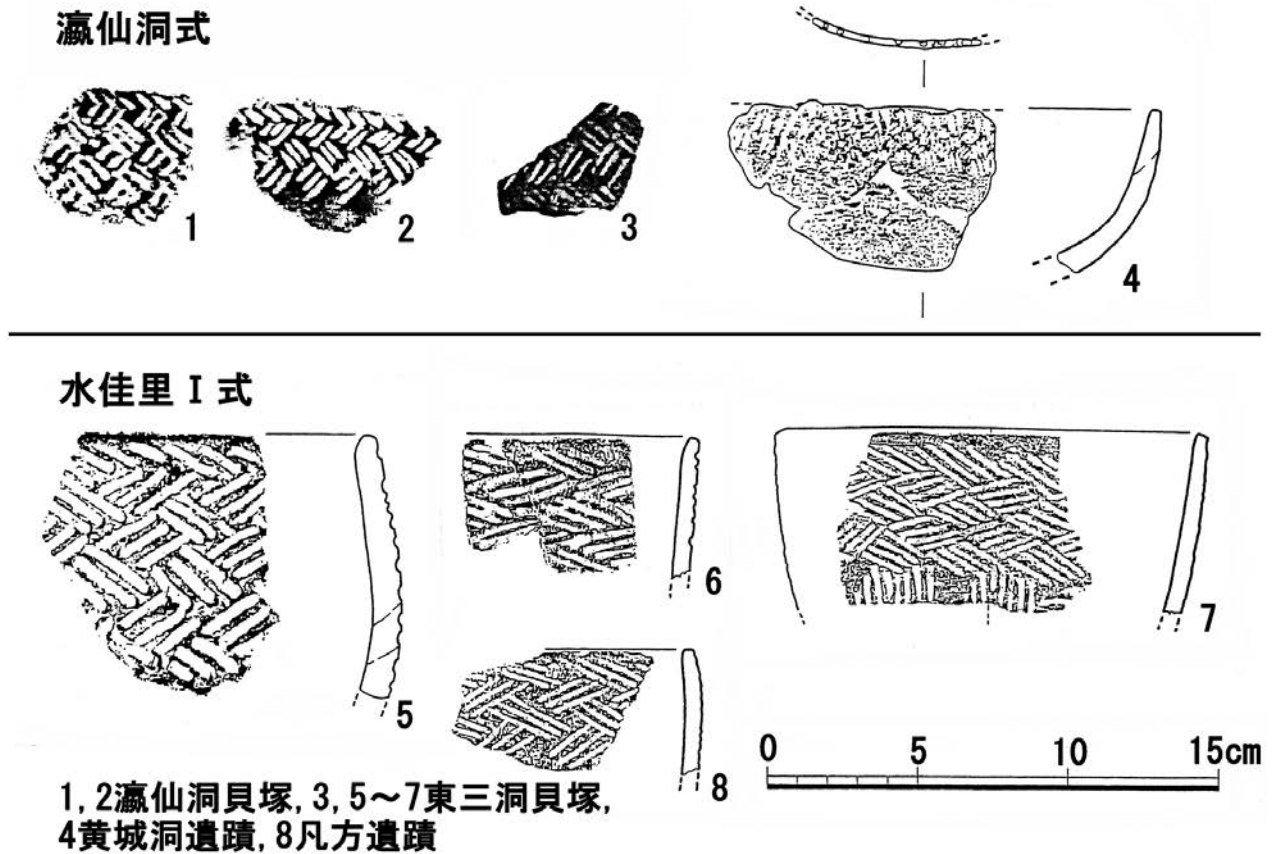


図2 瀛仙洞式の方角集線文と水佳里 I 式の菱形集線文

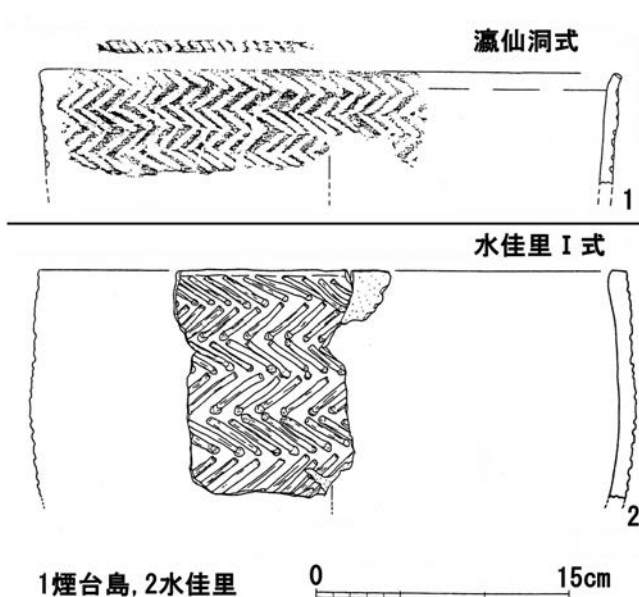


図3 瀛仙洞式と水佳里 I 式の横走魚骨文

既に瀛仙洞式と水佳里 I 式の継承関係は想定されており（河仁秀 2006）、横走魚骨文などに関係性をみることができる（図3）。同様に瀛仙洞貝塚などでみられる方角集線文と水佳里 I 式の菱形集線文は、比較的線分の長さが大きい「牧ノ島」貝塚出土土器を介することで、継承関係を想定することができるのではないかと考えられる。

本稿をなすにあたっては下川達彌氏に多くのご教示を賜りました。記して感謝いたします。

文献

〈韓文〉

- 金東鎬 1984 「瀛仙洞 貝塚의 再検討-隆起文土器를 中心으로-」 『釜山史学』 8
尹武炳・任鶴鐘・吳世筵 2004 『東三洞貝塚Ⅲ』 国立博物館 古蹟調査報告 第34冊
鄭澄元・林孝澤・申敬澈 1981 『金海水佳里貝塚Ⅰ』 釜山大学校博物館遺跡調査報告 第4輯
최은하・마경희・김상현・김주연 2012 『蔚山 黃城洞 新石器時代 遺蹟』 韓國文物研究院 古蹟調査報告 第27冊
河仁秀 1997 『釜山の 先史遺蹟과 遺物』 釜山広域市立博物館複泉分館研究叢書 第1冊
河仁秀 2006 『韓半島 南部地域 櫛文土器 研究』 図書出版民族文化
河仁秀 2009 『凡方遺蹟』 釜山博物館 學術研究叢書 26集
河仁秀・宋賢景 2012 『東三洞貝塚 淨化地域 櫛文土器』 福泉博物館 學術研究叢書 第37冊
韓永熙・任鶴鐘 1993 『煙台島Ⅰ』 国立晋州博物館 遺蹟調査報告書 第8冊

〈日文〉

- 有光教一 1936 「朝鮮釜山府瀛仙町の一貝塚に就いて」 『人類学雑誌』 51-2
有光教一 1962 『朝鮮櫛目文土器の研究』 京都大学文学部考古学叢書第3冊
及川民次郎 1933 「南朝鮮牧ノ島東三洞貝塚」 『考古学』 4-5
金恩瑩・古澤義久 2013 「韓半島における瀛仙洞式土器」 『曾畑式土器とその前後を考える』 第23回九州縄文研究会発表要旨・資料集
釜山考古会 1938 『釜山隨筆』
松崎壽和 1939 「朝鮮古代交通考 - 先史遺蹟、遺物の分布を主として -」 『考古学雑誌』 29-1
横山将三郎 1933 「釜山府絶影島東三洞貝塚報告 - 縄紋式系統の朝鮮大陸との関係 -」 『史前学雑誌』 5-4
無記名 1933 「釜山考古会座談会」 『ドルメン』 2-12

〈英文〉

- Sample, L.L. 1974 Tongsamdong: A Contribution to Korean Neolithic Culture History. *Arctic Anthropology*. X I -2

図版出典

- 図1 筆者実測, 図2-1, 2 有光 1962, - 3 Sample 1974, - 4 최은하 외 2012, - 5 尹武炳・任鶴鐘・吳世筵 2004, - 6, 7 河仁秀・宋賢景 2012, - 8 河仁秀 2009, 図3-1 韓永熙・任鶴鐘 1993, - 2 鄭澄元・林孝澤・申敬澈 1981

長崎県壱岐市・掛木古墳出土の鏡について

辻田淳一郎・片多 雅樹

1. はじめに

掛木古墳は長崎県壱岐市勝本町に所在する、南北 22.5m、東西 18m、比高 6.8m の円墳である。本来は 28～30m の直径であったと推定されている。埋葬施設は、前室・中室・玄室の 3 室をもつ複室構造の横穴式石室で、全長 13.6m を測る (図 4)。玄室には地元の凝灰岩を利用したとされる長さ 1.9m の刳抜式家形石棺を設置している。1989 年に長崎県教育委員会により墳丘測量と石室実測が行われており、石室については石棺の基部と床面の状況を調べるために部分的に掘り下げが行われた。その際に 1 面分の銅鏡破片が出土しており、復元推定径は 15.4cm と報告されている (長崎県教育委員会 1992)。あわせて銘帯を有するといった特徴が指摘され、「仿製の獣帯鏡の一種」と推定されている。終末期古墳における「中型鏡」の稀有な副葬事例であり、かつ壱岐島の最上位層の墓から出土した鏡ということでも大きな問題となるところであるが、脆く風化した破片であり、また表面の錆により文様の判読が困難であることなどからこれまで殆ど検討されていない資料であった。後述するように、本鏡については、2010 年に保存処理のため長崎県埋蔵文化財センターにおいて透過 X 線撮影による調査が行われた結果、銘帯が遺存していることが確認された。本稿は、その成果と類例との比較にもとづきつつ、掛木古墳出土鏡の位置づけとその意義について、検討を試みるものである。

2. 掛木古墳の概要と出土遺物

掛木古墳は壱岐市勝本町の後期～終末期古墳の密集する壱岐古墳群に所在する。周辺には、前方後円墳の対馬塚古墳 (全長 65m)、双六古墳 (全長 91m) が築かれ、それ以降、大型円墳の兵瀬古墳・笹塚古墳、そして鬼の窟古墳・掛木古墳が相次いで築造される (小田・下原 2006; 田中 2007・2009; 広瀬 2010; 小田 2012; 細井編 2012)。対馬塚古墳・双六古墳が 6 世紀後半に相次いで築造された後、6 世紀末～7 世紀代にかけて大型円墳が同時並行で短期間に築造されたものとみられる。掛木古墳は上述のように島内で唯一の刳抜式家形石棺を有する。上述の県教委の調査により石室内から遺物が出土している (図 5)。須恵器は小田編年の IV 期～V 期 (陶邑編年 TK209～217 型式) に該当する。あわせていわゆる畿内系土師器が出土しており、飛鳥 II～III 式に併行するものとみられる。また木質が遺存した鉄釘が出土しており、木棺の存在が想定される。この他、金銅製耳環が出土している。鏡は中室から 6 点、前室から 1 点出土したことが報告されており、石室内が攪乱され原位置から移動しているものとみられる。

以上の出土遺物から、実年代については課題が多いが、ひとまず初葬が 7 世紀初頭前後、追葬が 7 世紀前葉～中葉にかけて行われたものと想定しておく。双六古墳に後続するとみられる大型円墳 4 基の築造時期幅や、最後に築造されたのが掛木古墳であるのか鬼の窟古墳であるのかといった点については、今後の課題としておきたい。以上の事実関係を踏まえ、掛木古墳出土鏡 (以下掛木鏡と呼称する) について具体的に検討する。

3. 掛木古墳出土鏡のX線調査の成果

長崎県埋蔵文化財センターには、出土遺物の保存処理機器および、精密分析機器が設置されており、金属製品の保存処理作業には欠かせない透過X線撮影装置、いわゆるレントゲン撮影装置も導入されている。掛木古墳出土鏡片に關しても保存処理を行う工程で透過X線撮影を行い、銘文等の調査を行った。

使用した透過X線撮影装置はドイツのエクスロン社製【MG225】で、最大出力は225kV、フラット・パネル・ディテクターという検出器を用いて透過X線情報をデジタル画像として、モニターに映し出すことができる(図1)。



図1 透過X線撮影装置

図2は保存処理前の状態である。報告書(長崎県教育委員会1992)にも記されているが、錆などによる腐食や埋土の付着により銘文等の文様は不明瞭であった。図3が処理前の状態の透過X線画像である。この画像から、内区と思われる破片には獣の脚や尾と思われる文様が浮かび上がり、また外区の大きな破片3片には銘帯に文字が残っていることがわかった。この3片の透過X線画像を拡大すると「寶鏡」「昇」「團」の文字が読み取れ、また「昇」の上部や「團」の上部および下部にも文字の痕跡が窺えた。

透過X線写真を基に顕微鏡下で慎重に表面のクリーニングを行い、不明瞭な文字の判読と内区破片の接合を行った。劣化が著しく非常に脆かったため、ベンゾ・トリ・アゾール(BTA)のメチルアルコール溶液に浸漬させて銅の安定化処理を行い、さらにアクリル樹脂(パラロイドB72の10%アセトン溶液)を減圧下で含浸させて強化処理を行った。

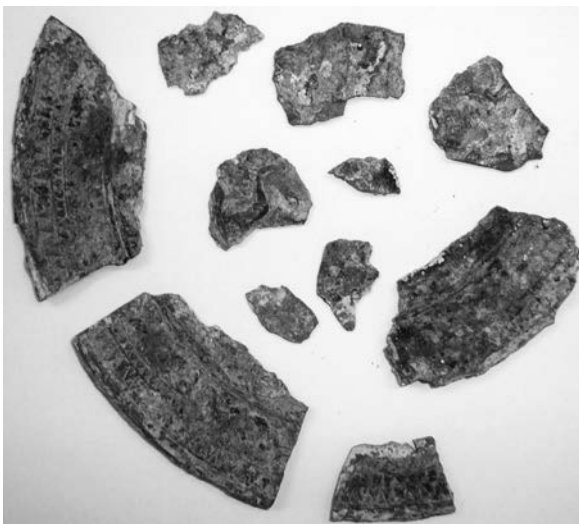


図2 処理前写真

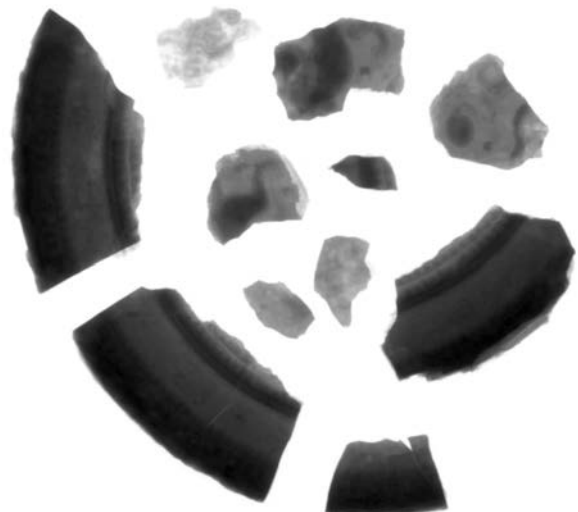


図3 処理前の透過X線写真

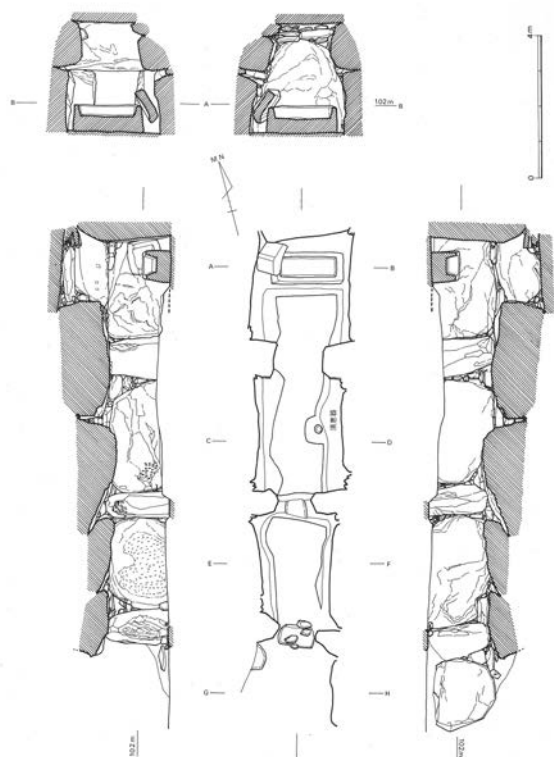


図4 掛木古墳の横穴式石室

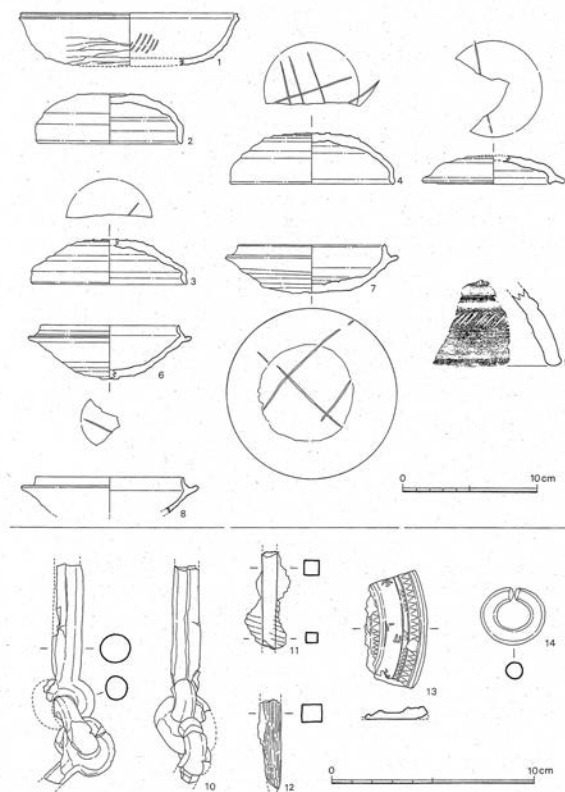


図5 掛木古墳出土遺物

4. 掛木古墳出土鏡の観察

以上の銘文の内容を元に、類例を検索しつつ復元した結果が図6および図7である。全体の約1/3ほどの大きさで残存していることが確認され、文様構成が概ね判明した。大きく3つの破片に分かれており、右から大きい順に破片A・B・Cとする。破片AとBは接合関係と銘文の内容からほぼ写真の位置関係で理解できるが、破片Cについては後述するように銘文の位置が未確定であり、便宜的にこの位置に配置している。

面径は15.8cmに復元される。内区に左向きの獣像が1体残存している。頭部は残存しないが首から前肢にかけての部分が残存し、縦方向の突線で充填されている。前肢2本が前方に伸び、後肢は右足が前に、左足が後ろに位置し、尻尾が伸びている。さらに前方には別の獣像の尻尾と思しき突線表現が見えており、全体のバランスからおそらく4体の獣像を配置した四獣文鏡の可能性が高いとみられる。鈕の推定径は2.5cm前後であり、鈕座と獣像との間に方格文などの配置を想定することは困難で、4体の獣像を主像とする文様構成であった可能性が高い。

内区外周には斜面に鋸歯文を施した低い突起帯とその外側に頂点に凹線を有し内側斜面に鋸歯文を施した界圏がめぐり、その外側に銘帯がめぐり、さらにその外側斜面に小さめの鋸歯文、そして鋸歯文と外周突線が配される。

内区部分の厚さは約1mmで非常に薄い。銘帯部分の厚さが約2mmで、縁部の厚さが最大約4mmである。全体的に風化・剥落が進んでおり、端部も欠落して丸みを帯びている。鏡面側でみるかぎり、元来は白銅質の精良な鑄上がりであったものと推測される。

以上のように、破片の接合により、掛木鏡が面径 15.8cm で獣像・銘帯を有する中型鏡であることが確認された。次に、文様・銘文の検討から本鏡の系譜について検討する。

5. 掛木古墳出土鏡の製作年代と系譜

結論から先に述べるならば、以下の検討から掛木鏡は初期の隋唐鏡であると想定された。以下、文様構成と銘文についてそれぞれ検討する。

掛木鏡は左向きの獣像が 1 体残存している。類例として、図 8-1 に挙げた陳介棋氏蔵鏡 No.174 鏡(径 19cm)などが挙げられる。この鏡は大型鏡であり内区外周の界圈・突起帯が多いが、外側の界圈を省略して全体を縮小すればほぼ掛木鏡と同様の構成となる。この一群は、秋山進午氏(1995)の隋唐式鏡分類でいう瑞獣文鏡系の対獣瑞獣文鏡に該当する。秋山氏の瑞獣文系鏡の他の 4 鏡種(方格四神獣文鏡・方格四瑞獣文鏡・四神獣文鏡・走獣瑞獣文鏡)に位置づけられる可能性についても検討したが、それらの獣像はいずれも右向きが基本であることから、掛木鏡については、左向きの獣像が含まれるものとして対獣瑞獣文鏡が最も可能性が高いと判断した。以下、隋唐式鏡の先行研究を参照しつつ、掛木鏡の位置づけについて検討する。

秋山氏は、これらの瑞獣文系鏡を隋唐式鏡の前期に位置づける一方、各鏡種の相互の前後関係等については課題としている。その後、初期の隋唐鏡の検討が進められる中で、文様や断面形態から編年の位置づけについての検討が行われている(植松 2000; 持田 2010)。持田大輔氏は、非十二支文帯鏡群と十二支文帯鏡群を方格四神鏡などに先行する一群として区分し、隋鏡として位置づけた。また永徽元年(650年)銘方格四神鏡(径 18.5cm)と他の瑞獣文系鏡との比較を行い、断面形態からみて鈕座に四葉文座や獣文座を採用する一群が蓮華文座を採用する一群より先行することを指摘し、以上を元に初期の隋唐鏡を隋鏡 1・2 期、唐鏡 1・2 期の 4 期に区分する編年案を提示している(持田 2010)。瑞獣文系鏡等の位置づけは課題とされているが、永徽元年方格四神鏡の断面において、端部が突出し銘帯部分の厚さが内区鏡体部分のそれとあまり変わらないのに対し、鈕座に四葉文座を採用する資料などにおいて銘帯の方が厚いといった特徴がみられることから(持田前掲: 図 9)、掛木鏡のように銘帯部分の厚さが内区部分よりやや厚いが顕著に厚くなることのない資料は、永徽元年鏡よりも先行する時期に製作された可能性が高いと考えられる。

銘文については、X線による判読の結果、「團」「寶」「鏡」「昇」などの字体が確認された(図 3・6)。関連する銘文の書式からは以下の銘文の一部が残存しているものと想定される。

團團寶鏡 皎皎昇臺 鸞窺自舞 照日花開 臨池滿月 都貌嬌来 (下線部が遺存)

破片 C にも「目」もしくは「自」とみえる銘が確認されるが、やや右側に偏った位置に配されており左半分が欠失している可能性もあることから、どの字に該当するのかが不明である。以上から、破片 C の位置と銘については位置づけを留保しておきたい。

この銘文は、従来隋代～初唐期の典型例の 1 つとして位置づけられてきた定型句の 1 つである(孔・劉 1984; 黄 2014)。銘文の内容については、九州大学大学院の静永健教授(中国文学)に御教示をお願いしたところ、以下のように釈読していただいた。御教示いただいた静永教授に厚く御礼申し上げる。

团团たる宝鏡（まんまるとした素晴らしい鏡よ）

皎皎として台に昇る＝コウコウトシテダイにノボル（いま真つ白い光を放ちながら、鏡台に立てられている）

鸞窺へば自ら舞い＝ランウカガエバみずからマイ（鸞鳳のようなおとりがこの鏡を見ると鏡の中にツガイの仲間が
いると思って、自ら舞い）

日を照らせば花開く（太陽の光を花木にあてると、春の太陽だと勘違いして、花を咲かせることだろう。それほどにこ
の鏡は美しい）

池に臨める満月のごとく（池の水面に映る満月のように）

都しき貌は嬌として来たらん＝ウツクシキカンバセは、キョウとしてきたらん（あでやかな美女の容貌は、よりいっ
そう愛嬌をうかべてこの鏡に映り込むことだろう）

漢代の銘文とは大きく趣の異なる隋唐期の特徴を示す銘文である。本定型句の初出の時期は隋代とされ（孔・劉 1984）、掛木鏡に近い特徴を持つ鏡においても本銘文が認められる。例えば『岩窟蔵鏡』No.445（図8-2：径17.1cm、「河南洛陽付近出土」）は、内区は四神を配しているが、銘文が掛木鏡と一致し、外区を含めた全体の文様構成がほぼ共通する。秋山氏（1995）は本鏡を前期隋唐式鏡の7世紀中葉の作と位置づけている。

以上の文様・断面形態・銘文の特徴において、特に断面形態の特徴から、永徽元年（650年）より先行する時期に製作された可能性が想定されるが、先の持田氏（2010）の編年案で示されたように、十二支文帯鏡群を隋鏡の代表例とみて区分した場合、掛木鏡は氏のいう唐鏡1期にほぼ併行する時期に製作されたと考えることができる。実年代でいえば7世紀前葉であり、おおよそ隋末～初唐期に位置づけることが可能である。他の瑞獣文系鏡との併行関係の詳細や相互の系譜関係等については今後の課題としておきたい。

6. 掛木古墳出土鏡の来歴と時代背景

（1）古墳時代後期～終末期における中国鏡の副葬

上記の検討を踏まえ、掛木古墳からこの鏡が出土したことの意義について考えてみたい。古墳時代後期～終末期においても鏡の副葬事例は一定数存在するが、その多くは中期以来の同型鏡群や小型の倭製鏡であり、6世紀末前後の前方後円墳の築造停止時期には副葬が終了すると考えられてきた。この時期の中国鏡としては5世紀以来の同型鏡群とその関連鏡群が主体であり、6世紀後葉～末における副葬事例も一定数存在する（森下 1998；川西 2004；辻田 2014・2015）。同型鏡群が南朝系譜と考えられる一方で、北朝に由来する鏡の副葬事例として知られるのが、静岡県神田古墳出土の環状乳神獣鏡で、面径11.6cmである（図10：森下他 2000）。本鏡は類例から6世紀後半の北周産と想定される漢鏡の模倣鏡であり、墳丘の不明瞭な7世紀中葉の横穴式石室での副葬事例である。北朝末から隋代初期にかけて、こうした漢鏡の模倣鏡生産が行われ（西村 1993・1997）、その後蠟型技法とあわせて非十二支文帯鏡群をはじめとする隋鏡が成立するものと考えられてきている（中野 1996）。本鏡は北朝産の中国鏡として現状唯一の副葬事例であり、7世紀中葉という年代と合わせて、その来歴や入手経路などが注目されてきた資料である（森下他前掲；車崎 2002）。他方で、次に中国鏡の出土が認められるのが7世紀末～8世紀初頭以降における海獣葡萄鏡の副葬事例（例：高松塚古墳など）や7世紀後半代の飛鳥池遺跡出土の海獣葡萄鏡の鋳型であり、海獣葡萄鏡の出現に先行する初期の隋唐鏡については日本列島での様相は不明確であった。掛木鏡が隋末～初唐期の鏡であるとすれば、こうした7世紀代の中国鏡の副葬事例として、また確実な遺跡出土事例として貴重な資料であるといえよう。

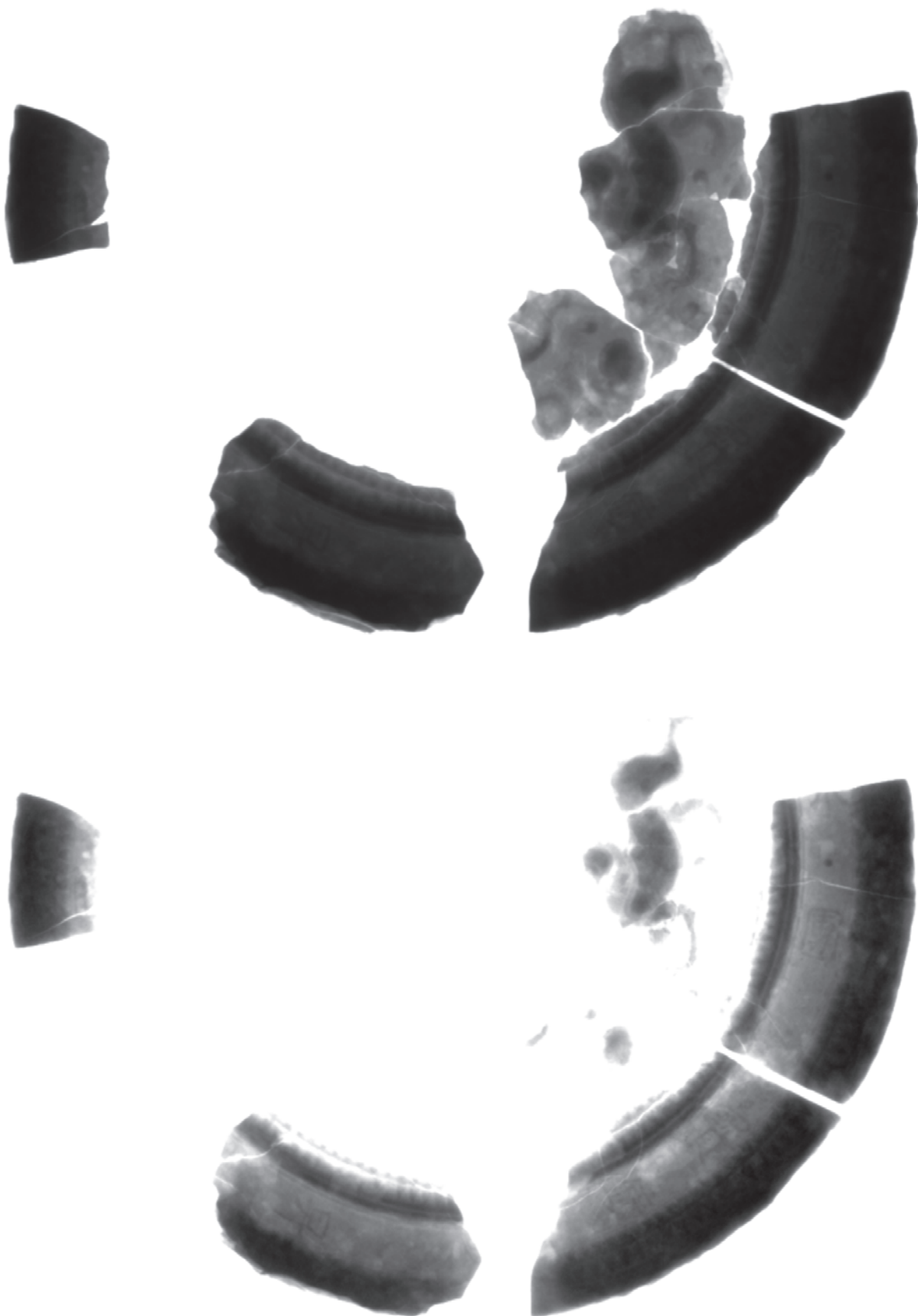


図6 掛木古墳出土鏡透過 X 線写真 (上 : X 線強度弱・下 : 同強)

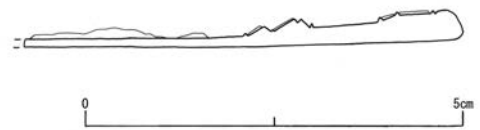


图7 掛木古墳出土鏡写真・断面図（1／1）

(2) 掛木古墳出土鏡の来歴と時代背景

最後に、本鏡が掛木古墳に副葬されたことの意義について検討したい。先述のように、掛木古墳築造の実年代や、壱岐古墳群の変遷の中での位置づけについては諸説あり、現状では評価を確定することは難しい。ここでは掛木古墳が鬼の窟古墳と並んで壱岐古墳群の最終段階に築造された大規模円墳・巨石墳であること、また追葬が7世紀前葉～中葉まで行われたという点を立脚点として論を進めたい。

まず掛木鏡については、7世紀前葉の製作年代を想定した場合、列島への舶載年代・副葬年代までの時間を考慮するならば、現状で掛木古墳の築造年代や初葬の時期のみに副葬年代を限定することは難しく、小田編年Ⅴ期の須恵器や畿内系土師器が示す追葬の時期までに副葬されたと捉えておくのが穏当であろう。

その上で、掛木古墳における副葬という点で、その来歴としては大きく以下の2つの可能性が想定される：①中国－（近畿）－壱岐、②中国－半島－壱岐

①として想定されるのは、7世紀前半代の遣隋使や遣唐使に伴って列島・近畿地域に舶載され、その後壱岐にもたらされたという可能性である（もう1つ想定される「中国－壱岐」の可能性についても、大きくは①の脈絡で捉えておきたい）。②として想定されるのは、特に新羅などを經由して壱岐に直接もたらされたという可能性である。この両者は、例えば壱岐市双六古墳出土の白釉緑彩円文碗（6世紀後半代・北齊産とされる）について想定されてきた可能性とほぼ重なっている（弓場 2006）。

当時の対新羅・半島情勢や初期の遣隋使・遣唐使が対外交渉という点で緊張状態にあったといった点（cf. 川本 2005；東野 2007）からすると、現状でこのいずれかに可能性を絞り込むのは困難である。ここでも結論は将来的な課題としながら、いくつか注目すべき点について確認しておきたい。1つは、これまで注視されてきたように、6世紀後半から7世紀前半代にかけて壱岐古墳群では新羅系の遺物の出土が多く、新羅土器の出土という点でも北部九州の中で際立っているという点である（洪 2006；上田 2014）。壱岐古墳群の築造と北部九州各地域集団との関係（小田 2012）や対新羅情勢（広瀬 2010）、そしてその後の対外交渉・国際関係と律令期における壱岐島の位置づけ（cf. 細井編 2012）といった点が今後改めて重要な課題となろう。もう1つは、先に挙げた静岡県神田古墳の北朝産と想定される環状乳神獸鏡が、7世紀中葉の副葬事例という点で掛木鏡と副葬年代が近接している点である。掛木鏡の確認により、神田古墳出土鏡についても、掛木鏡と同様の脈絡で7世紀前半に日本列島に舶載された可能性を考慮する必要がある。これまで7世紀代のいわゆる終末期古墳においては開口が古く未盗掘の調査事例が少ないことから、殊に鏡の様相については不明な点が多かった。筆者は、同型鏡群や倭製鏡を主体とした、5世紀代までに志向されたような鏡秩序とそれらの銅鏡の古墳への副葬は、前方後円墳の築造停止とともに基本的には終了したと考えているが（辻田 2012・2014）、それとは別の脈絡で海獣葡萄鏡に先行して北朝産の鏡や初期の隋唐鏡が舶載され、終末期古墳に副葬された可能性とその意義についても今後検討する必要がある。

7. 結語

以上、掛木古墳出土鏡の銘文確認に端を発した検討の結果、掛木鏡が7世紀前葉の隋末～初唐期に製作された鏡である可能性について述べてきた。掛木鏡の意義は、静岡県神田古墳出土鏡と並んで、終末期古墳における中国鏡の確実な遺跡出土事例であるという点である。



図8 掛木古墳出土鏡の類例

1：『陳介棋蔵鏡』（2001）No. 174：19cm、2：『岩窟蔵鏡』No. 445：17.1cm

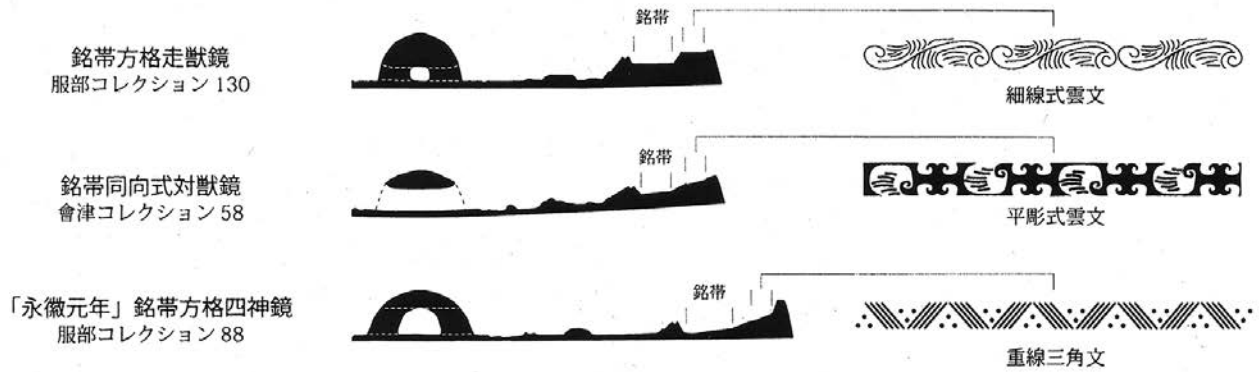


図9 初期の隋唐鏡の断面形態（持田 2010）



図10 静岡県神田古墳出土鏡



図11 南北朝から隋唐の王朝交替

海獣葡萄鏡をはじめとした前期隋唐式鏡においては出土地が不明な資料も多いが、今後7世紀代における副葬事例が確認される可能性も存在する。掛木古墳の副葬という点での来歴や時代背景については今後の課題であるが、掛木鏡の出土により、7世紀代に初期の隋唐鏡が舶載され、古墳に副葬されたことが確認された点、そしてこの時期の東アジアの国際関係や対外交流史を考える上で貴重な資料が追加されたという点は重要であると考え。今後この時期の遺跡出土銅鏡資料が増加することを期待しつつ攔筆したい。

【謝辞】

本稿は、辻田と片多の協議のもと、3を片多が、それ以外を辻田が執筆した。本稿をなすにあたり、以下の方々には調査・検討の過程で非常にお世話になり、また多くの御教示をいただきました。文末ながら記して厚く御礼申し上げます。なお本稿の一部は平成27年度九州史学会考古学部会（2015年12月13日開催）において両者が連名で発表した内容を含んでいる。当日の発表に際し御教示いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

岩永省三、重藤輝行、静永健、白石溪牙、田中聡一、古澤義久、町田利幸、持田大輔、桃崎祐輔（五十音順、敬称略）

【参考文献】

- 秋山進午 1995 「隋唐式鏡綜論」『泉屋博古館紀要』11.
上田龍児 2014 「北部九州における古墳出土の新羅土器—6・7世紀を中心に—」『九州古文化研究会・七世紀史研究会発表資料』.
植松勇介 2000 「四神十二支鏡と方格四神鏡—隋代から唐代初期における鑄鏡活動の諸相—」『佛教藝術』251.
梅原末治 1931 『欧米に於ける支那古鏡』, 刀江書店.
梅原末治 1945 『唐鏡大観』, 京都帝国大学文学部考古学資料叢刊第3冊.
岡内三眞監修 持田大輔編 2008 『服部コレクション 鏡の世界』, 早稲田大学會津八一記念博物館.
小田富士雄 1980 「対馬・壱岐の古墳文化」『東アジアにおける日本古代史講座 2』, 学生社.
小田富士雄 2012 「古墳時代の北部九州と壱岐島・序説」『巨大古墳の時代 東アジアにおける壱岐古墳群の位置』, 壱岐市教育委員会.
小田富士雄・下原幸裕 2006 「須恵器—双六古墳から壱岐島の須恵器へ—」『双六古墳』, 壱岐市文化財報告書第7集.
尾上博一 2003 「壱岐・対馬および長崎県の古墳の様相」『前方後円墳周縁域における古墳時代社会の多様性』, 九州前方後円墳研究会.
岡村秀典 2011 「東アジア情勢と古墳文化」『講座 日本の考古学 古墳時代（上）』, 青木書店.
蒲原宏行 1995 「肥前（壱岐・対馬）」『九州における古墳時代首長墓の動向』, 九州考古学会・宮崎考古学会合同学会実行委員会.
川西宏幸 2004 『同型鏡とワカタケル』, 同成社.
川本芳昭 2005 『中国の歴史 05 中華の崩壊と拡大 魏晋南北朝』, 講談社.
車崎正彦編 2002 『考古資料大観 5 弥生・古墳時代 鏡』, 小学館.
氣賀澤保規 2005 『中国の歴史 06 絢爛たる世界帝国 隋唐』, 講談社.
孔祥星・劉一曼 1984（高倉洋彰他訳 1991）『図説 中国古代銅鏡史』, 中国書店.
洪濬植 2006 「壱岐の新羅土器」『双六古墳』, 壱岐市文化財報告書第7集.
洪濬植 2012 「6世紀～7世紀前半の嶺南地域と壱岐の交流」『巨大古墳の時代 東アジアにおける壱岐古墳群の位置』, 壱岐市教育委員会.
黄名時 2014 「隋唐時代の鏡文化（1）—銘文鏡の特徴とその盛衰をめぐって—」『名古屋学院大学論集』言語・文化篇 25-2.
下原幸裕 2006 『西日本の終末期古墳』, 中国書店.
辛冠潔編 2001 『陳介棋蔵鏡』, 文物出版社.
田中聡一 2007 「壱岐島の古墳」『西海考古』7.
田中聡一 2009 「終末期古墳の再検討 壱岐島」『終末期古墳の再検討』, 九州前方後円墳研究会.
田中聡一 2012 「壱岐古墳群について」『巨大古墳の時代 東アジアにおける壱岐古墳群の位置』, 壱岐市教育委員会.
辻田淳一郎 2012 「生産と流通 鏡」土生田純之・亀田修一編『古墳時代研究の現状と課題（下）』, 同成社.
辻田淳一郎 2014 「鏡からみた古墳時代の地域間関係とその変遷—九州出土資料を中心として—」『古墳時代の地域間交流 2』, 九州前方後円墳研究会.
辻田淳一郎 2015 「古墳時代中・後期における同型鏡群の授受とその意義」『山の神古墳の研究—「雄略朝」期前後における地域社会と人制に関する考古学的研究：北部九州を中心に—』, 九州大学大学院人文科学研究院考古学研究室.
東野治之 2007 『遣唐使』, 岩波新書.
長崎県教育委員会 1992 『県内古墳詳細分布調査報告書』, 長崎県文化財調査報告書第106集.
中野徹 1996 「中国青銅鏡に観る製作の痕跡——製作と形式」『和泉市久保惣記念美術館 久保惣記念文化財団東洋美術研究所 紀要』6.
西村俊範 1993 「中国鏡の新資料—村上英二氏コレクションより—」『日本美術工芸』659.
西村俊範 1997 「隋・唐代の鏡」『世界美術大全集 東洋編 4巻 隋唐』, 小学館.
広瀬和雄 2010 「壱岐島の後・終末期古墳の歴史的意義—6・7世紀の外交と『国境』—」『国立歴史民俗博物館研究報告』158.
藤田和裕 1998 「長崎県の古墳文化」『原始・古代の長崎県 通史編』, 長崎県教育委員会.

- 堀江潔 2012 「沓岐古墳群造営の歴史的背景—文献史料からみた6～7世紀の東アジア情勢と沓岐—」『巨大古墳の時代 東アジアにおける沓岐古墳群の位置』, 沓岐市教育委員会.
- 細井浩志編 2012 『古代沓岐島の世界』, 高志書院.
- 宮崎貴夫 1992 「沓岐」『前方後円墳集成 九州編』, 山川出版社.
- 持田大輔 2010 「隋代・初唐期における銅鏡の分類と編年」『早稲田大学 會津八一記念博物館研究紀要』 11.
- 森下章司 1998 「鏡の伝世」『史林』 81-4.
- 森下章司・鈴木一有・鈴木敏則 2000 「磐田郡豊岡村神田古墳—中国鏡出土の後期古墳—」『浜松市博物館報』 13.
- 弓場紀知 2006 「沓岐双六古墳出土の白釉緑彩円文碗—その年代と中国陶磁史上での位置づけ—」『双六古墳』, 沓岐市文化財報告書第7集.
- 吉村靖徳 2000 「北部九州における三室構造横穴式石室の諸相」『古文化談叢』 45.
- 吉田晶 2005 『古代日本の国家形成』, 新日本出版社.
- 梁上椿 1940-42 『岩窟藏鏡』(田中琢・岡村秀典訳 1989, 同朋舎出版).

【挿図出典】

- 図1～3・6：片多撮影・作成
- 図4・5：長崎県教育委員会(1992)
- 図7：辻田撮影・作図
- 図8-1：辛(2001), 図8-2：梁(1940-1942：田中・岡村訳 1989)
- 図9：持田(2010)
- 図10：森下他(2000)
- 図11：氣賀澤(2005)

肥前国彼杵郡・高来郡の歴史地理的特質と古代地方社会の労働力動員について ～大村市竹松遺跡の調査成果を踏まえて～

堀内 和宏

1. はじめに

長崎県の本土部は、古代以来の令制国の行政区分では肥前国の松浦郡西部*¹・大村湾を取り巻く彼杵郡・現在の諫早市及び長崎半島の橘湾側と島原半島から成る高来郡から成る。日本列島の他地域に比した時、いな、九州他県に比べても、長崎県本土部の律令制下のあり方に関しては、残存史料の制約もあり、研究の蓄積は決して潤沢なものとは言えない。令制六十六ヶ国の内で五ヶ国しか全文が残らない古風土記の中で『肥前国風土記』が幸運にもあるとは言え、その記載は地名の起源論的説明や景行天皇・神功皇后関係の伝承の叙述に重点が置かれ、個々の郷名も網羅されているとは言えぬ抄本*²である。『風土記』を活用した古代史研究の量的蓄積は常陸国や出雲国の場合に比すべきもない。

上記三郡の事情を個々に見れば、松浦郡に関してはやや事情が異なる。中世の松浦党関係の豊富な研究蓄積は別としても、五島列島を含めて遣唐使の渡航関係や広嗣の乱関係の記事が正史類に見られ、その分析は多く行われている。しかし彼杵郡、高来郡に関する古代史の文献史料は乏しく、研究は近年まで本格化していなかった。文献史の研究が進展しなかった点には考古学の発掘成果との関係もある。郡川が形成した扇状地に形作られた大村平野を除けば、地形が急峻な長崎県本土部では各時代の市街地が重なり、面的な全面発掘は難しい。その結果、九州の他県のように、古代官衙・集落遺跡の発掘を広汎に行う機会に恵まれなかった。長崎新幹線の建設に伴い、彼杵郡家推定地の周辺・関連遺跡*³を包含して十萬㎡以上の範囲にも及ぶ大村市竹松遺跡の緊急発掘調査は、そのような観点からも貴重な機会である。

広く九州の古代史に関しては、律令国家の形成史、東アジア世界史の観点から多くの研究が積み重ねられてきた。しかし従来の研究は、福岡平野を中心として放射状に広がる現代の九州の高速交通網を無意識の前提として、古代でも大宰府中心の西海道の交通・地理構造を想定していたように思われる*⁴。鴻廬館（＝博多）～大宰府を対外交通の窓口 to 制度的に限定しようとする関市令以来の古代国家の入国・貿易管理システム*⁵と、博多港・福岡空港が九州中国地方の海陸の外国交通の窓口となる現代の状況が重なるためもある。実際には古代の外国船の来着地、遣唐使船の帰着地は風向きと海流により多様である。そこに個々の交易の主体者の意図が加わる。在地勢力がトランスナショナルに東アジア諸地域の人々と連携していた多元的対外交流の事実は容易に指摘できる。

情報伝達の要素を含めた律令制交通は、大宰府から伸びる放射状の道路だけで完結しない。むしろ木本雅康の指摘に既にあるように、西海道管内の官道ルートは対外戦争や外交使節の到来を想定した環状ルートを特質とする*⁶。それは、都と国府を連絡するという古代官道に関する通説を越えて、八世紀の四国の環状を為す駅路や北陸道能登路と性質を同じくする*⁷。北陸道で、能登半島を貫通して先端の珠洲郡に至る駅路は渤海使の来朝を想定したものであり、東シナ海を横断する大陸からの船が到着する肥前国の場合に通じる。その建設目的についても対外交通、防衛体制の観点から分析したい。

森克己や服部英雄らによって有明海沿岸地域の荘園における密貿易の可能性も指摘されており（森

克己 1948・服部英雄 2005)、筑紫君磐井の独自の軍事外交指向に象徴される在地勢力による対外交流がその前史にある。律令国家が厳しく貫徹しようとした外交・交易の国家独占の制度規定と維持への努力は、それに相反する対外交流の実態に何とか対応し、規制を行おうとしたものであった。

とって建前としての律令制度と自由な交易の実態という安易な二元論からは、各時代と各地域の無限に細分される事例分析の集成以上の成果は導かれぬ。先行研究における以下のような方法論の提起は示唆的であり、本論の拠るべき立場をも示している。

(貿易活動に関して) ある行動や人的関係性が、果たして制度や規制を逸脱し、それを崩壊に導くようなものなのか、それとも制度的に容認された範囲のものなのか、ということは、制度の枠組みの正確な理解を前提としなければ決して判断できない……制度と人々の活動との相互的影響の関係性のなかで、平安期の対外交易の歴史的展開・発展をとらえることにつながるであろう(渡邊誠 2012・p8 以下)

2. 律令国家の対外交通政策

律令国家の対外交通管理の原則は、外国使節、船の到着情報、外国情報を国家が独占することであった(松原弘宣 2009)。日本関市令は、北方遊牧民族への武器・貴重物品の輸出制限を企図した唐令の場合とは逆に、貴重な大陸文物を国家(=天皇)が独占、ないし官司先買権の確保の上で、貴族層が入手することも想定した範囲内として、何より国家による一元的な管理*8を図ることであった(榎本淳一 2000・渡邊誠 2012)。これは東アジアにおいて日本の天皇制が持つ特異な性格というよりは、支配領域外の民との外交交渉を臣下に許さず、天子が独占するという中国の礼制の構造が反映したものと見られる(榎本 2000)。律令上の規定は以下の二条文に見える。

〔史料1〕養老関市令 8 官司条

凡官司未_レ交易_レ之前、不_レ得_レ私共_レ諸蕃_レ交易_上。為_レ人糺獲者、二_レ分其物_レ、一分賞_レ糺人_レ。一分没官。若官司於_レ其所部_レ捉獲者、皆没官。

〔史料2〕養老雜律逸文*9

官司未_レ交易_レ之前、私共_レ蕃人_レ交易者、准_レ盜論。罪止_レ徒三年_レ。

律令国家成立以前から続く、以上のような外交政策の原則は、欽明期の高麗使隠匿事件に象徴的に現れる。

〔史料3〕『日本書紀』卷十九 欽明三十一年

夏四月甲申朔乙酉、幸_レ泊瀬柴籬宮_レ。越人江淳臣裾代詣_レ京奏曰、「高麗使人、辛_レ苦風浪_レ、迷_レ失浦津_レ。任_レ水漂流、忽到_レ着岸_レ。郡司隱匿。故臣顯奏。」詔曰、「朕承_レ帝業_レ、若干年。高麗迷路、始到_レ越岸_レ。雖_レ苦_レ漂溺_レ、尚全_レ性命_レ。豈非_レ徽猷広被_レ。至德巍巍、仁化傍通。洪恩蕩蕩者哉。有司宜_レ於_レ山背国相楽郡_レ起_レ館、淨治_レ厚相資養_上」是月、乘輿至_レ自_レ泊瀬柴籬宮_レ。遣_レ東漢氏直糠兒・葛城直難波_レ、迎_レ召高麗使人_レ。五月、遣_レ膳臣傾子於_レ越_レ、饗_レ高麗使_レ。〈傾子、此云舸陀部古〉大使審知_レ膳臣是皇華使_レ。乃謂_レ道君_レ曰、「汝非_レ天皇_レ、果如我疑。汝既伏_レ拜膳臣_レ。倍復足知百姓。而前詐_レ余、取_レ調入_レ己。宜速還之。莫_レ煩_レ飾語_レ。」膳臣聞_レ之、使人探_レ索其調_レ。具為与之、還_レ京復命。秋七月壬子朔、高麗使到_レ于近江_レ。

本記事に見える事件は、律令国家成立以前からの大和王権の対外方針の根幹を揺るがすものであつ

た。高句麗にとって初めての派遣であるために、日本列島の地理や詳細な政治状況がよく分からない高句麗使に対して「郡司」（当時は国造）の道公は「天皇」（恐らく「大王」を自称）し、貢献物を詐取したとして知られる事件である。本事件に関しては、雄略期に見える、吉備諸氏族の関わる反乱や直前の継体天皇の時代の筑紫君磐井の「反乱」などと比べて、大和王権のあまりに寛大な対応に注目すべきである。結果的には、事務的なミスとして貢献物を回収したのみで、国造の処罰や屯倉の献上などの後日譚は片鱗も見えない。本記事に関して、江沼臣＝膳氏の立場の氏族伝承に基づくという立場で『日本書紀』の文章を割り引いてもである。

すなわち、当時の大和王権にとって、加賀の道公は地域王権（門脇禎二 1985）に相当するものであり、その地域支配には簡単に介入できるものではなかった。しかし高句麗の使節派遣は同時期の突厥の政治的台頭、すなわち古代東アジア世界における対外的契機の本質に相当するもの（荒木敏夫 2012）である。対応を間違えることは大和王権の政治的存立の根幹を揺るがすべきものとなる。

ほぼ同時に、欽明王権は蘇我氏の統治技能を通じ、吉備の屯倉で先進的な直轄支配を開始する。東アジアの動乱に際し、日本海ルートと瀬戸内海ルートの両にらみの対処姿勢をみせるとの大和王権の基本方針を反映したものであろう。

ここで、『日本書紀』に記された六世紀後半の段階での日羅による国政献言の内容は、古代日本国家が対外交通の基本方針を定める過程を見る上で注目に値する。日羅が肥後の葦北地域の豪族の血統に属し、現在の長崎県本土部との地理的關係が想定される点もここで留意しておきたい。

〔史料4〕

十二年秋七月丁酉朔、詔曰、「属我先考天皇之世、新羅滅内官家之国（天国排開広庭天皇二十三年、任那為新羅所滅。故云新羅滅我内官家也）先考天皇謀復任那、不果而崩、不成其志。是以朕当下奉助神謀復興任那。今在百济火葦北国造阿利斯登子、達率日羅、賢而有勇。故朕欲与其人相計。乃遣纪国造押勝与吉備海部直羽嶋、喚於百济。（中略）」（中略）日羅等行到吉備兎嶋屯倉。朝庭遣大伴糠手子連、而慰勞焉。復遣大夫等於難波館、使訪日羅。是時日羅被甲乘馬、到門底下。乃進庁前、進退跪拜。歎恨而曰「於檜隈宮御寓天皇之世、我君大伴金村大連奉為国家、使於海表火葦北国造刑部鞞部阿利斯登之子、臣達率日羅、聞天皇召、恐畏来朝。乃解其甲、奉於天皇」。乃營館於阿斗桑市、使住日羅。供給隨欲。復遣阿倍目臣・物部贅子連・大伴糠手子連。而問国政於日羅（中略）又奏言、「百济人謀言、有船三百、欲請筑紫。若其实請。宜陽賜予。然則百济欲新造国、必先以女人・小子、載船而至。国家、望於此時、壹岐・对馬多置伏兵、候至而殺。莫翻被詐。每於要害之所。堅築壘塞矣。」

敏達天皇は父（先考）の欽明天皇からその死去の間際に任那復興を遺言される。高句麗使の越国への到着に見られる高句麗、新羅、百濟の三国の使節往来が交錯した状況の中で、敏達天皇は火葦北国造阿利斯登の子であると共に百濟第二位の官位を持つ倭系百濟官僚である日羅を百濟から招聘する。その招聘は百濟王の反対にあうも、大伴氏—紀氏—吉備海部氏のラインで最終的に招聘に成功する。日羅は倭国の国制について包括的な建言を行う。

日羅の主張は以下のように要約される。まず、軍事力の増強よりは民衆の生活の向上、国力の扶養を先にすることを助言する。百濟が筑紫に進攻する謀略が存在する。倭国がこの陰謀に対応するには

壱岐対馬に密かに兵力を配置し、百済の先兵の女子子供を殺害する。要害ごとに堅固な城塞を建設して侵略に対応する。

最後の城塞(史料では「壘塞」)の造営については、まずは対馬の金田城、大宰府を守る大野城・基肆城、肥後の鞠智城、吉備の鬼の城などのいわゆる古代山城が想起される。これらが実際に造営された年代は、七世紀後半に下るが、その方針は日羅の献策の方向の先にある。白村江の戦いの後の切実な対外危機の中で実行に移されたものと考えられる。しかしながら「キ」＝「城」の六・七世紀の当時の語義は山城だけではない。「威奈大村骨蔵器」(京都国立博物館蔵)では、現在の新潟市中心部ないし信濃川・阿賀野川河口部に所在したと推定される沼垂柵と越後国府の長官ポストが一体化した「越後城司」の表記が見える。閉塞・区画施設を持った地方官衙は防衛機能を持ち、城と呼ばれるべきものであった。辺要国特有の官制である*¹⁰。

竹松遺跡出土の刻書紡錘車(TAK2012—6001)*¹¹の「木津」*¹²が十世紀に下るものながら、彼杵ソノギの津、城キの津と訓読される点が想起される。水上交通と官道の結節点近くに郡衙が置かれるとの性格をも反映した出土文字資料である。地方官衙の地は「キ」と呼ばれるもので、竹松遺跡もその一つであったと考えられる。

3. 長崎県本土部の古代交通路と外交・防衛体制

古代道路の研究は木下良の研究以降、飛躍的に研究が進んだ*¹³。全国網羅的に緻密にルート復元が進み、多くの箇所です道路遺構が発見される成果を生んでいる。しかし、しばしば歴史地図の類では、北陸道能登路や西海道肥前路は全く無視されたり、簡略な説明で済まされてきた。駅の位置、名称さえ復原する史料に乏しい南九州よりは詳しいとは言え、さほど注目されてきたとは言いがたい。

木本雅康によって初めて、肥前国、なにかんずく現在の長崎県本土部の西海道肥前路のルートは詳細に復原された(木本雅康 2000)。既存の集落を無視して直線的に進む姿は古代官道の一般像を体現したものであり、平野部や海を臨む尾根筋を選択した理由には極めて軍事的性格が強い。そのルート選択の原理には東国(所屬は東海道)の常陸国の官道に類似した性格が読み取れると言う。

十世紀のものながら、彼杵郡と高来郡



図1 肥前国古代道路図(木下 2009 より)

を通じた古代の交通と情報伝達のありかたを見るのに好適な史料が存在する。天慶八年（945）六月に肥前国に到着した外国船をめぐる対応である。

〔史料5〕「肥前国高来郡警固所解」(『本朝世紀』巻七 天慶八年七月 『新訂増補国史大系』本による)

廿六日庚申、今日、唐人来_レ着肥前国松浦郡柏嶋_一。仍大宰府言上解文在_レ左。

其文多不_レ載。只取_一其大綱_一。

大宰府解申請官裁事

言上大唐吳越船来_一着肥前国松浦郡柏嶋_一状

船壹艘勝載參千斛 乘人壹佰人_{交名在_レ別}

一船頭蔣亮 二船頭兪仁秀 三船頭張文邁

右得管肥前国今月十一日解同日到来。管高来郡肥最崎警固所今月五日解状同月十日亥刻到来云、今月四日 三剋、件船飛帆自_一南海_一俄走来。警調兵士等以_一十二艘_一追_レ船、留肥最崎港嶋浦。爰五日寅一剋、(解脱あるか?) 所司差_一使者_一問。所_レ送牒状云、大唐吳越船今月四日到_レ岸。伏請准_レ例速差_一人船_一。引路至_一鴻臚所_一、牒者慥加_一実檢_一所_レ申有_レ実。仍副_一彼牒状_一言上如_レ件云々。蔣亮申送云、以_一去三月五日_一始離_一本土之岸_一、久_一蒼海云々。

天慶八年六月廿五日

唐人百名交名書在_一弁官_一。

本記事についてはしばしば取り上げられてきた^{*14}が、まだ検討の余地が存するように思われる。高来郡の「肥最崎」警固所の所在地については既に比定地がある。川口洋平によれば、貿易陶磁の出土状況から長崎半島先端の野母崎の南側に位置する脇岬遺跡が有力と見る(川口洋平 1999 も参照)。近世までの高来郡と彼杵郡の郡境は長崎半島の尾根に沿ったもので、七世紀の郡境確定の古体を残すもの(木本雅康『大村市史』2013)である。

本文は「其文多不_レ載。只取_一其大綱_一。」とあるように、文書の引用関係などに不審な点が多いが、大略は以下のように要約できよう。服部英雄も事実経過を叙述する(服部英雄 2005)も、解釈には重大な相違点がある。

脇岬の警固所から南方から帆走してくる船を見たので、直ちに十二隻の軍船に兵士らを乗せて出動し、実力を誇示しながら力づくで外国貿易船を脇岬の港に係留させた。その旨を肥前国府に六月五日に奏上した。十日に国府に解が届き、翌日に解文を肥前国府から大宰府へ発送する。大宰府の「所司」は使を速やかに現地に派遣し^{*15}、外国船の船頭らを尋問して大宰府方に牒を送る。使は存問使に相当するものである^{*16}。尋問の結果、船の実際の到着は四日であったことが確認される。博多湾の鴻臚館に向けて船を回航させた。肥前国の松浦郡の柏嶋に到着した旨の報告が再び大宰府に上がり、六月二十五日付けで都の太政官に向けて解が出される。七月二十六日に太政官に文書は到着した。

律令制的な文書行政と駅制が十世紀半ばに生きていたか疑問はあろう。しかし文書制度に関しては石井進の古典的研究によれば、政所下文が登場して大宰府で公式令に基づいた文書発給が行われなくなったのは十一世紀初めであり、それ以前は符・解・牒・移の区分は生きており、律令制的な大宰府の行政システムも下級官人の定員を増大させながらも中世に続いたとされる(石井進 1959)。駅制については後述する。本文書の分析を進める前に大宰府管内の防衛=貿易管理体制を見ることとしよう。

大宰府管内の防衛体制は、天平四年の節度使としての派遣と併せて藤原宇合が制定した式(いわゆ

る警固式)によって防衛・情報伝達システムが定められた(北啓太 1984)。残念ながら、天平四年の警固式そのものの施行や内容を記した史料は残らない。しかし以下に引く宝亀十一年勅によって概要を知ることができる。北陸道への外交使節の来朝が相次ぐ現状を鑑み、警固式が大宰府管内の西海道、並びに中国地方の諸国に次いで、北陸道にも適用されるようになった。内容としては極めて具体的に六箇条の防衛行動のマニュアルが記されており、ほぼ天平四年の宇合の警固式の内容を継承したものであると、先行研究で見做されている。

〔史料6〕『続日本紀』宝亀十一年(780)七月丁丑条(15日)・戊子条(26日)

丁丑、勅、「安不_レ忘_レ危。古今通典。宜_下仰_二縁海諸国_一、勤令_中警固_上。其因幡・伯耆・出雲・石見・安芸・周防・長門等国、一依_二天平四年節度使従三位多治比真人県守等時式_一。勤以警固焉。又大宰宜_レ依_二同年節度使従三位藤原朝臣宇合時式_一。」(中略 同月)戊子、勅曰、「筑紫大宰僻_二居西海_一、諸蕃朝貢舟楫相望。由_レ是簡_二練士馬_一。精銳甲兵、以示_二威武_一、以備_二非常_一。今北陸道亦供_二蕃客_一、所_レ有軍兵未_二曾教習_一。属_レ事徵発、全無_レ堪_レ用。安必思_レ危、豈合_レ如_レ此。宜_下准_二大宰_一依_レ式警虞。事須_下縁海村邑見_二賊来過_一者、当_三即差_レ使速申_二於国_一、国知_二賊船_一者、長官以下急向_二国衙_一、応_レ事集議、令_中管内警虞且行且奏_上〈其一〉。賊船卒来_二着我辺岸_一者、当界百姓執_二隨身兵_一、并齎_二私糧_一走_二赴要処_一、致_二死相戦_一。必待_二救兵_一、勿_下作_二逗留_一令_中賊乘間_上〈其二〉。軍所集処、預立_二標榜_一、看_二^{*17}量地勢_一務得_二便宜_一。兵士已上及百姓便_二弓馬_一者、量_二程遠近_一結_レ隊分配、不_レ得_レ臨_レ事彼此雜乱_一〈其三〉。戦士已上、明知_二賊来_一者、執_二隨身兵_一、兼_二佩飾袋_一。発_二所在処_一、直赴_二本軍_一。各作_二軍名_一、排_二比隊伍_一。以_レ静待_レ動、乘_レ逸撃_レ勞〈其四〉。応_レ機赴_二軍国司已上皆乘_二私馬_一。若不_レ足者、即以_二馭伝馬_一充_レ之〈其五〉。兵士白丁赴_二軍_一、及_レ待_二進止_一、応_レ給_二公糧_一者、計_二自_レ起_二家五日_一乃給。其閑処者給_レ米、要処者給_レ糒。〈其六〉。』

本勅の要旨は以下のものである。大宰府管内は西海に位置して外国(蕃国)の朝貢船が絶えずやってくるため、軍防令で細かく規定された兵士や軍馬の訓練も行き届き、非常の場合に備えている。北陸道にも近年は外国使節の到来が増えたが兵馬の訓練は行き届いていない。大宰府の警固式に従って北陸道でも訓練すべきだ。その規定は以下の六ヶ条から成る。

- (1) 沿海部の村落で賊船を発見した時は直ちに国府に使を出す。国司の長官以下は出先から直ちに国府に帰り、会議を行って国内の警備を行うと共に奏上する。
- (2) 賊船が海岸に上陸した際は、地元住民が自弁で常備された武器を使って、救援の兵士が到着するまで応戦する。
- (3) 兵士の集合場所には事前に標識を立てて、地勢の良い場所を選ぶ。兵士や一般百姓から弓馬に巧みな者を選抜して路程を考慮して配置する。
- (4) 戦士は賊が来れば自弁の武器と食料の飯嚢を背負って本軍に合流し、戦闘に移る。
- (5) 国司以上が戦場に赴く場合は私馬を用いる。不足の場合のみ馭馬伝馬^{*18}を使用できる。
- (6) 兵士が自宅を出てから五日経てば、公糧を支給できる。相対的に暇な場所の者には生米、要衝に配置された者には乾し米を支給する。

警固所が担うべき役割がよく窺える。(1)(2)の規定に基づき、肥前国府に直ちに船の到来の事実を伝達している点と二百年の時を経てよく符合する。

新羅に対する敵対心が高まり、国書開封体制(石井正敏 2001)など外交体制の再編も行われた宝

亀年間に防衛方針は確認された（吉岡直人 2012）。外国使節や朝貢船の到着が多いという事実が「沿岸防衛体制の整備が必要だ。」との論理につながることも、現代の日本社会の状況からは考えがたいことではあるが、ある意味では危機管理の常識であろう。新羅への敵愾心の高まりという以前の律令制の構造自体に根ざした対外防衛本能を読み取ることができよう。

警固所は大宰府管内各所に置かれ、沿岸防衛に当たった存在であり、防人司の機能と屯所を引き継ぐものとされる（竹内理三 1956）。その構成員には、貞観十一年十二月五日の博多警固所に関する太政官符の規定に準じて、一般兵士の俘囚や指揮官の統領・選士が想定される（竹内 1980）。警固使は、藤原純友が任命された官であることも知られ（下向井龍彦 1981）、刀伊の入寇の対応を記録した藤原実資の日記『小右記』などの記事でも、博多警固所の防衛活動が見える。下向井によれば、律令制の崩壊と武士の台頭がもたらした中世的な事態というよりは、元来、国司が律令規定の中で有していた軍事機能の職掌（兵士・器仗・烽候・城牧、東北地方は饗給・征討・斥候、西海道沿岸諸国は鎮押・防守・蕃客・帰化を含む）と捕亡令の臨時発兵規定をそのまま反映したものであるとされる。

船が海上に見えると直ちに 12 艘の舟を出して追撃することができたわけである。この船を数十人程度の定員の準構造船と見ると（杉山宏 1978・吉田東伍 1916）、数百人も的人数が警固所に待機していた事実が窺える。数人のあまり少人数の小舟を何艘も出しても示威行動の意味を為さないだろう。博多警固所の貞観十一年の制に準じた分番制もあろうが（その場合は 12 艘の舟を埋めた人数の更に倍するか以上的人数が高来郡の警固所に所属していたことになる）、耕作も行わずに待機する膨大な人数の食を賄う必要がある。そして長崎半島の先端部周辺に有用な耕作地も乏しい。

警固所の制度的な財源としては警固田ないし俘囚料が想定される。前者は貞観十五年に筑前国に二百町が置かれ、『豊後国凶田帳』に鎌倉期の豊後国内の田数が史料として残るのみである。後者については『延喜主税式』に肥前国 13000 束との数値が残るが、肥後国 173435 束を下回り、西海道最下位の定数である。俘囚があまり肥前国に配置されなかったとも考えられるが、後の〔史料 26〕の記事からはそうも想定しがたい。地元の住民から動員される選士で兵士の定員をより埋めていた可能性もあるが、農地に乏しい長崎県本土部の地理的特殊性に応じた特殊措置も想定される。

次に本史料の時系列の不審点について述べよう。

警固式の規定に従って元慶八年の事件の時系列を見れば、高来郡警固所から解文が肥前国府に到着する日程に六月五日から十日と足かけ六日をかけている点には、服部英雄も若干の指摘を行っている（服部 2005）ように不審である。事は緊急の事態である。公式令 10 飛駅上条ないし公式令 46 国有急速条の「馳駅」の規定が適用される。馳駅の項目としては以下が規定される。

〔史料 7〕公式令 50 国有瑞条

凡国有_二大瑞・軍機・災異・疫疾・境外消息_一者、各遣_レ使馳駅申上。

軍機ないし境外消息に相当しよう。駅制の最大速度を以て奏上する必要がある。通常は国司の署名がなければ文書を飛駅することはできない。しかし肥前国は先述のように、全国でも特異なケースとして国府の先にも島原半島の先にまで要所に駅家を配しながら駅路を延ばしており、駅馬を用いて物理的に飛駅奏上することが可能である。公式令 10 飛駅上条の規定によれば、軍所からは副将軍の署名があれば飛駅は可能である。警固所は軍所に相当しよう。

この時期には駅制は相当に弛緩していただろう（坂本太郎 1928）が、情報伝達に日数がかかり

すぎている。より時代が下る十一世紀初めの刀伊の入寇でも飛駈は有意に用いられている（池内宏 1937・佐藤宗諄 1997）。飛駈の駈使^{*19}を出すべき時に出さなければ職制律 35 文書応遣駈条で杖八十の罰則が規定される。場合によっては外国への通謀と見做され、律の罪状として謀叛罪（次章で詳述する）が適用されよう。

恐らく当初の警固所からの解の日に造作があり、実際には後の日に使が出された可能性があると思われる。大宰府の所司から存問使が派遣されて尋問が行われ、船が松浦郡柏嶋まで回航された旨の報告が同月二十五日までには大宰府に上がっているのである。十日以降の動きは十分に速やかである。

ここで議論の前提となる周辺地域の社会状況として想像すれば、警固所の兵士たちや周辺地域の人々は、到着した外国貿易船^{*20}を元々正当な貿易相手と考え、無前提で危険な存在であるとは思っていなかった。加えて先述のように警固所の財源は肥前国では十分に確保されていなかった可能性がある。

現実には、警固所の兵士たちや近隣住民と船員の間で、自分たちの生活の支えとして脇岬において数日間密貿易の交渉が極秘に行われたのであろう。その交渉の決着がついて、船の積み荷の内の一定割合の品物の取引が片付いてから肥前国府・大宰府に報告を挙げた。ないしは使いを取って急がせず派遣した。さすがに船の積み荷が空になっていけば、大宰府派遣の存問使^{*21}に怪しまれるだけであり、貿易船の船員らの立場としても博多にわざわざ回航する意味はなくなってしまふ。こっそり五島や松浦で帰路の物品を積み込んで大陸へ帰路に就けば良い。全てを取引してしまわず、大陸からの積荷は適度に船に残されていたであろう。

真剣に警固所の関係者が外国船の到来を危険に感じ、軍事行動に出たのであれば、直ちに大宰府へ報告を上げるであろう。その報告は速やかに太政官に上るだろう。さらに後世の律令制交通が弛緩した段階^{*22}での刀伊の入寇の場合を想起されたい。その時とは異なる原理による対応が為されている。都に報告が至って程なく、太政官会議の決定として「唐人安置符」が出されている^{*23}点にも留意しておく必要がある。

大宰府管内の警固体制と貿易管理の徹底の観点から、建前としては力尽くで外国船を止めて存問使を派遣して、博多湾に回航させ官貿易を行うのが正当な手続きである。表向きはやや時間はかかっても正当な手続きが取られている。手続き論として関係者の処分はされない。実際にはむしろ、貿易船の目的地である肥後地域や有明海沿岸^{*24}に船が至る前に自分たちで貿易の利益を挙げようとして速やかに十二艘の船を出したのであり、現実の貿易利益の分配を狙っていたと推測できる。存問使が改めて船頭らに船の到着日を質問しているのは、密貿易の可能性を詰めるためである。容疑は灰色ではあるが総合的に判断して手打ちとしたのであろう。

4. 彼杵郡の特質 ～貞観八年の肥前国各郡反乱計画に注目して～

古代日本における地方行政組織は、周知のごとく令制国の下に郡、里が置かれる。それは職員令と戸令の規定に基づく。郡は律令中央支配が進展する途上の七世紀には評であり、里は奈良時代の郷里制段階を経て、郷として定着する。

表面上、古代日本の国一郡の関係は中国の唐制の州一県の関係に対応している。漢代以来の郡国制は南北朝時代の貴族制段階を経て、唐制では官人の持つ肩書きの一部と化した爵位に形式的に残るにすぎない。しかしながら、日本の国一郡と中国の州一県ではトップの出身は大きく異なっている^{*25}。

唐では州の長官の刺史に加えて、県の長官の県令も中央官僚の派遣官であって相当官位を持つ。が、古代の日本では郡を収める長官相当の大領と少領（郡領と総称）は在地豪族の出身であり、官位相当制の対象外となる。郡領については、夙に坂本太郎が「郡司の非律令的性格」を指摘した。戦後は石母田正が1971年に郡司の在地支配についてマルクス主義歴史学のアジア的首長制概念を発展させた「在地首長制」概念を提唱（石母田正1971）し、爾後の古代史研究に甚大な影響を与えた。本章で論じる藤津氏と貞観事件の関係について、佐賀県内の多くの自治体史^{*26}が事件による郡領解任と氏族滅亡を想定しているのは、かかる研究史に思考を拘束された結果と言えよう。王権を揺るがすような深刻な政治事件でもなければ、律規定に基づく犯罪者の処罰は一定の親等範囲に留まり、同一の氏姓を有する一族全てに及ぶことはなく、一族の滅亡は想定しがたい。

古代集落の実態について考古学の発掘成果に基づいて分析が進む中で、普遍的に国造＝郡領が郡内を一円支配するという在地首長制論の論理仮説は実証面で問題が残り、吉田晶・大町健・小林昌二らの村落首長制概念に昇華される。近年には須原祥二が古代の郡領の任命史料を細かく整理し、縦系統の世襲による伝統的支配によって郡領の地位が継承される事例は決して日本全国で一般的ではなく、郡内の複数の有力氏族が郡領職を短期間で交替するあり方を示した（須原祥二1996）。

六世紀以来の国造の地位が令制下の郡領に一意に継承されるか否かは、国や郡ごとに事情が異なる。孝徳紀の立評に関する状況は『常陸国風土記』に最も詳しい。七世紀初頭の日本列島内の支配領域としての「クニ」については外国史料の『隋書倭国伝』の「軍尼」に対応するものとする点で研究史は衆目一致する。この「クニ」は大和王権の大王のミコトモチと国造の重層支配令制下の国と郡の中間に当たるべきもので、直接は国造の支配領域と重なるわけではない（毛利憲一2006）。

このような全国的な見通しに従って、肥前国と彼杵郡の古代のあり方を考えてみる必要があるように思われる。

六国史に彼杵郡や高来郡の記事は皆無に近い。彼杵郡の郡領氏族が何であるかも分からない。いわゆる『国造本紀』^{*27}にこれらの地域のものと思われる国造の名は見えない。その中で『日本三代実録』に注目すべき記事がある。いわゆる貞観事件である。本記事については、先行研究でも地名辞書^{*28}や自治体史^{*29}では若干の言及^{*30}は見え、九世紀の東アジアの政治情勢の変化と新羅海賊問題との関係が指摘されてきた。しかし肥前国の歴史として見た時、その各郡の歴史地理関係、律令規定との関係などについて詳しい分析がこれまでに為されているとは言いがたい。原史料の引用関係を整理して引用する。

〔史料8〕『日本三代実録』卷十三 貞観八年（八六六）七月十五日丁巳

十五日丁巳。大宰府馳奏言、《肥前国基肆郡人川辺豊穂告、「同郡擬大領山春永語豊穂云、『与新羅人珎賓長、共渡入新羅国、烹造兵弩器械之術、還来将撃取对馬嶋』。藤津郡領葛津貞津・高来郡擬大領大刀主・彼杵郡人永岡藤津等・是同謀者也。仍副射手卅五人名簿。進之。》

本史料は、貞観八年（866）に肥前国基肆郡の擬大領の山春永が藤津郡領、高来郡擬大領、彼杵郡人と共に新羅に渡って軍事技術を習い、対馬を奪う陰謀を巡らせた、そのことを基肆郡の擬大領の山春永から聞いた基肆郡の人の川辺豊穂が所轄官司に対して告発した、豊穂は弩をあやつる射手の名簿も添えた、告発を受けた大宰府は（事件の捜査を行うと共に）太政官に事の事情、更には射手の名簿

を加えて馳駢奏上を行ったとの内容を記した記事である。弩を扱う指導官と思われる弩師の全国的な養成は対新羅防衛体制を固める中で国家の防衛政策の中心課題であり（五十嵐基善 2012・大日方克己 2014 参照）、射手に兵術を習わせるという肥前国の在地有力者の意図そのものは国家からむしろ賞賛されるべきもので、その点に今回の陰謀が部分的に露見した際の逃げ道が用意されていたように考えられる。事後の報告は『日本三代実録』の後文に残っておらず、大宰府の行政機構の内部で処理されて、詳しい記録が中央に残らなかったか、六国史に記すべきでない穏便ないし曖昧な決着が図られたものと思われる。

まず、通謀事件として律令規定でどのような対応が為されたかを考えたい。古代の犯罪捜査、裁判^{*31}は行政と未分化であり、犯罪が発覚した場合は原告が最も下位の身近な所轄官司に対して告発を行って、その官司によって捜査、裁判が開始される^{*32}。徒刑以上に相当する犯罪を審理する場合は、国郡や官人の所属官司ではなく、中央八省の刑部省で最初から裁判を行う。

〔史料9〕獄令1 犯罪条

凡犯罪、皆於事発処官司推断。在京諸司人、京及諸国人、在京諸司事発者、犯徒以上、刑部省。杖罪以下当司決。（後略^{*33}）

〔史料10〕公式令63 訴訟条

訟皆從下始。各経前人本司本属。若路遠及事礙者、経随近官司断之。断訖訴人不服、欲上訴者、請不理状、以次上陳。若経三日内不給、聽訴人録不給官司姓名以訴。官不理者。得上表。

庶人が犯罪を告発すべき所轄官司がどこであるかについては、直接的には本籍地(古代の法制では「本貫地」)か滞在地の郡^{*34}であるが、告発すべき在外官司の長官が犯罪に関与している場合には、更に上位の官司に直接告発を行うこととなる。律令の原則は濫訴を防ぐためや社会秩序の維持のために獄令32 告言人条や鬪訟律の規定で厳しく犯罪を告発する条件が規定^{*35}され、告発には犯罪の起こった年月日や内容を明記した訴状を用意する必要(鬪訟律54)があり、裁判中は原告も被告と共に身柄を拘束された。これらの律規定の骨格は、官司名などを書き替えて唐制をそのまま引き写したものである。

古代の律令国家の支配論理では身分秩序の維持も重視されていた。官司の属官が長官や次官の犯罪を告発する場合は厳重に対応が規定されていた。

〔史料11〕職制律40 長官使人有犯条

凡在外長官、及使人於使処、有犯者、所部属官等、不得即推。皆須申上聽裁。若犯当死罪、留身待報。違者、各減所犯罪四等。

死罪以上の罪を犯した場合でなければ、被告たる長官次官は裁判中に身柄を拘束されることもなく、刑罰も四段階軽減される。死罪の内の軽い絞の下は遠流に当たるが、四段階刑を軽減すれば徒刑2年半にまで処罰は軽くなる。更に名例律11 贖条の規定によって官位ある者は贖銅や官当(官人としての免課役などの身分的特権を失う免職に当たる除名ではなく、現任の官職から解く解職)が可能である。本条の『義解』の記載によれば「若無長官、次官執印者、亦同長官」とあり、長官^{*36}が不在の場合は官司の印を管理する次官も長官と同じ扱いを受ける。次官までが犯罪捜査で優遇される制度となっている。

今回の計画は、肥前国の各郡の有力者たちが新羅と通じて軍事知識を習い、対馬を攻撃して占領し

ようというのだから、事は現代の外患誘致罪^{*37}に当たって通常の犯罪より更に重大である。犯罪の分類上は名例律6八虐条の「謀叛」に当たり、具体的な処罰規定は以下の律条に規定される。通常の犯罪を犯した場合に官人が受けることが出来る贖銅の特典、すなわち罰金刑の適用は除外され、実刑を余儀なくされる。

〔史料12〕 賊盜律4 謀叛条

凡謀叛者絞〔謂、欲背_レ本朝_一、將_レ投_レ蕃国_一。始謀未_レ行事發_レ者、首処_レ絞。従者遠流。〕已上道者、皆斬。〔謂、協_レ同謀計_一乃坐。被_レ驅率_レ者非〕（以下略）

未遂罪（「已上道」でない場合の規定）の処罰は首謀者のみを絞首刑とし、共謀者は遠流罪であった。ただ主人の命令を受けただけの者は無罪である。

〔史料13〕 獄令33 告密条

凡告_レ密人、皆經_レ当処長官_一告。長官有_レ事、經_レ次官_一告。若長官次官俱有_レ密者、任經_レ比界_一論告。受_レ告官司、准_レ法示語、確言_レ有_レ実、即禁_レ身抛_レ状檢校。若須_レ掩捕_レ者、即掩捕。応_レ与_レ余国_一相知_レ者、所在国司、准_レ状収掩。事当_レ謀叛以上_一、雖_レ檢校_一、仍馳駟奏聞。（後略）

本条の規定でも、謀叛以上は檢校すなわち捜査を待たずに都に馳駟して奏聞する必要があった。長官が事件に関わっている場合は隣の郡や国を通じて捜査が行われる。本事件では関係者の処罰がどうなったか不明である点を除いて、情報伝達と裁判手続きにおいて実に律令規定に基づいた対処が為されているようである。

この事を告発した川辺豊穂の官位官職名、肩書きが記事に見えないが、自らの本属の郡の擬大領から国家を揺るがし、自らの生死に関わる重大な計画について告白、相談ないし勧誘を受ける立場である。それだけならば擬大領の山春永の従者のような存在との可能性もあるが、時系列や共謀者（射手45人の名簿まで添える）の一覧などを彼は克明に文書として作成して提出している。もし告発時に、事実関係が整理された文書の形で提出しなければ、鬮訟律54 告人罪条に関して先述のように、上級官司に制度上受理されない。このような事情を考慮すれば、豊穂が行政機構とは無縁の庶民だとは考えがたい。国府と郡家、各郷を往復して行政実務に当たり、公文書作成に手慣れた郡雑任の一種と見るべきだろう。

〔史料8〕に見える人名の氏姓に注目すると、「山姓」を桓武天皇の諱の山部親王を憚った山部の改姓と見ても、郡領にしては無姓者^{*38}が多い。抄本としての性格を持つ『日本三代実録』の卜部家本系統の現存写本の不備^{*39}を反映したかのような不審な記事である。あるいは事件の裁判の結果、関係者が自らが称するカバネの名誉を剥奪された結果としての無姓の人名表記が正史に残ったのかもしれない。

続いて、国郡制の枠内における、郡領という立場の人々の関係性に注目してみよう。宮都の大極殿・朝堂院で行われる元日朝賀の縮小コピーとして、各国の国府で行われる正月儀式に各郡の郡領は参列する義務があった点については、しばしば礼制の観点から先行研究^{*40}で指摘されてきた。

〔史料14〕 儀制令18 元日国司条

凡元日、国司皆率_レ僚属郡司等_一、向_レ庁朝拜。訖長官受_レ賀。設_レ宴者聽。〈其食、以充_レ当処官物及正倉_一。所_レ須多少、従_レ別式_一。〉

この規定が実施された際、地方からの視点に立つと別の像が見えてはこないか。先行研究の言う天皇＝国家と代理人の国司への服属儀礼としての側面とは異なった位相の人々の関係性も存在しな

かったろうか。国府の儀礼に参列する郡領の立場に立って、その関係の相互性を見た際、同じ国内の郡領どうしは体を接し、饗宴の場を共にした顔見知りの関係にあり、容易に相互のコミュニケーションを取ることが出来た。郡領に就任する以前も郡司子弟は様々な形で国府の下級官人として勤務していたり通ったりした慣れた場所であった。大宰府に書生・使部として共に勤務していた場合（竹内理三 1956）も想定されよう。

地方豪族同士の関係はやや皮肉なことだが、六世紀半ばの磐井の乱の際の筑紫君磐井^{*41}と近江臣毛野の若き日の関係を物語る『日本書紀』の記事を想起させる。二人は北九州と近江から出て、大和の大王の宮廷で共に地方出身の「トモベ」として伺候して肩や肘をすり合い、食器を共有する食事の空間を共にした経験を持っていた^{*42}。時を経て片方は「六万」の軍勢を率いる使者となり、片方が一方的に服従して奉仕する存在となったことに憤った結果が反乱につながったと、『日本書紀』は乱の原因を叙述する。実際には森公章も言及しているように、毛野が持たされていた権限は使者であって万単位（これも実際は怪しい）の全軍の指揮権ではなかった（森公章 2006）と思われるが、北九州で大和朝廷の軍勢を迎える磐井の立場からの見方は違ったのだろう。日本列島の全国支配に普遍する在地の国造層とミコトモチの階層差（毛利憲一 2006）が先行的に現れた事例とも見ることができよう。通時的な問題として、それだけ国造、郡領層の身分的共同性の認識というものは、宮都や大宰府、国府への勤務、伺候を通じて深められるべきものであったと考えられる（西別府元日 1996）。

議論を貞観八年の陰謀の参加者に戻そう。この反乱計画に関与した構成員の中で、「彼杵郡人永岡藤津」だけがやや異質である。擬任の者を含むとは言え、他の郡の代表者とは異なる白丁身分の者である。太田亮は永岡藤津を復姓と見て、以下の『国造本紀』の葛津立国造の子孫と見ていた^{*43}。

〔史料 15〕『国造本紀』西海道

葛津立国造、志賀高穴穗御世、紀直同祖大名草彦命児若彦命定_二賜国造_一。

以上の記載は太田の指摘のように、以下の『肥前国風土記』の景行天皇関連の伝説の釋日子（ワカヒコ）と内容的に合致する。

〔史料 16〕『肥前国風土記』藤津郡条

藤津郡 郷肆所〈里九〉 駅壺所 烽壺所 （中略）

能美郷〈在_二郡東_一〉

昔者、纏向日代宮御宇天皇、行幸之時、此里有_二土蜘蛛三人_一（中略）爾時、遣_二陪從紀直等祖釋日子_一、以且_二誅滅_一。（後略）

しかし永岡藤津の本貫地は藤津郡でなく彼杵郡であった。

このような名乗りをするからには、永岡藤津は藤津郡領の葛津貞津と同族ではあって彼杵郡に本拠地があったが、彼杵郡の郡領の地位には就いていなかったようだ。ある地域の国造の一族が周辺地域に進出し、新設評の初代評造となるという想定は決して特殊なものではない。同様の氏族の動向の事情は、『常陸国風土記』の行方郡と多珂郡に於ける孝徳期の立評記事の人名記載に見られる。大化改新後の孝徳紀の一斉立評の議論で問題となってきた記事^{*44}である。

〔史料 17〕『常陸国風土記』行方郡条

（前略）癸丑年、茨城国造小乙下壬生連麿・那珂国造大建壬生直夫子等、請_二惣領高向大夫・中臣幡織田大夫等_一、割茨城地八里・那珂地七里、合七百余戸、別置_二郡家_一。（後略）

〔史料 18〕『常陸国風土記』多珂郡条

(前略) 癸丑年、多珂国造石城直夜部・石城評造部志許赤等、請_レ惣領高向大夫_一、以_レ所部遠隔_一、往来不_レ便。分_レ多珂岩城二郡_一。(後略)

多珂国造石城直夜部の名乗りには、多珂国造の一族でありながら石城地域に進出した実態^{*45}が想定される。茨城国造小乙下壬生連磨と那珂国造大建壬生直夫はそれぞれ出身地域の国造の一族でありながら周辺の行方地域の開発を進め、共同立評人すなわち初代評造となったと見られている(鎌田 1977)。

『国造本紀』の西海道の部には、高来郡も彼杵郡に関しても、国造名を記さない。高来郡も後述のように六世紀後半から七世紀半ばにかけての藤津立国造の支配領域の中で一括されていたものと見るにしても、彼杵郡自体が国造の系譜を有さない新設郡であった可能性が想定される。彼杵郡の郡領氏族として可能性が高いのは、『肥前国風土記』〔史料 16〕の釋日子や、同彼杵郡条で景行天皇の先兵を務めて抵抗するツチグモを鎮圧したとされる神代直である。郡領を単一家系の世襲に限る必要はなかろう。本章の冒頭で述べたような郡領の輪番制(須原 1996)も想定してよい。

そして何より確認しておきたいのは、彼杵郡の郡領たちは近隣の郡の人たちの危ない話に乗るような性向を持っていなかった、少なくともそうは他郡の郡領たちには思われていなかった、恐らくは誘われもしなかったのだろう。国家に忠実な彼杵郡の郡領氏族の性格はどう形成されたのであろうか。

大村市による黒丸遺跡の調査で出土した滑石製石鍋に書かれた「建部」刻書^{*46}が想起される。遺物の年代は 10 世紀以降に下り、古代の姓というより中世的な氏に転化した段階のものとも考えられるが、注目に値する。

肥後国の鞠智城の造営と氏族分布について、宮川麻紀が飽田郡への建部の配置と郡大領への就任に注目している点^{*47}も想起される。井上辰雄や上田正昭・笹山晴生^{*48}の研究で早くに指摘されたように、建部は朝廷への軍事的奉仕を職務とする韃負であり、全国の軍事的要衝に部民として配置され、中央では宮城の門の警護に当たった門号氏族である。令制では衛門府にその職掌が引き継がれる。肥国では先述の日羅が「刑部韃負」と名乗りしたことにも留意が必要だろう。六世紀以前の列島各地の大陸との外交は地域の氏族が大王との政治的関係を背景としながら、同時にトランスナショナルな関係を構築するものであった^{*49}。飽田郡は遅くとも九世紀半ば以降の肥後国府の所在地(JR 熊本駅南東側の二本木遺跡)として肥後の要地であるだけでなく、外国とつながる要地であった。寛平 5 年(893) 5 月から閏 5 月にかけて襲来した新羅海賊は肥前国松浦郡を経て飽田郡に上陸している(『日本紀略』)。2 でも論じた日羅は肥葦北国造の一族であり、百済からの招聘時も当地を經由して難波へ向かっており、肥後と外国勢力との直接的接触は格別のこととは言えない。先行研究でも海からも離れ、西海道肥後路のメインルートからも外れた鞠智城の造営目的として、肥後の在地豪族の監視の目的が想定されている(長洋一 1991・柿沼亮介 2014)。支持すべきである。

彼杵郡の設置の事情については、当時参照可能な氏姓に関わる全史料を精査した太田亮がかつて、近世地誌類の見解を踏襲しながら想定した^{*50}ように

(1) 大和王権が藤津立国造の支配地を分割して為されたもの

と見てはどうだろうか。敷衍すれば更に、大村湾と郡川の扇状地が接した最も平坦で安全な地に、郡家と交通複合施設を置いたものと想定できないだろうか。

太田はさらにこう想定した

- (2) 『国造本紀』によれば和泉国の大村直が藤津立国造と紀国造と同祖系譜を有する同族である
- (3) 紀氏が大伴氏との政治的連合の下で支配した^{*51} 瀬戸内海を通じた大和王権の対朝鮮半島交通に応じて大村直が肥前国と和泉国の双方に氏族分布した

現在の通説のように、藤原純友出自の系譜を示す大村直澄の系譜は大村支配の歴史的正当性の主張のために江戸時代に偽造されたもの^{*52} と太田は認定するが、以下の主張も行う

- (4) 古代以来の紀氏系の系譜が歴史的事実である

(2)～(4)の確実な証明はない。太田の想定を完全に否定する材料は未だないが、いくつかの論理的仮定を重ねている。しかし肥葦北国造の二世である日羅も大伴金村との民族的つながりを自称しており、有明海の海上交通とも六世紀の段階で紀氏は何らかの関係が想定できる。魅力的な仮説ではある。白村江の戦いを頂点とする七世紀後半の東アジアの国際政治的変動と軍事的脅威に対応して、葛津立国造の領域から彼杵評が分立する。その前後に、彼杵郡の郡領氏族であるかは不明だが、その土地を抑えるために中央直轄の建部が設置され、在地民が新たな氏姓を与えられて編成された、と考えるのが合理的であろう。

しかし生産力の多少ではなく、国際情勢に応じて地勢的条件によって新設された評・郡には問題が存在する。戸令2定郡条では、所管する郷(里)の数で五段階に郡の大小が区分される。8～11郷が中郡、4～7郷が下郡、3郷以下が小郡となる。想定される彼杵郡の範囲はただでさえ平地が少なく、農業生産力が限定^{*53}される。郷の数も少ない。現在の島原半島全体と諫早市、東長崎地区から野母崎に至る範囲の高来郡は9郷を抱えるが、彼杵郡は4郷、二十卷本『倭名類聚抄』の段階で各々減少し、4郷、2郷である。藤津郡の4郷を加えて漸く高来郡に匹敵する規模となる。肥前国管内でも佐賀平野の基肆郡の6郷や神崎郡の9郷には遠く及ばない。

農業生産に適した平地が乏しい彼杵郡の地勢のために、このような僅かな人口=財政規模となったわけだが、郡家関連の官衙施設や官道、港湾施設、条里水田、郡川の流路の整備が実際には為されている。その建設・維持を担った労働力の負担はどのように行われたものであろうか。次章で見ていきたい。



図2 「有家」墨書土器

5. 竹松遺跡出土の「有家」墨書土器と西海道型労働力差発体制

以上のような、古代律令国家の統治の中での肥前国彼杵郡の特質を確認した上で、竹松遺跡^{*54}の出土資料を通覧した際、注目すべき遺物が存在する。

竹松遺跡からは、付図のような「有家」墨書を有する土器(TAK201202-2128)が出土している。墨書の残りはよく、字形に疑いはない。土器編年からは十世紀に下るものと見られる。人名の一部との評価^{*55}もされているが、先ず想定されるべきは、島原半島南部の地名の有家^{*56}であろう。彼杵郡内でなく、隣接の高来郡に位置する。

高来郡の古代の郷・里名として、先述のように『肥前国風土記』では9郷との郷数と4郷の郷名の例示、二十卷本『倭名類聚抄』

では4郷が列挙されているが、有家郷はない。地名としての「有家」の初出史料は貞和元年（1345）十二月二十七日付足利直義下文案（蜷川家文書）で、中世に下る。古代史料の記載に対応する地名が残らないため、墨書土器の「有家」が島原半島の有家を意味するとは、従来は指摘されなかったであろう。しかし日本列島の他地域では、中世近世発祥と思われた地名が木簡や墨書土器などの出土文字資料の新発見によって、古代に遡ることが明らかとなっている事例^{*57}も多い。「有+一般名詞」との表記で○の強調を行う語法は、古代中国の甲骨文の「有周」や古代朝鮮の金石文など、地名・国名などの固有名詞を強調する助辞表現^{*58}であり、先述の日羅以来の朝鮮半島—五島—島原半島—肥後という大陸ルートの存在（新川登亀男 1998・小野里 2012）が「有家」地名の誕生に影響している可能性がある。

このような他郡からの労働力差発のあり方は、何を意味するのであろうか。十世紀の遺物年代は何を意味するのであろうか。単純に地名が人名に転化したものと解釈されるのであろうか。その歴史的事情を的確に解釈するためには、地方支配の制度及び実態の変遷への理解が必要である。

そもそも古代の民衆の税ないし労働力負担の税目から言って、賦役令4歳役条の規定する歳役十日（あるいは庸布二丈六尺）と雑徭、律令規定外の臨時の労働力動員^{*59}、雇役がここでは想定される。

郡衙関係の労働力動員の税目として先ず適用が考えられるのは、雑徭である。然るに雑徭の特質とは何か。以下の賦役令の規定だけでは実際の使用目的は明らかとはならない。「令条外」の解釈などをめぐって『令集解』諸説も分かれ、雑徭の歴史的性格はしばしば古代史研究では論争となってきた。

〔史料19〕 賦役令 37 雑徭条

凡令条外雑徭者、每_レ人均使。惣不_レ得_レ過_二六十日_一。

吉田孝の雑徭の起源論（吉田孝 1983）によれば、地方豪族による伝統的な労働力の摘発とは区別して「クサグサノミユキ」として中央政府からかけられる雑徭B類の系譜の国司への労役に雑徭の制度的起源があるとする。「ミユキ」=行幸との論理的関連（吉田孝 1970）からは、貴人=マレビトの畿内からの下向、服属儀礼の場としての地方官衙の整備、律令支配を視覚的に象徴する官道整備との関連が第一に想定できる。吉野秋二は吉田孝説を批判し、雑徭について地方官衙整備の財源としての性格を強調する。が、井上亘がかつて論じた（井上亘 2003）ように、貴人の下向=ミユキと地方官衙整備は論理的に連関するものである。舒明天皇の伊予行幸並びに白村江の海戦前の大王家全体の西国移動と、儀礼空間としての久米官衙遺跡回廊状遺構の整備との関係（松原 2009 など参照）が例示できよう。従って雑徭の起源をめぐる両者の説は相反するものではない。

宮繕令はことに在外規定に関して、賦役令を庸（=歳役）十日と雑徭六十日（後世には半減）の運用などの面で補完する存在であった。以下の条文が道路整備の観点から、本論に関係する。

〔史料20〕 養老賦役令 車牛人力条

凡為_二公事_一、須_二車牛人力伝送_一。而令条不_レ載者、皆臨時聽_レ勅。差科之日、皆令_下所司量_二定須数行下_上。不_レ得_レ令_下在下有_レ疑使_二百姓_一勞擾_上。

〔史料21〕 養老宮繕令 12 津橋道路条

凡津橋道路、每年起_二九月半_一、当界修理、十月使訖。其要路陥壞、停_レ水、交_二廢行旅_一者、不_レ拘_二時月_一、量_二差人夫_一修理。非_二当司能弁_一、申請。

〔史料22〕 『令集解』 養老賦役令 37 雑徭条古記

但臨時将有_レ事、仮令、作_二新池堤及倉庫他界路橋_一、御贄獮贄送、公使上下通送従馬等類。皆是

充_レ雑徭_一也。

予算主義によって全国の政府支出を事前に算出すべく、地方行政の万事に事前上申が義務付けられ、緊急事態への対応も想定されていた唐令の原理（天津透 1986・2002）に対し、日本営繕令では事前申請を在京官司に限り、地方での官舎造営や交通施設の維持に関して、広汎な国司の裁量を許容していた（十川陽一 2009）と解されている。『令集解』諸説で雑徭の範囲に関する議論が分かれ、古記でさえ各令文の解釈は論理的に矛盾する事態が生じた。これは地方での労働力摘発の多様性と法家の型式主義を反映しているとの岸俊男の指摘が注目される（岸俊男 1971）。労働力動員に関して、西海道並びに肥前国、彼杵郡の各の地域的特異性を考える必要がある。

国家税目である歳役についても、古代の九州＝大宰府管内については特別規定が奈良時代前期には存在した。大宝律令の規定を修正する七ヶ条のいわゆる慶雲三年格^{*60}である。

〔史料 23〕『続日本紀』慶雲三年（七〇六）二月庚寅（十六）条

庚寅（中略）詔曰（中略）准_レ令、正丁歳役取_一庸布二丈六尺_一。当欲_下輕_一歳役之庸_一、息_中人民之乏_上。並宜_レ減_レ半。其大宰所部、皆免_レ取_レ庸。若公作之役、不_レ足_一傭力_一者、商量作_一安穩条例_一、永為_一法式_一。

〔史料 24〕『類聚三代格』

勅、凡百姓、身役十日以上、免_レ庸。廿日以上庸調俱免。役日雖_レ多、不_レ得_レ過_一卅日_一。其役廿日、乃給_一公糧_一。即筑紫之役十九日、即廿日以上皆同_一上文_一（以下は匠丁に関する規定）

大宰府管内すなわち西海道諸国について京・畿内と同等に庸を全免する規定は時限措置として、養老二年（718）六月に廃止される。その理由は史料上明らかではない。都城造営管理のための恒常的な労働力負担を抱える畿内住民並に短期集中で大宰府管内の住民を動員する必要が恐らく官衙、交通施設、用水整備などの目的で生じたのであろう。そして短期間で一定の成果を収めたため、税制を全国標準に復帰させた。このような時限措置の目的として、鎌田元一は初めての礎石建築たる第Ⅱ期の大宰府政庁の造営時期との関係を指摘する（鎌田元一 1989）。が、「はじめに」で述べたような全国標準を上回る何重もの環状ルートを巡らせた九州内の古代官道ルートの建設および維持に伴う西海道管内の公民への負担も当然に想定されよう。大宰府条坊の整備は7世紀終わりの第一次政庁第二段階に上り（井上信正 2014）、時期がずれる。

先学に多くの指摘が既にあるように、西海道管内では、郡はおろか国を超えた労働力、租税の賦課も対馬・壱岐の特殊事情を勘案して行われていた^{*61}。東日本からの防人・兵士の派遣に対応したものである。対馬は海上防衛の要地で金田城などの軍事体制を敷き、多くの兵士・防人の配置を見るも、平地が乏しく一国内での農業・財政負担力に乏しい。対馬単独の地元負担で律令防衛体制を維持することは現実的に不可能である。古代国家の防衛体制を必ずしも当時の半島・島嶼部の民衆が歓迎していたかも分からない。

むろん誤解のないように述べるが、古代の生業を農業＝米生産に限定するような見方は網野善彦の批判した農業中心史観であり、列島各地の非農業の生産、及び日本列島内外との交易活動による豊かさを評価する必要がある（網野善彦 2000）。対馬や五島、松浦半島、西彼杵半島の外海地域の人々の生活が歴史的に悲惨であったと見るのは大誤解である。しかし中国から（当初は朝鮮半島を介して）律令制のシステムを継受した律令国家体制自体に農業中心の支配の理念が組み込まれているのである

ことを忘れてはならない（大津透 2009）。

律令制的な地方支配とは全国的な給食体制（佐藤信 1994）であり、官衙や軍役に服した人々に対して日常生活では考えがたいような量の米中心の食事を、規格化された律令制土器様式の土師器によって集団的に提供する共食儀礼の場を、一般集落から隔絶した規模と建物配置の規格性を有する地方官衙の空間の中で提供することで、民衆の日常生活に直接繋がらない労働力動員に対する精神的代償を与えるものであったと考えられる。それには十分な農業生産物の収取と保管・運搬が前提となる。

対馬・壱岐の特殊な財政制度については、先行研究で既に指摘されたように、貞観期の以下の記事に詳しい。

〔史料 25〕『日本三代実録』卷二十八貞観十八年（八七六）三月九日丁亥条

九日丁亥、参議大宰権帥従三位在原朝臣行平起_レ請_二事_一、「其一事、請_下營_二壹伎嶋水田一百町_一使_中対馬嶋年糧_上曰。（ア）文簿、六国一年所_二漕運_一対馬嶋年糧穀二千斛・運賃并雜用穀穎三萬四千五十束・就中筑前・筑後・肥前・豊前・豊後等国各三百廿斛・肥後国四百斛・運賃穀一万七十四束・并綱丁挾抄水手百六十五人・篠丁稻三千二百八十束、凡厥所_レ費、大略如_レ件。而往古以來、全到者寡。年中漂_二五六之三_一。以_レ故、運輸之困、人物徒盡。領之嶋、糧儲常空。（イ）壹伎嶋司并習俗人民等皆申云、壹伎嶋者、肥前国味旦発程、入_レ夜着_レ岸。対馬嶋與壹伎嶋、又亦如_レ之。其潮落潮来、不_レ似_二他處_一。而陸地人民、不_レ詳_二波程_一。故蕩沒連_レ踵、溺死不_レ絶者。（ウ）今謹故実、延曆以往、件年糧初、従_二六ヶ国_一、遞_二送於壹岐嶋_一。壹岐嶋受領、転_二送於対馬嶋_一。而大同以來已停廢。伏以、古人遠図、深達_二物理_一。（エ）但令_二六国漕運_一、猶未_二由救_一弊。因_二文簿_一、壹伎嶋課丁二千余人、並是半輸者也。（中略）（オ）今商量、役_二千人丁_一、營_二百町田_一、其勢易_二於反掌_一。停_二進_レ府之雜物_一、運_二対馬嶋年糧_一事、又便_二於人民_一。假令停_二壹岐嶋所_レ進雜油并雜穀等_一、令_レ進_二六国_一、停_二六国所_レ運年糧_一。令_レ營_二壹伎嶋田_一、相_二折利害_一。所_二返納_一稻二万九千六百冊余束。即其支度用途載_二在別紙_一。但反經之可否、利害難_レ明。因召_二彼嶋守賀茂直峯并練事書生等_一、令_レ陳_二利害_一。勘署已訖。（後略^{*62}）」

制度の沿革と現状の問題点、改善策までを述べる構成を取る本史料で、新たに注目すべき叙述は多い。まず（イ）の壱岐・対馬への航路に関する叙述が注目される。肥前国から壱岐には朝から夜までに渡れるほどの距離であり、壱岐から対馬も同様である。しかし壱岐の嶋司の関係者や「習俗人民」の声が一致して述べるように、二つの海峡の潮流は複雑であり、他の場所で似た場所はない。当地の海流に慣れない陸地の民は要領を知らないで、すぐに遭難してしまう。壱岐・対馬への移動について決して現代のように福岡平野周辺から北西へ壱岐に渡るのではなく、肥前国（の呼子付近）から渡海の方が賢明だという点が強調されている。従来は駅路の復原と陸路人担主義の原則からのみ解釈されてきたのだろうが、肥前国が壱岐・対馬と九州本土部を結ぶ最良のルートとして、現実主義の立場から再確認されている点は重く見るべきだろう。

そもそも奈良時代以前の制度は、上述のものとは異なっていた。（ウ）のように延暦年間までは六ヶ国の稲は壱岐に集約され、壱岐から対馬に転送されていた。壱岐島内に郡家も古代の倉庫遺構が発見されており、その建設・存続時期が考古学の立場から明らかとなっていない現在の状況^{*63}からは、詳細な事情は図りがたい。肥前国の海民に関わるものとして、藤原仲麻呂の新羅征討計画（河内春人 1995・五十嵐基善 2014 参照）で東海道諸国の船と兵士の輸送のために、肥前国の 2400 人もの水手が

動員されたことと関係する可能性はある。この人員配置が机上の計画に止まるものなのか、諸国に建造を命じた多数の軍船の完成に伴って実際に肥前国の水手が東海道へ派遣されたか否かなど問題が多く、ここでは結論を保留しておきたい。恐らくは、現存『日本後紀』の大同年間の欠落部分に詳しい叙述があったと想定される。

延暦の制度改正の理由としては、賦役令3調庸物条で規定された調庸物運搬での僦勾羅輪の禁止、即ち租税負担者自身が運搬に当たり、商業的な運送業者を利用してはならないとの律令制交通の陸路人担主義の原理（松原弘宣 1985・2009）と関係しよう。東日本の外洋交通においては、国家は在地豪族の所有する私船を「和市」すなわち任意交渉で借り上げて公用に利用するあり方が一般的であった（川尻秋生 1997）が、大宰府には主船司があり多くの公船^{*64}を管理していた。従って西海道諸国では、運搬手段に関する大宰府の指示が直接的に交通実態に影響を及ぼしたものと考えられる。

このような大宰府管内を股にかけた海上運漕のあり方について、雇傭労働か無償労働の徭役かという櫛木謙周と松原弘宣らの議論（櫛木 1996・松原 1985）には深入りしない。本稿で注目したいのは、地理的な肥前国各郡と在地氏族の結合のあり方である。まさに「国・郡・里制に基づく個人人身支配の論理によってではなく、海人という職能集団を対象とした（労働力^{*65}）摘発である」（櫛木謙周 1978）としか表現できない。職能の活用と広域的な財政調整の原理の下に、古代の肥前国と周辺地域では民衆の労働力の動員が行われていたのである。

さらに東日本からの移住者のことを記した史料として注目すべき記事が見える。具体的に肥前国のどこの郡のことか分からないが、肥前国に配置された俘囚に関する貴重な記事である。

〔史料 26〕『類聚國史』一九〇俘囚 天長五年（八二八）七月丙申条

七月丙申、肥前国人白丁吉彌侯部奥家叙_レ少初位上_レ。奥家、既染_レ皇風_レ、能順_レ教令_レ、志同_レ平民_レ。動赴_レ公役_レ、修_レ造官舎及池溝道橋等_レ、未_レ有_レ懈倦_レ。加以国司入部之日、送迎有_レ例、進退無_レ過。野心既忘、善行可_レ嘉。

「修造官舎及池溝道橋等」、すなわち地方官衙や用水、官道整備のための公役に吉彌侯部奥家が積極的に赴いた点を賞した記事である。吉彌侯部については多くの先行研究^{*66}があり、詳述しない。西日本への俘囚の配置について、離島や半島部など孤立した環境に隔離し、租税の免除の特典の中で豊かな自然の幸と交易によって経済的に繁栄したとの面もあるが、律令国家としては公民と同化させるに苦勞したという面が一般的^{*67}であろう。それ故に、吉彌侯部奥家が天皇の徳化を歓迎すると共に自主的に、地方官衙や灌漑^{*68}、古代道路の修理を行ったというのは国家的に賞賛すべき出来事として記録に残ったものであったと見られる。また修造行為を行うことで肥前国府や大宰府、中央の評価につながるだろうとの彼の打算もあっただろうが、肥前国内の道路や官衙、条里の再整備が国家にとって切実な課題とされていたという面も読み取ることができよう。肥前国の地理的な特殊事情である。

「有家」墨書の年代が、国府一郡家を通じた行政機構が機能していた八・九世紀でなく、十世紀に下る点についても、文献史学と考古学の発掘成果の両面から説明が可能である。

全国的な制度論としては、櫛木謙周の力役変遷論の展望（櫛木謙周 1989）と触れ合うものがある。即ち七世紀前半の臨時国司＝クニノミコトモチと国造の重層的な体制で行われた地方の民衆の労働力動員の体制は、律令制期を経て、九世紀以降の土地支配体制の変化と荘園制の成立のもとでも変化せず、国郡単位での労働力の差発は院政期にまで続くとの試論である。

地域的な個別事情としては、中世の彼杵荘は古代彼杵郡が一括荘園化^{*69}したものであり、竹松遺跡が担った行政と水上・陸上交通の中心機能は十四世紀に続くものと見られる。その考古学的証左としては、まず竹松遺跡内からの多くの貿易陶磁、宋銭などの出土^{*70}が挙げられる。出土した貿易陶磁の遺物量の面から長崎県本土部で竹松遺跡に匹敵する存在の遺跡は、西九州自動車道のICの建設に伴って発掘された佐世保市門前遺跡しかない。また2015年度竹松遺跡都市計画道路調査(TAK201505)で発見された十一世紀の大型掘っ立て建物群^{*71}も注目される。旧流路に囲まれた微高地に位置する大規模建物遺構の性格は、石川県白山市・金沢市の国指定史跡「横江荘家・上荒屋遺跡」を想起させるものがあり、水運との結節点の荘園の倉庫・管理施設としての性格が推定されている。

本章の骨子をまとめよう。『国造本紀』の上述の分析に見えるように、藤津郡と高来郡は元は一つの政治的領域であって、「葛津立国造」の下に六世紀半ば以降に磐井の乱を契機として「クニ」として一括されて、全国的な共通性の下で国造制が成立した。その背景には、畿内を中心とした六世紀初頭の群集墳の登場に見られる有力家父長層＝村落首長の登場（吉田晶 1989）と氏族秩序の変動に対応した国内事情（毛利憲一 2006）も想定される。

そして第二段階の地域の支配秩序の再編として、七世紀の半ばに当たる評段階に東アジアの国際政治情勢の変化に対応する形で中央直轄の支配のクサビとして彼杵評を分立させたと思われる。律令国家が陸奥の地で、浮田国造の領域を割いて製鉄と軍団の地として行方郡を設置した例（平川南 2012）が参照されよう。評家の成立が前期評段階に遡るかの問題を含め論証は難しいが、白村江の敗戦後の天智朝の段階での九州沿岸部の防衛の必需性を思えば、長崎県本土部の三郡地域に何らかの国家的テコ入れが行われた可能性を想定すべきだろう。百済鎮所から派遣された劉徳高、郭務悰ら唐の使節は三度にわたり対馬から筑紫を訪問したことが『日本書紀』の記事から知られるが、その引率人数と船舶数の多さなどで軍事的な示威性を有していた。中国大陸から最初に船が到着する地である肥前国西部の防衛体制は必須であったろう。七世紀後半に遡る器型の須恵器の転用硯^{*72}が出土している点も、竹松遺跡と彼杵郡の性格と郡家造営時期を考える上で意義深い。遅くとも七世紀第4四半期の後期評段階には彼杵評は設置されていたと思われる。彼杵評の分立後も、周辺の評領域も含めて同一の社会的政治的まとまりとして国家が管理した方が、海民を含めた労働力動員の観点からは有益であろう。高来郡からの労働力動員体制を十世紀の資料ながら示す「有家」墨書は示唆的である。

第三段階として、大宝令の成立施行によって初めて成文法としての律令と全国の一元的な支配が確立するが、陸上の農業生産力に乏しい彼杵郡は壱岐、対馬、五島の場合と同じく律令統治上の困難があったものと思われる。竹松遺跡周辺における官衙的な遺跡群や飛び地的な条里制の整備には、郡の境界を越えた労働力の動員があつてのものである。古代の国郡制の下での竹松遺跡の拠点性は彼杵郡から彼杵荘への一括移行の下で受け継がれ、十一世紀の規格的な掘っ立て柱建物群、一町の区画溝で囲まれた中世前期の豪族の居宅の検出や貿易陶磁などの出土に見られる政治経済的な繁栄につながったものと見られる。

6. おわりに

弥生時代以来、九州と朝鮮半島の間では連綿と人とモノの交流が行われてきた。北方の遊牧民族に対して政治軍事的に優越する隋唐帝国が中国に成立したことが国際的契機（石母田正 1971）となり、

7世紀を通じ、東アジアの国家の体制変革が促進された。白村江の戦いを経て、壬申の乱から8世紀初めの大宝律令の成立に至るまで日本と唐の直接交渉は絶え、大陸の情報・文物は統一新羅との外交使節の手で日本にもたらされた。

古代中世における九州と半島間の交通路は、ヤマト王権の九州における拠点たる那津屯倉＝大宰府から壱岐・対馬を介したルートと並んで、松浦半島と五島列島から渡るルートがあった^{*73}。後者は現在の長崎県県央部に向い、時に西彼杵半島西側の外海の波浪を避け、穏やかな内海の大村湾を経て、有明海沿岸の筑後平野や熊本平野に至るもの^{*74}であった。天慶八年の唐人来航事件からは、脇岬に置かれた警固所と周辺住民と外国貿易船の間で、建前は警固式による海上警備行動と博多湾での大宰府の貿易一括管理の原則を保った対応を取りながら、実際には現地での取引が行われたと思われる。

肥後の葦北国造の一族で倭系百濟官僚二世の日羅がヤマト王権からの招請に応じて帰朝した際、肥後から上陸した旨の記事がある。日羅は百濟の九州進攻計画を朝廷に知らせたため送使の百濟使に殺害されるが、その百濟使も五島列島経由で帰国している。『肥前国風土記』にも五島列島の海民を表す白水郎の風俗が南九州の隼人に似ているとの記述があり、肥後―脇岬―五島―朝鮮半島の歴史的交通路が想定される。

古代官道は、一般に都と国府の間の速やか且つ確実な陸上交通を担う位置づけであったが、その中で西海道肥前支路と北陸道能登支路は特異な性格を持つ。肥前支路は肥前国府の先も続いて彼杵郡高来郡に向かい、島原半島の東で終わる。大陸からの船や人の到着に備える目的を持っていたと思われる。『日本三代実録』には、貞観八年（866）に肥前国基肆郡の擬大領が藤津郡領、高来郡擬大領、彼杵郡人と共に新羅に渡って軍事技術を習い、対馬を奪う陰謀を巡らせたとの記事が見える。『国造本紀』に書かれた葛津立国造の段階の六世紀後半の政治的結合を踏まえた肥前国内の郡領層の団結であって、彼らの政治的結合には、大村湾を通じた海上交通の歴史的展開が反映していたと推測される。

彼杵郡の郡領が肥前国他郡の場合と異なり、反乱計画に荷担しなかった点からは七世紀半ばの律令制形成期における新設評である彼杵郡が有した中央直轄の王権への忠実性が読み取れる。古代から紀氏系の同族系譜を有する大村直が藤津郡および高来郡・彼杵郡に地盤を築いていた郡領氏族であるかどうかは未だ実証されないが、大伴氏と紀氏の朝鮮半島の征討行動をめぐる深い政治的関係性、有明海交通でつながるべき葦北国造一族の日羅の所属認識などの傍証を検討した際、一概には否定はしがたい。彼杵郡の行政機構が中央政府に忠実であるという性格からは、軍事的に王権と直結した氏族たる建部が黒丸遺跡周辺に遅くとも10世紀に分布していた点が想起され、肥後国飽田郡の場合との類似性を指摘できる。

推測に渉る部分も多く、論点が多岐に及びすぎた面は自覚しているが、本稿で論じた点が、少しでも今後の竹松遺跡と周辺地域の遺跡の調査と整理作業の成果によって、より明らかとなり、長崎県本土部の古代史がより多面的に解明されることを切に期待してやまない。

（追記）本稿では本来、日本列島内他地域の出土文字資料に見える郡・郷単位での労働力動員についても、多賀城造営体制や台渡里官衙遺跡群の文字瓦^{*75}などを例に具体的に検討した上で、竹松遺跡の事例と比較する予定であった。が、西海道・肥前国・彼杵郡の歴史地理的性格を論述する際に思わぬ紙幅と時間を取ったため、紙幅は尽きた。後考を期したい。

〔参考文献〕

- 網野善彦『日本の歴史00「日本」とは何か』講談社・2000
- 池邊彌『和名類聚抄郡里駅名考』吉川弘文館・1981
- 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫編『日本思想大系3 律令』岩波書店・1976
- 五十嵐基善「古代日本の弩に関する基礎的考察 その構造と運用を中心として」(明治大学『文学研究論集』37・2012)
「新羅征討計画における軍事力動員の特質」(『駿台史学』152・2014)
- 池内宏『刀伊の賊』『満鮮史研究』中世1・座右宝刊行会・1937
- 石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」『石井進著作集1 中世国家史の研究』岩波書店・2004(初出1959)
- 石井正敏『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館・2001
- 石母田正『日本の古代国家』岩波書店・1971
- 井上辰雄「筑・豊・肥の豪族と大和朝廷」(『古代の日本3 九州』角川書店・1970 所収)
- 井上信正『大宰府条坊跡44』大宰府市教育委員会・2014
- 井上亘「儀礼の場としての国府・郡家—地方官衙の形成に関する一視角—」(『民衆史研究』2003)
- 上田正昭「国県制の実態とその特質」『日本古代国家成立史の研究』青木書店・1959
- 榎本淳一「律令貿易管理制度の特質」『唐王朝と古代日本』吉川弘文館・2008(初出2000)
「律令国家の対外方針と「渡海制」」同書所収(初出1991)
- 大隅清陽「儀制礼と律令国家」『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館・2011(初出1992)
- 太田亮『姓氏家系大辞典』(全三冊)・1934～36
- 大津透『日本古代史を学ぶ』岩波書店・2009
「雑徭から臨時雑役へ—供給役をめぐる—」『律令国家支配構造の研究』岩波書店・1993(初出1990)
「唐日賦役令の構造と特色」『日唐律令制の財政構造』岩波書店・2006(初出2002)
「唐律令国家の予算について」同書所収(初出1986)
- 大塚徳郎『平安初期政治史研究』吉川弘文館・1969
- 小田富士雄「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」『古代九州と東アジアII』同成社・2012(初出1993)
- 小野里了一「6世紀前半における倭王権の変質と磐井の乱」(篠川賢他編『国造制の研究』八木書店・2012)
- 大日方克己「日本古代における弩と弩師」(鳥根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』第10集・2014)
- 柿沼亮介「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」(『鞠智城と古代社会』第二号・2014 所収)
- 勝田直子「太祖直澄考」(『大村史談』57・2006)
- 鎌田元一「評の成立と国造」『律令公民制の研究』塙書房・2001(初出1977)
「平城遷都と慶雲三年格」同書所収(初出1989)
- 亀田隆之『日本古代用水史の研究』吉川弘文館・1993
- 川口洋平「長崎県における古代遺跡の調査」(『古代交通研究』第九号・1999)
- 岸俊男「紀氏に関する一試考」『日本古代政治史研究』塙書房・1968(初出1962)
「古記と雑徭」『日本古代籍帳の研究』塙書房・1973(初出1971)
- 北啓太「天平四年の節度使」(『奈良平安時代史論集』上巻・吉川弘文館・1984 所収)
- 木下之治「古代国家の形成」(『鹿島市史』上巻・鹿島市・1974)
- 木下良「肥前国」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路IV』大明堂・1979 所収)
『事典 日本古代の道と駅』吉川弘文館・2009
『日本古代道路の復元的研究』吉川弘文館・2013
- 木本雅康「肥前国彼杵・高来郡内における古代官道」『古代官道の歴史地理』同成社・2011(初出2000)
「古代壹岐島の歴史地理」(細井浩志編『古代壹岐島の世界』高志書院・2013 所収)
「古代」『新編 大村市史』第一巻・大村市・2013
- 櫛木謙周「八・九世紀における徭役労働の実態」『日本古代労働力編成の特質』塙書房・1996(初出1978)
「国衙徴発力役の構造と変遷」(楠瀬勝編『日本の前近代と北陸社会』思文閣出版・1989 所収)
- 久田松和則「文献にみる中世の郡川周辺」(大村市黒丸遺跡調査会編『黒丸遺跡』1980 所収)
- 河内春人「東アジアにおける安史の乱の影響と新羅征討計画」(『日本歴史』561・1995)
- 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考証編』(全6冊)吉川弘文館・1981～1983
- 栄原永遠男「奈良時代の海運と航路」『奈良時代流通経済史の研究』塙書房・1992(初出1977)
- 坂本太郎『上代駅制の研究』至文堂・1928
『六国史』吉川弘文館・1970
「郡司の非律令的性格」『坂本太郎著作集7 律令制度』吉川弘文館1989(初出1929)
- 佐々木恵介「律令里制の特質について—日・唐の比較を中心として—」(『史学雑誌』95—2・1986)
- 佐々木虔一「国造制下の常陸地方」『古代東国社会と交通』校倉書房・1995(初出1975)
- 笹山晴生『古代国家と軍隊』中公新書・1975
「鞠智城と古代の西海道」『古代をあゆむ』吉川弘文館・2015(初出2010)
- 佐藤宗諱「刀伊の入寇」と平安貴族：事件の経緯と情報の伝達についての覚書」(奈良女子大学『研究年報』41・1997)
- 佐藤全敏「日本古代の四等官制」『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会・2008(初出2007)
- 佐藤信「宮都・国府・郡家」『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館・1997(初出1994)
- 篠川賢『日本古代国造制の研究』吉川弘文館・1996
- 篠川賢・大川原竜一・鈴木正信編『国造制の研究』八木書店・2012
- 下向井龍彦「王朝国家国衙軍制の成立—延喜の『軍制改革』について—」(『史学研究』144・1980)
「警固使 藤原純友」(『芸備地方史研究』133・1981)
「武士形成における俘囚の役割」(『史学研究』228・2000)

- 新川登亀男 「東アジアのなかの古代統一国家」『長崎県の歴史』山川出版社・1998
- 杉山宏 『日本古代海運史の研究』法政大学出版会・1978
- 鈴木正信 『日本古代氏族系譜の研究』東京堂書店・2012
- 須田勉 『日本古代の寺院・官衙造営—長屋王政権の国家構想—』吉川弘文館・2013
- 須原祥二 「八世紀の郡司と在地」『古代地方制度形成過程の研究』吉川弘文館・2011（初出1996）
- 十川陽一 「日唐宮繕令の構造と特質」『日本古代の国家と造営事業』吉川弘文館・2013（初出2009）
- 瀧川政次郎 「衛禁律後半の脱落条文—律令時代の私貿易の禁—」『律令格式の研究』角川書店・1967（初出1963）
- 竹内理三 「大宰府政所考」『竹内理三著作集4 律令制と貴族』角川書店・2000（初出1956）
- 竹内理三・田中健夫・瀬野精一郎 『長崎県史 古代中世編』長崎県・1980
- 長洋一 「鞠智城について」(『都府楼』12号・(財) 古都大宰府保存協会・1991 所収)
- 鄭淳一 「貞観年間における弩師配置と新羅問題」『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉成出版・2015（初出2011）
- 外山幹夫 『中世九州社会史の研究』吉川弘文館・1986
- 『中世長崎の基礎的研究』思文閣出版・2011
- 永田英明 『律令駆伝馬制度の研究』吉川弘文館・2004
- 中村太一 『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館・1996
- 中村友一 『日本古代の氏姓制』八木書店・2009
- 西別府元日 「日本古代における地方吏僚集団の形成とその限界」(広島大学『史学研究』212・1996)
- 服部英雄 『蒙古襲来』平凡社・2014
- 「日宋貿易の実態—「諸国」来着の異客たちとチャイナタウン「唐坊」—」
(九州大学二十一世紀 COE プログラム『東アジアと日本：交流と変容』第2号・2005)
- 秀島貞康 「古墳時代の終焉と郡司への道」『新編 大村市史』第一巻・大村市・2013
- 平川南 『日本古代地方木簡の研究』吉川弘文館・2003
- 『東北「海道」の古代史』岩波書店・2012
- 『律令国郡里制の実像』上下巻・吉川弘文館・2014
- 平野卓治 「山陽道と蕃客」(『国史学』135号・1988)
- 北条秀樹 『「肥前国風土記」の成立』『律令国家の地方支配』吉川弘文館・2000
- 松原弘宣 『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館・1985
- 『日本古代の交通と情報伝達』汲古書院・2009
- 松村一良 「西海道の集落遺跡における移配俘囚の足跡について」
(広島大学大学院文学研究科附属内海研究施設『内海文化研究紀要』41・2013 所収)
- 宮川麻紀 「鞠智城築城の背景—肥君の拠点と交通路の複眼的研究—」(『鞠智城と古代社会』第一号・2013)
- 宮崎貴夫 「有明海をめぐる弥生文化研究の現状と課題—西北九州地域からの視点—」
(平成24年度長崎県考古学会・肥後考古学会合同大会『有明海をめぐる弥生時代集落と交流』)
- 毛利憲一 「六・七世紀の地方支配—「国」の歴史的位置—」(『日本史研究』523・2006)
- 森克己 『新訂日宋貿易の研究』(新編森克己著作集1) 勉誠出版・2008（初出1948）
- 森哲也 「律令国家と海上交通」(『九州史学』110・1994)
- 森公章 「評の成立と評造」『古代郡司制度の研究』吉川弘文館・2000（初出1987）
- 『東アジアの動乱と倭国』(戦争の日本史1) 吉川弘文館・2006
- 『地方木簡と郡家の機構』同成社・2009
- 山内晋次 「古代における渡海禁制の再検討」(『待兼山論叢』史学篇22・1988)
- 義江彰夫 「日本律令の刑体系—基礎的考察—」(『歴史と文化XV II』
(歴史学研究報告 第二十一集) 東京大学教養学部人文学科紀要・92・1990 所収)
- 吉田晶 『日本古代国家成立史論』東京大学出版会・1973
- 『古代村落史序説』塙書房・1989
- 吉田敏 「南奥羽国郡制の実像」(熊谷公男・柳原敏昭編『境界と自他の認識』〈講座 東北の歴史3〉清文堂出版・2013 所収)
- 吉田孝 「ミユキと雑徭」(『山梨大学教育学部研究報告』20・1970)
- 『雑徭制の展開過程』『律令国家と古代の社会』岩波書店・1983
- 吉田東伍 「古代の船舶の種類及び其発達」『日本歴史地理之研究』富山房・1923（初出1916）
- 吉野秋二 「雑徭制の構造と展開」『日本古代社会編成の研究』塙書房・2010
(初出2003、日本史研究会古代史部会2002年度共同研究報告)
- 利光三津夫 『律の研究』名著刊行会・1988（初版1961）
- 「衛禁律後半写本における条文脱落の存否について」『律令研究続紹』慶應通信・1994（初出1993）
- 渡邊誠 『平安時代貿易管理制度史の研究』思文閣出版・2012

*1 現在の佐賀県に属する唐津市、東松浦半島を除く。

*2 北条秀樹2000。

*3 遺跡指定範囲の沖田条里や黒丸遺跡を包含する。

*4 例えば「西海道には大宰府を中心とする交通・通信のネットワークが形成されていた。西海道の駅路は大宰府を中心に諸方面に向かう形で形成され(後略)」(笹山晴生2015・p130)。このような福岡中心の地理認識は、近世の古代史研究にも見られる。本居宣長は『古事記伝』五で肥前国について、当初は筑紫に属したものが或る段階で「肥の国」に編入されたものとする。竹内理三も宣

長説を引き、筑後の高良大社の社司の神代氏や草部氏が『肥前国風土記』の彼杵郡や高来郡の地名起源譚に見える人名と一致するとして、七世紀半ばまで松浦郡などは筑紫国に属したと推定している（竹内理三 1980）。しかし、小首長の氏族分布と令制以前の「クニ」（3の冒頭で触れる）の地域区分論は弁別される必要がある。『日本書紀』等に見える「筑紫」は令制の西海道に相当する広域区分でもあり、「肥の国」の領域とは区別されよう。大宰府成立後の付会もあろう。後考の機会を待ちたい。

*5 渡邊誠 2012、吉岡直人 2014 など参照。

*6 木本雅康 2000、p249。

*7 木本雅康 2000。

*8 大宰府交易の方式を定めた天長八年格は、民間貿易船中心の九世紀の実態に合わせた律令制の枠内の政策修正と見られる。

*9 『類聚三代格』卷十九 禁制事所取延喜三年太政官符による。本条については、瀧川政次郎や利光三津夫、山内晋次らによると、唐律からそのまま日本律に継受された衛禁律越度縁辺閑塞条の逸文であって、現存の広橋家本『衛禁律』写本からは書写によって脱落した条文であるとされる（瀧川政次郎 1963・利光三津夫 1961・山内晋次 1988）。しかし榎本淳一は、広橋家本からの条文脱落の可能性を否定し、陸上国境を持たず北方民族への警戒と文物輸出規制を必要としない日本の歴史地理的条件から日本律で削除されたものとし、関市令 8 官司条に対応した雑律の逸文と結論づけた（榎本淳一 1991）。平安期の史料に見える渡海禁制は九世紀の対外方針の転換という既存の学説とも関係なく、八虐の「謀叛」そのものの解釈であるとする。謀叛と渡海規制は法的に別概念であるとの利光三津夫の再批判もある（利光三津夫 1993）が、利光の主張は現代法概念の形式犯と主観的違法要素の弁別に最大の論拠を依拠している。利光が依拠した史料を全て再検討した榎本の再批判も妥当なものと思われ、ここでは榎本説に従う。

*10 平川南 2014 上巻、p304 など参照。

*11 刻書紡錘車は西日本に類例を見ないものであり、防人や俘囚の西海道の要衝への配置との関係を想起させるが、別考の機会を待ちたい。

*12 「水津」との釈読も可能ではあり、その場合は郡津としての性格がより強まる。川尻秋生の教示による。

*13 ここでは中村太一 1996、木下良 2009・2013 のみを代表成果として挙げる。

*14 本史料の「肥最崎」に関して、新川登亀男はその管轄を彼杵郡管内と見て、高来郡と称されている点については何らかの史料的錯誤を想定している。

*15 文書の転載の過程での本文の脱落を想定した見方である。所司を脇岬ないし近隣に所在した警固所と独立した官司と見ることも可能である。その場合は郡を越えた機構が彼杵郡ないし高来郡に存在した証左となる。

*16 渡邊誠 2012 p322 以下参照。ただし引用関係に関する渡邊の想定には、若干の疑問が残る。大宰府でしか存問記の最終的な作成ができないという持論を補強する材料としてか、「云々」までを全て肥前国解、更に警固所解の引用としている。が、二行目に注記されているような大綱として見れば、そこまで整序された文章ではなく、文書の転載の過程での字句の脱落は想定して良いように思われる。また渡邊の引用整理では所司と警固所の関係も定かでなく、解でなく牒として出されている理由、牒が警固所の解に取り込まれている理由も説明されない。詳述していないが、渡邊は警固所＝所司と見て、警固所が派遣した使が船頭らに質問した内容が牒として警固所に転送され、肥前国を経て報告を受けた大宰府が最終的に存問記を取りまとめたと見ているようである。警固所自体の海上警備権限と大宰府固有の存問記作成権限を論理的に分離した結果としての見解だが、「所司」派遣の使が作製した文書が警固所内部に留められ、大宰府や中央には警固所解の中の引用でしか伝えられなかった理由も説明が必要であるように思われる。

*17 『新日本古典文学大系』本の本文は、谷森本の擦り重ね・『新訂増補国史大系』本の「宜」を逢佐文庫本・『類聚三代格』の同文格によって「看」と校訂している。地勢を細かく観察した上で兵士の集合場所を決めて、目印を立てることを規定した旨がより明確となる。当該部分の卷三十四の本文校訂担当は吉岡眞之である。

*18 駅馬・伝馬の制度については、永田英明 2004 参照。

*19 『律令』の注解で吉田孝は一般の駅使ではなく、飛駅のことを想定していると指摘する。

*20 服部秀雄によれば、当時の外国船は神崎荘など有明湾に産出する物資を狙って来航したものとする（服部秀雄 2005）。その地理的解釈は尊重されるべきである。しかし服部説のように外国船舶の来航を監視して、警告を与える警固所の治安警察機能を否定して、博多回航を唐商人の自主的なものと見るのも、渡邊誠の批判（渡邊 2012）もあるように史料の恣意的解釈であって当たらない。ひっきょう服部説は「牒」を船頭みずからの筆になるものとし、「爰～所」を中国商人の希望とみたが故の誤りである。

*21 先述のように存問使を警固所ないし近隣から派遣されたものと見れば、解釈は異なってくる（注 16 参照）。森克己は大宰府派遣説を取る（森克己 1948）。

*22 坂本太郎 1928。

*23 『貞信公記抄』天慶八年七月二十九日、『本朝世紀』同年八月五日条。

*24 宮崎貴夫によれば、島原半島と天草の間の口之津海峡は潮流が激しく、現地の事情に詳しい水先案内人がいなければ前近代の船の通過は難しいという（宮崎貴夫 2012）。

*25 以上の説は、佐々木恵介 1986 に詳しい。

*26 『鹿島市史』はさらに踏み込んで、藤津荘が仁和寺領となった点に貞観事件当時の大宰帥である光孝天皇と仁和寺との関係を推定する（木下之治 1974）。

*27 『先代旧事本紀』所収。本史料については大川原・篠川・鈴木 2012 を参照。

*28 瀬野精一郎編『長崎県の地名』（日本歴史地名大系）平凡社・2000、総説「肥前国」。

*29 竹内理三 1980、『新編大村市史』第 1 巻・2013（秀島貞康・木本雅康執筆部分）、久田松和則 1980 など。

*30 近年でもこの史料に関して、九世紀の日本列島と新羅の関係を包括的に分析した鄭淳一が言及しているが、弩使と新羅の通謀問題という観点に留まる（鄭淳一 2011）

*31 古代の律の体系については、義江彰夫 1990 参照。

*32 古代訴訟の二系統説、二系統説の問題には触れない。

*33 衛府が京内を警備していて逮捕した者については、京内に本籍がある者は京職に移送し、それ以外は刑部省に身柄を移す旨が述べられるが、本論に関係しない。

*34 都城における犯罪の対処規定と実態については、京職と初期検非違使の行政上の関係の観点から別個の対応があるが、ここで詳述しない。

*35 井上光貞他 1976、p690「獄令」補注 32a「告言罪」（森田悌執筆）

- *36 郡の場合は官司の中でもやや特殊であって、大領と少領の間に法制上の長官と次官の区分は適用されないが、擬大領も一般の長官の規定の準用を受けると見るのが現実的であろう。
- *37 現在の日本の刑法では、外患罪はその法定罪刑が死刑しか存在しない究極の犯罪である。
- *38 ここでいう「姓」とは個人名の「名」に対する「ウジ」ではなく、「朝臣」「君」などのカバネのことである。「ウジ」のランクに合わせて王権との関係によってカバネが決まり、あまりにその序列が低い場合はカバネが付かない無姓者となる。その秩序は六世紀以来の慣習法的な序列を七世紀後半の単行法の積み重ねで再編した結果である（中村友一 2009 p3～10 参照）。古代には在地社会で地位有る氏族の場合に無姓者は考えがたいことは、「筑前国川辺里」などの残存する古代戸籍などから明らかである。
- *39 坂本太郎 1970、遠藤慶太 2000。
- *40 井上亘 2003、大隅清陽 1992。
- *41 『日本書紀』は「筑紫国造磐井」、『古事記』は『竺紫君石井』とする。近年の国造制研究ではむしろ磐井の乱を契機として六世紀半ばに西日本から国造制が成立するという見解（大川原竜一 2009・森公章 2012）が主流となっており、本論では国造制の成立以前の磐井を国造とは表記しない。
- *42 森公章 2006 の P77 以下、P133 以下参照。
- *43 太田亮 1934～36 p4141「永岡」条並びに p5232「葛津」「藤津」「葛津立」条の記載参照。氏姓名の項目が「フヂツ」「オホムラ」など旧仮名遣いで立てられているので、検索に注意が必要である。
- *44 鎌田元一 1977・森公章 1987・篠川賢 1996 など参照。
- *45 森公章・吉田欽らはむしろ石城地域に本拠地を有した氏族の可能性を指摘する（森 1987・吉田欽 2013）。架上された祖先系譜を脱構築した際に、付近の国造の系譜について、茨城国造の祖のアマツヒコネと孫の筑紫刀禰か、石城国造の祖の建許呂のいずれかが、大和王権が「東北海道」（平川南 2012）に進出する際の中心勢力、基盤地であったかの問題に関わる。それには 8 世紀段階での各国造氏族の主張があり、立場によって異なった地域史像が見えよう。「筑紫刀禰」の名や仲国造と伊予国造の同祖系譜など、西日本と東日本の海上交通路の要地の国造同士の関係も興味深いが後考を待ちたい。
- *46 長崎県考古学会平成 27 年度総会での柴田亮の口頭発表による。
- *47 宮川麻紀 2013・p85 以下。
- *48 井上辰雄 1970・上田正昭 1959・笹山晴生 1976 など。
- *49 田中史生 1997。
- *50 太田亮 1934～36。
- *51 岸俊男 1962。ただし岸は、瀬戸内海沿岸の地域の氏族の紀氏との同祖系譜を丹念に分析するも、さらに西の西九州の藤津立国造までには言及しない。『国造本紀』の史料性を疑問視していたためだろう。わずかに注で史料 16 に触れる。太田亮説への言及はない。鈴木正信も紀国造との関係で触れたのみである（鈴木 2012）。
- *52 勝田直子によれば、元禄年間に大村氏の「太祖」直澄が造作された蓋然性が高いという（勝田直子 2006）。
- *53 彼杵郡は竹内理三以来の指摘があるように、院政期に彼杵荘として一括荘園化したもので（竹内理三 1980・p229 以下）、『河上神社文書』正応五年八月十六日付「肥前国惣田数注文」に「彼杵荘四百十二丁五反」と見える（外山幹夫 2011）。400 ヘクタールは 2km × 2km の範囲であり、近世の埋立部分を除いた大村扇状地の面積にも満たない数値である。
- *54 九州新幹線長崎ルート整備新幹線建設に伴う竹松遺跡の発掘調査報告書は今後刊行の予定であるが、二冊の発掘調査概要リーフレットが新幹線文化財調査事務所から出され、代表的遺構遺物紹介も一部の中心的な調査区に関して既に行われている（川畑敏則・田島陽子 2015）。ここでは評述は差し控えることとする。
- *55 平川南氏のコメントによる。
- *56 現地説明会の際などに、多くの一般の見学者から「島原の有家のことか？」と質問を頂いた点は重くみたい。
- *57 端的には、福島県の荒田目条里木簡第 1 号の「立屋津」など。
- *58 新川登亀男の教示による。同じ島原半島の「有馬」や五島列島中通島の「有川」（現新上五島町）も同じ性格の地名とも想定される。
- *59 畿内に関して庸が免除されていることの意味については大津透 1986 を参照。
- *60 本格的史料解釈は、平城京造営計画との関係を指摘する鎌田元一の見解に多くを負う（鎌田元一 1989）。
- *61 櫛木謙周 1978・竹内理三 1980・新川登亀男 1998 のみを挙げる。
- *62 以下に肥前国松浦郡の値嘉嶋を松浦郡から独立させ、嶋司を置く記事が続く。五島列島の古代史を考える上で最重要の史料だが、本稿では触れない。
- *63 木本雅康 2013。壱岐嶋司の所在地も、官衙内の文書木簡出土を論拠とする原の辻遺跡台地説（平川南 2003）と輿触説（木本雅康 2013）の間で、比定の決め手を欠く。
- *64 公私船の区分については杉山博 1978・松原弘宣 1985 参照。
- *65 筆者注記。
- *66 ここでは大塚徳郎の研究のみを挙げる（大塚徳郎 1969）。
- *67 下向井龍彦 2000。
- *68 亀田隆之 1993 参照。
- *69 竹内理三 1980、外山幹夫 2011。
- *70 川畑・田島 2015 に詳しい。
- *71 現在有力な復原案では、南北方向を桁行とする二間×三間の掘っ立て建物が 3 棟と、南北方向の回廊状建物、北側に 2 列の柵列が建つ。
- *72 『竹松遺跡 平成 24～26 年度 調査概要』p4、川畑・田島 2015、p10 に写真掲載。包含層出土。遺物 ID は TAK201202-9001。
- *73 新川登亀男 1998。
- *74 小野里了一 2012 も同様の指摘を行う。
- *75 須田勉 2013 参照。

滑石製石鍋の流通について ～中世における長崎県本土部の港津の機能から～

杉原 敦史

1. はじめに

我が国は島国であり、古くから海上交通が発達した。特に長崎県は、複雑に入り組んだりアス式の海岸線や、九十九島に代表される多島海、また大村湾や有明海などの内海の展開により、海岸線の延長は北海道に次いで国内第2位であり、海上交通の発達は顕著なものであったと考えられる。しかし、律令国家成立以来中世に至るまで、中央の政治権力の関心は専ら陸上に注がれ、加えて政権所在地から遠く離れた肥前国西部の状況を記録した例は限られており、文献資料により往事の海上交通の状況を知ることは困難である。また、海上交通路は陸上交通路と異なり痕跡を残さないため、考古学的な発掘調査によっても判明し難く、港津に係わる遺構が発見されることも稀である（木本 2013）。このため、研究史的にも取り残された分野であり、これをテーマとした論稿も見当たらない。

滑石製石鍋の流通システムの問題については、木戸雅寿氏や鈴木康之氏の論稿等以降（木戸 1995、鈴木 2006）、徐々に進んでいるものの、上記のような状況が一因となり、生産地から全国的な流通ルートまでの結節部分が不明である。生産地周辺の流通については、石橋忠治氏が伊ノ浦瀬戸（針尾瀬戸）を通り博多へ向かう海路と、早岐瀬戸から博多に向かう陸路を想定し（石橋 2007）、松尾秀昭氏が滑石製石鍋の出土遺跡が集中する佐世保市南部（早岐瀬戸周辺）には西彼杵半島東部から、同じく佐世保市北部（相浦川下流域）には西彼杵半島西部から海路を利用して運ばれたと想定している（松尾 2008）。筆者は彼杵郡の郡津、彼杵荘の外港であった門前遺跡（佐世保市）周辺の港津が石鍋の集散地として機能し、そこで全国的な流通システムに結節したと考察した（杉原 2009、2012）。最近では、東貴之氏が西彼杵半島東部で生産された石鍋は大村湾内の潮流に乗り湾南部を經由して湾東部の消費地遺跡に運び、西彼杵半島西部のものは門前遺跡周辺等の港津を通して北部九州や南下して南九州、更には沖縄方面に搬出するルートを提案している（東 2014）。

本稿は中世からの存在が推定される港津の、地理的環境などから導き出される機能を中心に、滑石製石鍋の生産地からの流通について考察したものである。

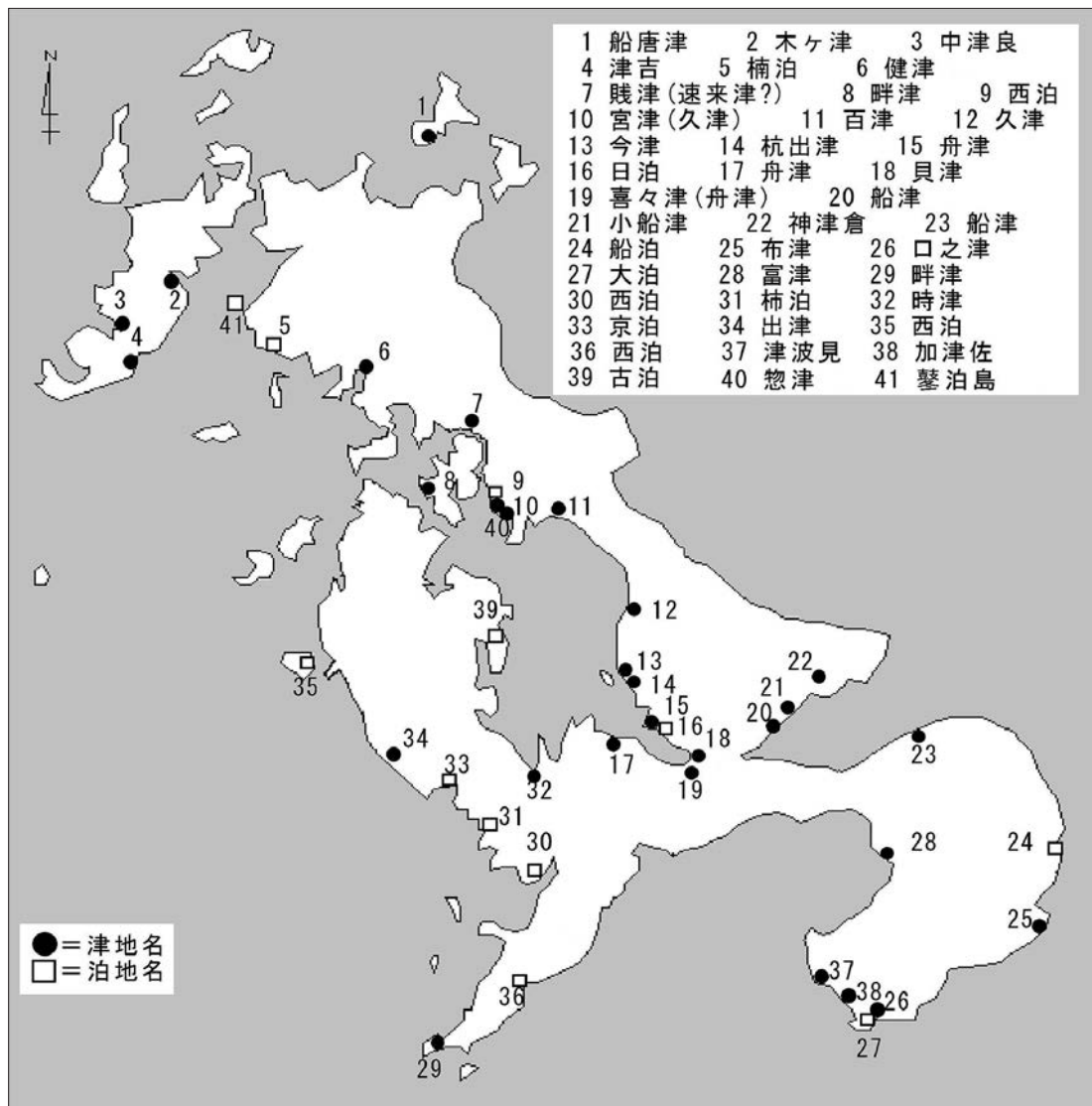
2. 港津と航路について（第1図～第4図）

近世以前における港津の多くが、博多津や大輪田泊など津・泊を地名に付すことは周知の通りである。近世において津・泊が付いた地名に変わった可能性もあるが、長崎県の歴史的状況を考えると、港津の立地自然条件（潮流・風向き・地形）は勿論、港津に関わる政治的・社会経済的条件についても（市村高男 1995）、僻陬であるが故に大きな変化はないため、近世に津・泊が付いた地名に変わったとしても、それ以前の時代から港津として利用された履歴があったと考えて良い。第1図は、長崎県本土部における津・泊の付く地名を拾って位置を示したものである。津・泊を付した地名の検索にあたってはインターネット上の「Google マップ」を使用した。しかし、津・泊遺称地名を残す場所のみが港津推定地ではない。浦が付く地名がある。今福浦や的山浦など、津・泊が付かなくても史料

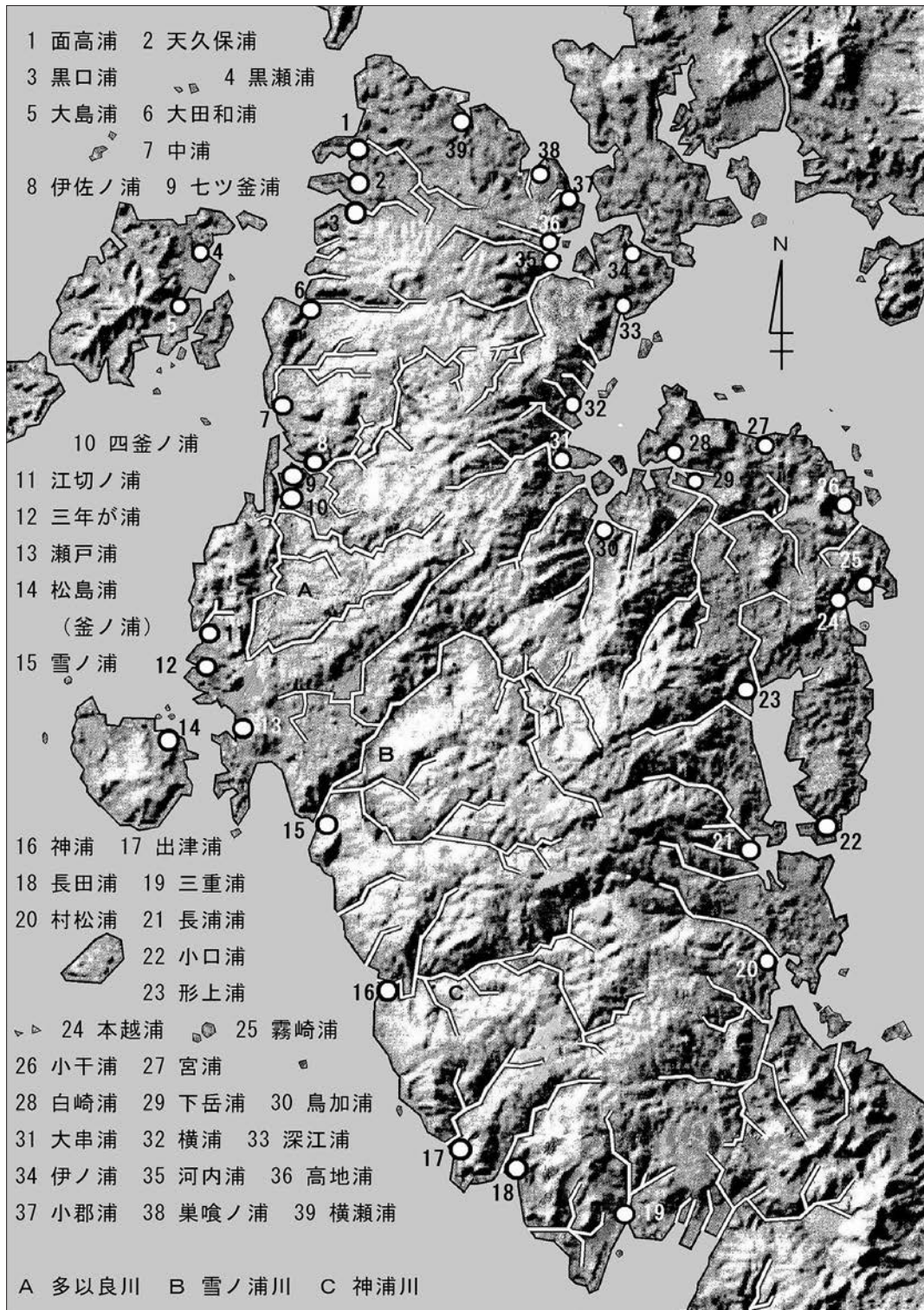
から中世の港津である事が明らかな場合もあれば、小さな漁村や地形に基因する単なる地名などで港津とは呼び難い場合もあり、確信が持てない。本稿において対象とする西彼杵半島では、津・泊が付く地名は少ない。

第2図は、西彼杵半島における近世の港津の位置を示したものである。検索にあたっては、平凡社の『長崎県の地名』（平凡社 2001）を使用した。このうち、中世からの存在が資料上で確認できる港津は、雪ノ浦、神浦、横瀬浦などに限られるが、こちらも港津の立地自然条件や船舶の構造などに大きな変化はみられないので、概ね中世からの港津と考えられる。

第3図は、中近世城館跡の分布を示したものである。港津の位置と城館の位置は概ね重なる。西彼杵半島においては山勝ちの地形のために広範で肥沃な農地が展開する術はなく、農業生産に基づく経済的な背景により各城館が設けられたとは考えにくい。基本的に海上交通の要所である港津を戦略上



第1図 長崎県本土部における「津」・「泊」遺称地名位置図

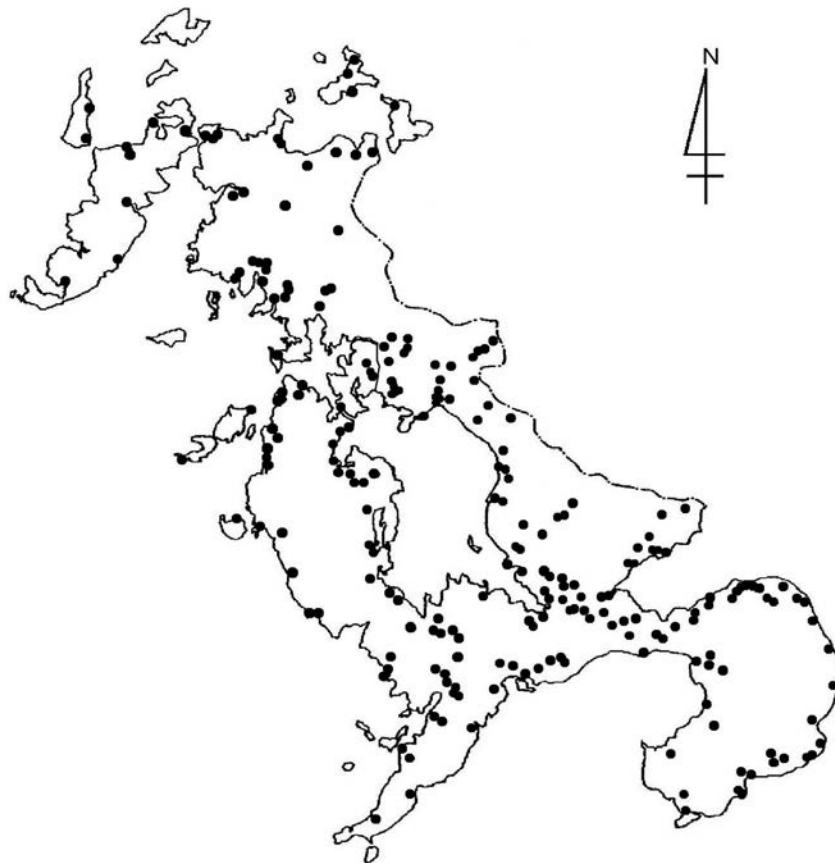


第2図 西彼杵半島の主な近世の港津位置図

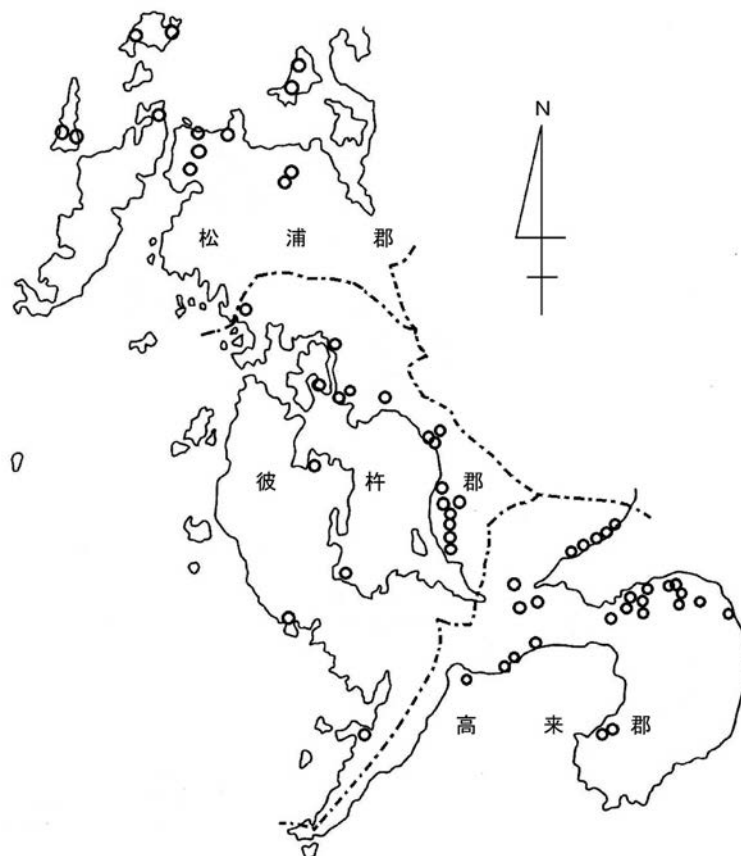
(○は港津の位置、＝は河川の流路を示す。原図は地理院地図(電子Web)を使用)

押さえるために存在したと考えられる。このことから、第2図に示した近世に確認できる港津の多くが、中世にも既に存在していたと推測される。

また、半島東側の港津は内海である大村湾に面しており、舟運のネットワークは北東部を除き、湾内東岸の港津に接続する形で、基本的に大村湾内で完結すると考えられる。大村湾東岸の港津は、弥生時代後期以降中世まで、西北九州と有明海を結ぶ海上交通の幹線航路(東シナ海～佐世保湾～早岐



第3図 長崎県本土部における城館跡分布図（長崎県教育委員会 2011 より加筆転載）

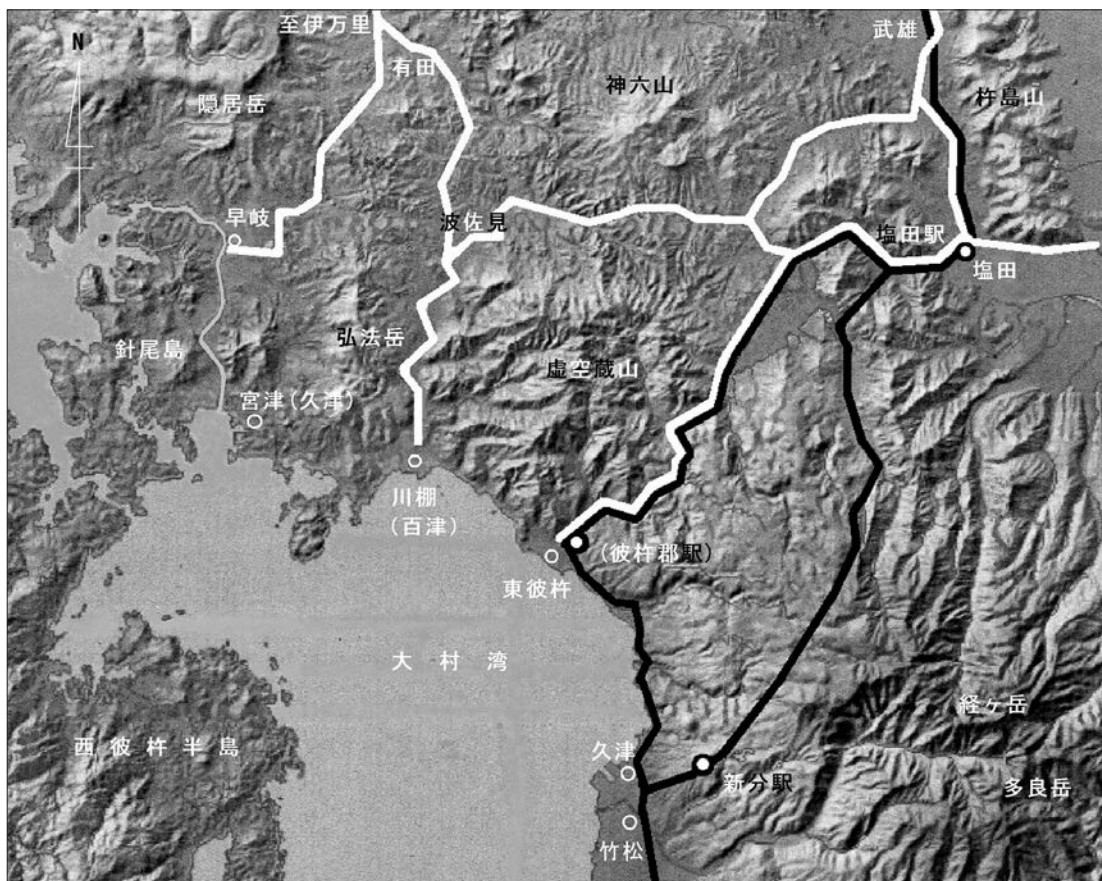


第4図 弥生時代終末期～古墳時代の墳墓遺跡と古墳の位置
（平成26年度長崎県考古学会秋季大会資料より作成）

瀬戸～大村湾東岸～諫早・船越～諫早湾～有明海）として発展したと考えられる（杉原 2012）。第4図から大村湾東岸～諫早湾沿岸地域に古墳等が多いことが分かるが、これを反映したものであろう。諫早市船越地峡には隣接して貝津という港津遺称地名が大村湾岸に残る。これに対して半島西側の港津は外海に面しており、九州西岸の北部九州と中・南九州間を航行する船の風待ち・波待ちのため、また飲料水などを補給するための寄港地として、半島東側の港津よりも早くから栄えたものと考えられる。

3. 陸路について（第5図）

本来陸路は、人間の活動の広まりと共に地形などの規制を受けてルートが自然と定まり、路となったものとする。長崎県本土部の近世以前における陸路は、官道や大村扇状地沿岸などの一部地域を除き、海上交通路に比べると副次的なものであったと考えられる。搬送する物の量が少なければ、舟運よりも移動距離が短く早く目的地に達することが可能であるが、長崎県では一部を除き、海岸の多くがリアス式海岸となっている。山は険しいまま海に入り、谷は深く形成される。基本的に、狩猟採集を主とする生活をした縄文時代までは稜線上や山腹の同一等高線を利用して広範に移動したであろうが、農耕を生業として低地定住生活中心へ移行する弥生時代以降、人々の生活圏は谷ごとに区画された。人力を主体とした他地区＝他の谷への移動は、谷の周囲の切り立った山稜に阻まれて困難を極めたため、人々は海へ出て舟を使って地区間を移動する海上交通を選択し、有史以前より近世まで海上交通が発達したのは必定で、多くの海人集団が活動したことも推測に難くない。しかし、周囲を



第5図 長崎県央地域の古代・中世の陸路推定位置図

※白線：推定陸路、黒線：推定官道（木下 2009）。原図は地理院地図（電子 Web）を使用。

囲む山稜の一部が低く切れ、そこを通ると人・馬・牛の移動でも大きな負担にならず越えることができ、地区間移動の可能な陸路を想定できる谷が僅かながらある。その谷口にあり、他地区と陸路でも結ばれる港津は、他の閉ざされた谷内部としか結ばれない港津より重要で、繁栄することは言うまでもない。前近代における人・馬・牛主体の陸上移動・輸送を念頭に置き、そのような自然地形を基に、地区間移動が可能な陸路を推定したものが第5図である。基本的に川岸は、滝などの段差を除き、勾配が比較的安定しているので、陸路は川岸を通っていたと考えた（註1）。結果的に現在の国道や県道など、地域の幹線道路に概ね重複するものとなったが、トンネルの場合を除き、現代の自動車を主体とする陸上移動・輸送でも、燃費や負担を考えると前近代のコースと大きな違いはないものと考えられる。

官道は、長崎県本土部においては、2つのルートが推定されている。東彼杵から佐賀県塩田までのものと、大村市の竹松遺跡周辺から塩田までのルートである。東彼杵～塩田ルートの方が古く、後に竹松～塩田ルートに変更されたと考えられている（木下 2009、木本 2013）。東彼杵～塩田ルートは地形から推定した両地間のルートと概ね重なるため、人間の活動と共に自然発生的にできたものが官道に利用されたものと推測される。竹松～塩田ルートは、途中多良岳北麓の高原を通り、高原上は高低差が小さいが、両端とも高原に行き着くまでの高低差が大きく、勾配は急で前近代の移動・輸送には大きな負担となる。このルートは、東彼杵～塩田ルートに何かの支障が生じたのか、政治的な理由などにより人為的・計画的に設定されたものと考えられる。なお、竹松～塩田ルートは、竹松を通過した後大村市草場町付近で多良山麓を北東に登って行くルートが想定されている（木下 2009、木本 2013）。隣接する大村市松原付近には「久津」という港津遺称地名が残る。郡川河口には郡家津があったと推定されるが（木本 2013）、久津が郡家津であり、現在は寿古町付近でほぼ直角に西曲する郡川が古代においては北へ直進し、松原付近で郡家津と官道がリンクしていた可能性も大きい。続く荘園制下でも同様であり、彼杵荘内の物資がこの港津と陸路を通し竹松周辺に集積され、また各地に搬送されたものと考えられる。

このように東彼杵からは嬉野を通り佐賀平野西部に至る。港津遺称地名は確認できないが、東彼杵は早くから栄え、5世紀前半には前方後円墳、ひさご塚古墳が築造されている。官道が竹松～塩田ルートに変わった後も地理的好条件から重要な陸路として機能したと考えられる。柴田亮氏は、東彼杵町の白井川遺跡を11世紀後半～12世紀前半の大村湾内における流通拠点としているが、同遺跡が流通拠点となった要因については述べていない（柴田 2015）。筆者は、同遺跡の発展の要因を西北九州～有明海沿岸航路の港津が陸路で佐賀平野とも結ばれていたことにあると考える。早岐は『肥前国風土記』に登場する「速来津」があったと推定される場所である（杉原 2012）。陸路や小森川などにより波佐見、三河内、有田、さらには伊万里などの玄界灘方面や武雄など佐賀平野西部とも結ばれた陸と海の結節点であり、西北九州～有明海沿岸航路の要地である（杉原 2012）。針尾島を挟んで同じく大村湾の出入口として伊ノ浦瀬戸があるが、伊ノ浦瀬戸の後背は山で閉ざされた西彼杵半島である。そのため早岐の方が栄えたものであろう。前掲松尾氏も述べているが、早岐は、現在も同地で開かれている「早岐茶市」の祖型として、すでに中世において陸と海の産物交換の場として「市庭」が開かれていた可能性もある。川棚は、波佐見経由で有田や伊万里、武雄と繋がる。「百津」という港津遺称地名が残るが不明な点が多い。

第1表 門前遺跡検出旧河道跡遺物出土状況（数字は破片点数）

旧河道	畿内産瓦器		東播系 須恵器	緑釉 陶器	灰釉 陶器	貿易陶磁器					備 考
	楠葉型	和泉型				白 磁	越州窯系	龍泉窯系	同安窯系	高麗窯系	
SR-1	0	0	2	1	0	11	0	0	1	0	旧相浦川
SR-2	11	1	0	0	0	15	0	0	0	0	旧相浦川
SR-3 (東)	64	79	31	23	1	385	140	7	1	6	旧小立川
SR-3 (西)	0	0	4	1	0	176	20	79	11	2	旧小立川
SR-6	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	旧相浦川
SR-11	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	旧相浦川
SR-12	0	0	0	0	0	6	0	2	0	0	旧相浦川
合計	76	80	41	25	1	594	160	88	14	8	

4. 門前遺跡とその周辺（中世における相神浦）について（第1表）

門前遺跡は、佐世保市北西部を流れる相浦川の下流域、標高約8mに立地している。近世以降の新田開発により相浦川河口までの距離は約3.5kmである。近世以前は直近から相神浦湾とも呼ぶべき浅い湾が広く展開していた。遺跡西側の相浦川対岸には、標高約259mの独立峰「愛宕山」がある。遠く五島沖からも視認され、ランドマークとなるこの山の存在が、門前遺跡周辺に港津が成立した根本要因の一つであったと推測される。

弥生時代後期～古墳時代初頭の門前遺跡周辺は、長崎県本土部における大規模な拠点集落の一部であった。遺跡中央部が後世の河道により失われているが、約50,000㎡の遺跡ほぼ全域に遺構・遺物が展開する。鉄剣や刀子など首長の権威を示す副葬品を伴う箱式石棺墓を中心とした墓域、数棟の掘立柱建物と竪穴住居、無数の柱穴群等が確認された。遺構群は当該遺跡の東～東南方向に展開していくため、集落の中心部は東隣の竹辺地区周辺の微高地にあったと推測される。この時代の出土遺物で特筆すべきは、中九州地域の黒髪式の系譜を引く、台付甕を中心とする土器群であり、これらの土器群は、有明海沿岸以外の県本土部では大村湾東岸に多く展開している。小田富士雄氏が命名した「肥前型器台」（小田・上田 2004）の出土も多いため、有明海沿岸域海人集団の西北九州における進出拠点の1つであったと推測される。墓制では、弥生時代後期から古墳時代初頭の箱式石棺墓8基、石蓋土壙墓2基、土壙墓2基を確認し、箱式石棺墓を主体とする大村湾東岸地域に類する組成（宮崎 1995）が見られる。箱式石棺墓の内、1基は内法80cm程の小児用と推測される小形石棺である。同様のものが富の原遺跡（大村市）や白井川遺跡（東彼杵町）でも確認され（稲富 1987、安楽 1990）、西北九州の台付甕土器様式の展開地域の中でも、とりわけ大村湾東岸地域と当該遺跡周辺地区は、他地区より強い生活文化の共通性が窺える。そのため、大村湾～佐世保湾、及びそこに進出した有明海沿岸系の海人集団が、西北九州と有明海・中九州地方との通行に重要な役割を果たしたと推測される。『肥前国風土記』に登場する「健津」がこの頃門前遺跡周辺にあった港津と考えられる（杉原 2012）。

古墳時代前期～古代前半については、須恵器などの遺物が旧河道跡から二次的状況で出土するが、遺構は確認されていない。10世紀の越州窯系青磁などの初期貿易陶磁器や緑釉陶器から13世紀前半までの、大量の貿易陶磁器や「畿内産瓦器」が旧河道跡から出土し、遺跡周辺で行われた海外や畿内など国内遠隔地との盛んな交易を物語る。10世紀の越州窯系青磁や緑釉陶器のほとんどは相浦川支流小立川旧河道跡から出土する。11世紀後半以降の貿易陶磁器や畿内産瓦器は、中里地区の西側を掠めて流れてくる相浦川旧河道跡からも出土する。門前遺跡では同時代の遺構が確認できないため、

交易に関わった施設は旧河道の上流部である竹辺地区、のち中里地区にも存在したと考えられる。隣接する竹辺C遺跡では、長崎県で2例目、県北地区で初例となる周溝墓が3基確認されているが、遺物の出土状況等から同遺跡以北に生活域や墓域の展開が想定される。また、同遺跡では小規模であるが片廂3棟を含む古代～中世の掘立柱建物跡群や楠葉型瓦器碗（I期）3点、竹辺D遺跡では「×」または「大」と墨書された龍泉窯系青磁碗1点や「×」と墨書された同安窯系青磁皿2点なども確認されている。

出土遺物は質・量ともに当地だけで消費できるものではなく、また水路・陸路によって辿れる後背地や近隣に消費地たる場所も存在しない。交易施設や関係者の「威信財」として利用された一部を除き、商品として大宰府や博多などへ搬送する前、一旦当地に荷揚げされた際、搬送中の破損など、何らかの理由により廃棄されたものと思われる。交易を担ったのは、10世紀には、越州窯系青磁160点（破片点数、以下同様）や緑釉陶器25点の出土から、郡家が管轄した彼杵郡の「郡津」など公的な港湾・官衙的施設が（杉原2012）、11世紀後半～12世紀前半は、楠葉型瓦器碗（II期）76点、和泉型瓦器碗（II期）80点などの畿内産瓦器や東播系須恵器等の出土から、撰閥家が交易に関係していたと考えられる（橋本1982）。これらの遺物は、鎌倉時代には九条家を領家とする彼杵荘内の、東彼杵町白井川遺跡など特定の遺跡からも少数出土するが（安楽1989）、当該遺跡周辺は彼杵荘の外港と交易港の機能をもったと考えられる。なお、中世において門前遺跡周辺の港津が相神浦と呼ばれていたことは「山代文書」などから確認される。

また、西彼杵半島産の滑石製石鍋も、11世紀のいわゆる「縦耳型」のものを中心として、他の滑石製品も合わせると破片点数約1300点が出土した。当該地域は、滑石製石鍋を生産地する西彼杵半島の大村湾内から搬出するルートと、角力灘沿岸から搬出するルートの合流地点にも位置する。そのため当該地域は、彼杵荘の外港として両搬出ルートから集荷した後に消費地や中継地へ転送する、滑石製石鍋の「集散地」であったと推定される。出土した石鍋片の多くには煤が付着し未使用品は確認できない。しかし集散地であったため、他の地域よりも潤沢に滑石製石鍋の入手が可能であり、大量に消費、廃棄されたものとする。

このように、門前遺跡周辺は弥生時代後期～中世初頭まで西北九州における重要な「港津」として存続していた。その成立・存続の大きな要因は、大村湾・佐世保湾の存在である。当該遺跡周辺と有明海沿岸地域との舟運は、大村湾を通らなければ西彼杵半島～長崎半島～橘湾～島原半島と大きく迂回する。大村湾を通ればショートカットでき、諫早市船越周辺の地峡を越えてもはるかに時間的ロスが小さい。航海の安全性からも波高い外海より静かな内海の方がリスクが少ない。そのため、弥生時代後期には大村湾を通して有明海沿岸地域の海人勢力が西北九州に進出した。さらに古代～中世には、内海の大村湾を中心とした彼杵郡・彼杵荘の外港として、内海からの航路と外海の国内沿岸航路や中国からの貿易船航路との「結節点」となり繁栄したのである。

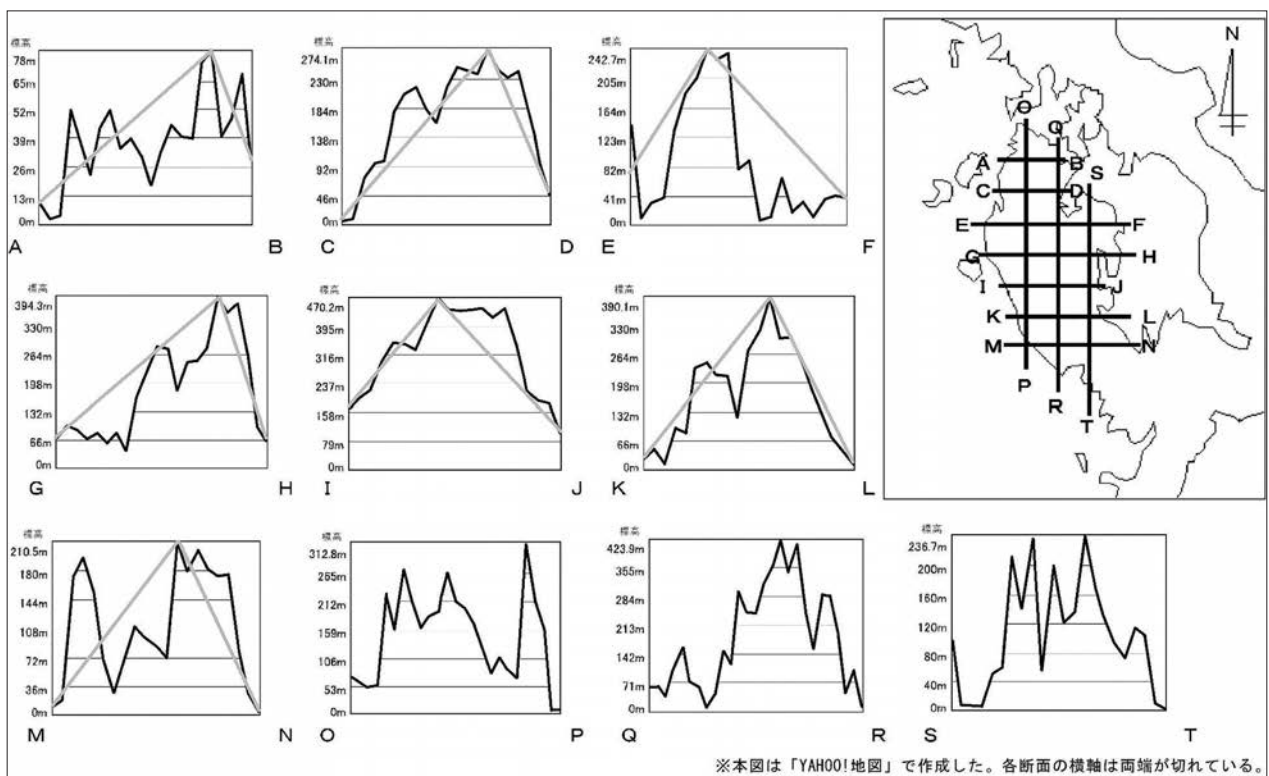
5. 滑石製石鍋の搬出（第2図・第6図・第7図）（写真1）

東貴之氏は、駄馬・目一つ坊石鍋製作所など河通川（雪浦川支流）流域の滑石製石鍋製作所から積出港までの運搬手段、運搬経路、積出港について、断定するまでには至っていないとしたうえで、「運搬手段については、人力は運搬可能な量が限られるため不向きである。船による運搬は、川の水深が

浅く、急流で岩や塊も点在するので可能性が低い。唯一、動物（牛馬）による方法が考えられる。運搬経路は、山道を利用したと考えられるが、今後の踏査結果に委ねる。積出港は数カ所存在した。主な積出港と一般的にされてきた雪浦は、荒磯で船の接岸が難しく、満潮時の接岸が可能だとしても常時使用可能な港ではない。常時使用可能な積出港は、干満の差による接岸の影響が少ない神浦である。雪浦と神浦の間に位置する小松（塚堂）地区も視野に入れる必要がある。」と述べている（東 2008a）。さらに、伊佐ノ浦川周辺における石鍋製作所跡群については、石鍋は伊佐ノ浦川沿いの道を下りながら河口の積出港まで運搬されたと考えている（東 2008b）。

第2図と第6図からは、西彼杵半島の分水嶺が東に寄っており、東西断面は概ね東側の傾斜角が急で、相対的に西側が緩やかになっていることがわかる。これにより半島東側の河川は河水の流速が速く、河道は直線的になり、流路は短く、流域も狭い傾向となる。一方、相対的に西側の河川は雪浦川に代表されるように流路が長く、流域も広く展開する。

東氏は、石鍋製作所が熱変成作用で滑石を育成させる蛇紋岩分布上にあるとの見識を示しているが（東 2008b）、これに拠れば北東部を除き蛇紋岩の分布は半島西側より東側は少ないため、石鍋製作所も少なかったと考えられる。このため、運搬手段について筆者は、半島東側では、半島西側よりも河川を利用した船による運搬のリスク・コストが高いため、東氏のように牛馬を使用して最寄りの港津まで運搬した場合も多かったと考えるが、半島西側においては、河口近くの製作所を除き、石鍋を人力や牛馬により製作所近くの船積みしやすい川岸まで降ろした後、船を用いて河口の港津まで運んだと推測する。



第6図 西彼杵半島断面図



写真1 大正初期の木造船による川下りと曳舟の状況（出典：HP「京都・保津川のほとりから」）

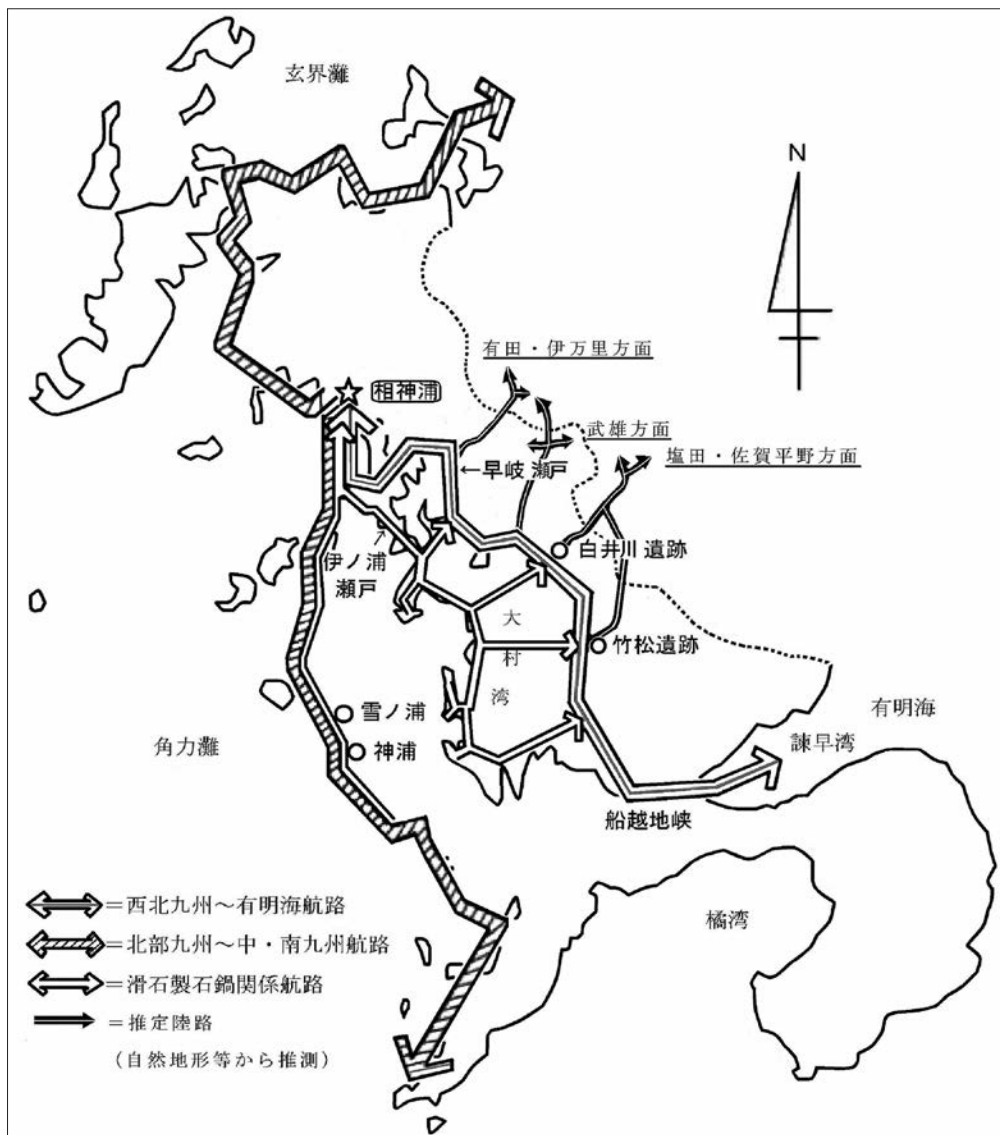
写真1は京都府保津川の川下りの写真である。岩塊だらけの狭い急流を巧みな操船技術で下っている。このような操船技術のスキルは中世の方が高かったと思われる。水深の問題については、写真1のような吃水の浅い川船の登場が、一般的に言われている室町末期以降だとしても、雨天時やその後の増水時に搬出すれば可能であると考えられる。船を使った石鍋の搬出の場合は、石鍋が一定量蓄積するのを待って効率的に行われたであろうから、それでも問題はないであろう。さらに、現在の河川は、雪浦ダムに代表される治水事業によって、河道の途中に何箇所もダムや堰を建設して水量が調節され、平均して少ない水量になっている。それらが無かった中世の河川流水量は、季節によって現在より少ない場合もあったかも知れないが、通常は平均して現在よりも多く、水深も深かったと考えられる。史料等により過去に水上輸送の行われたことが明らかな河川でも、そのような理由で現在では想像もつかない水量・水深のものは少なくない。また、吃水の浅い筏舟を使用した可能性も大きい。船の漕上は、人力による曳舟によったと考える。

さらに船を使用して河川を運搬経路とした場合、半島西側河川の長く広く展開する流路を通して、半島内陸各地に展開する数多くの製作所から、限られた数カ所の港津へ結果的に集荷される効果も得られる。第2図では、半島東側の港津は必ずしも河口に位置しないが、西側の港津はほとんどが河口部に位置する。これは、東西それぞれの港津と河川を利用した水上交通の関係を物語っているものと考えられる。東氏が否定的な雪ノ浦については、積出港においても、石鍋がある程度まとまった量に集荷された後積み出したであろうから、満潮時にしか使用できないとしても問題なく、本・支流合わせて西彼杵半島最大の流域面積を誇る雪浦川を有する雪ノ浦は、同時に最大の石鍋積出港でもあったと考える。

積出港に集荷された石鍋は、第7図に示したように、半島の北側・西側からは、彼杵郡の郡津、彼杵荘の外港であり、物資の集散地と考えられる門前遺跡周辺の港津（相神浦）に搬出され、ここで博多や京都、南九州、南西諸島などをはじめ、各地と結ばれた全国的な流通システムに乗せられたと考える（杉原 2012）。半島東側の港津からの運搬は波静かな大村湾を横断し、大村湾東岸中央に位置し郡衙推定地でもあり、官道と航路の結節点である竹松遺跡周辺や、同じく交通の要衝であった白井川遺跡周辺や早岐に集積され、一部は大村湾を南下して船越地峡を跨ぎ有明海経由で、また陸路で佐賀平野の国衙や権門・平氏等の荘園に送られ、一部は北上し相神浦に運ばれたものと考えられる（註2）。前掲松尾氏が述べている早岐瀬戸周辺で多く出土する滑石製石鍋は、半島東岸から直接、または西北

九州～有明海沿岸航路により搬入されたものであろう。

また、東氏が述べている西彼杵半島東部の生産地からは直接大村湾東側の遺跡に運ばれたとする提案については、前述の如く、石鍋出土遺跡が竹松遺跡などの彼杵郡や彼杵荘の中心的遺跡やその周辺遺跡などと考えられ、大村湾内＝西彼杵半島の東側で生産された石鍋が集積され、その一部が消費された可能性が大きい。その他、西北九州～有明海沿岸航路の港津で消費されたものもあったであろう。消費されたもの以外は、九州内各地にも送られたであろうが、「筑紫國船越荘未進勘文」（『平安遺文』）に記されているように、12世紀中頃における「石鍋四個に牛一頭」という石鍋の高い商品価値からすれば、国司や郡司、荘園領主は少しでも多く大きな消費地へ搬送して、より大きい利益を得ようとしたと考えるのが妥当であり、相神浦に搬送されて全国規模の流通システムに乗せられたものの方が多かったと思われる。逆に西彼杵半島の積出港には様々な物資等が各地から搬入され、曳舟により遡上する船によって、石鍋を製作する職人たちの下に届けられたことであろう。特に半島西部の港津は、滑石製石鍋が生産された11世紀以降、海上交通と内陸水上交通の結節点としても発展し、また、このような生産・流通システムの成立により、相乗的に滑石製石鍋生産も盛んになったものと考えられる。



第7図 中世における西彼杵半島周辺の流通システム

6. 滑石製石鍋の生産・流通にあたった人々（第8図）（写真2・写真3）

石鍋の搬出を担ったのは、一般的にも言われているように、古代末～中世に「海夫」と呼ばれた海民であると考えている。2～3隻の船で構成された一族集団で、それらが集まって10隻以上の船団



2. 荒木取[あらきど]り 大割りした原材料から、碗の大体の形(荒木地[あらきじ])を切り出す



3. 型打ち 荒木地の外側を手斧[ちょうな]で削り、成形する(この工程を「まるめる」と呼ぶ)



4. 中切[なかぎ]り 荒木地の内側を手斧で削り貫く

第8図 古代における木製碗の製作工程（部分）
（出典：『ものづくりの考古学』大田区立郷土博物館編）

をなす場合もあった(網野 2007)。所謂「魏志倭人伝」に記された「倭の水人」の末裔で(浅川 2003)、「家船」と呼ばれた漂海民はさらにその後裔といわれる。家船は、昭和 30 年代まで西彼杵半島をはじめ各地で見られたが、特に西海市大瀬戸町はその活動の中心地の一つであった。生涯を船上で過ごし、当然操船にも優れていたと思われる。国内では安曇氏の例もあるが、洋の東西を問わず海民が内陸河川を遡上して活動していることは周知のことであり、石鍋の生産地から積出港までの河川を使った運搬、積出港から近隣の集散地までの海上輸送(廻船)も彼らが行ったと考える。

また、石鍋の生産にあたったのは、憶測の域を脱しないがサンカなどと呼ばれた漂泊の山民を想定している。起源は古代に求める説もあるがはっきりしない。定住せず山中を移動しながら、伐木・箕作・木地師・漆工・鉦山師・たたら・炭焼・狩人・鷹匠・修験等々を生業とした(千葉 1984)。彼らにとっては、鉦山師の知識により滑石鉦床の鉦脈を探し出すことは容易いことであつたろう。また、石鍋製作の技術・工程も、第8図に示した古代における木製碗の製作工程に酷似しており、手斧を鑿に換えて木地師の技術を応用して行ったものと考ええる。



写真2 家船での生活の様子
(出典:『辺界の輝き』沖浦和光ほか、岩波書店)



写真3 サンカの人々の移動の様子
(出典:『サンカ社会の研究』三角寛、現代書館)

7. おわりに

以上、長崎県西彼杵半島における滑石製石鍋の流通について、港津の機能面から考察を試みた。筆者の性格を示す、説明不足の乱暴な文章で大変申し訳ないが、個別の遺跡例を除き、長崎県本土部の港津、海上交通についての考証例は極めて少なく、誰かが口火を切らなくては発展もないため、本稿はその叩き台であるをご理解頂き、多くのご意見やご批判をお願いしたい。

西彼杵半島各地の製作所において生産された滑石製石鍋は、半島西側においては、製作所から河川＝内陸水路網を経由して河口にある積出港へ船により運搬、集荷され、半島東側では主に牛馬の利用を中心に港津まで運搬された。西側の港津からは、彼杵荘の外港であり、物資の集散地である相神浦に搬出され、ここで全国的な流通システムに接続し、博多や京都など各地に運ばれたと考えられる。なお、門前遺跡においては、楠葉型・和泉型瓦器碗などの畿内産瓦器や東播系須恵器は、12世紀前半を境に出土しなくなる。この現象は当該遺跡に限ったことではなく、博多遺跡群や箱崎遺跡群など一部の遺跡を除き、前述した白井川遺跡をはじめ、九州北部の畿内産瓦器碗出土遺跡に共通した傾向である(橋本 1982)。しかし、消費地において滑石製石鍋や貿易陶磁器の流通が滞った状況は確認されないため、流通システム自体が変わったとは考えにくい。12世紀後半は、全国的には平氏が台頭して権力を握った時代である。想像の域を脱しないが、平氏政権はそれまでの流通システムを壊さずに、摂関家に代わって流通の実権を掌握したのではないだろうか。実際に現地でその任に当たったのは、同じ頃台頭し始めた松浦党であったと考えられる。また、滑石製石鍋は、12世紀後半以降登場する鏝型のもの(木戸 1995)は門前遺跡ではほとんど出土せず、1点を確認したに止まる。隣接する竹辺C・D遺跡においても鏝型の段階になると出土量は激減する(註3)。一方、滑石製石鍋が全国的に展開するのは、鏝型の登場以降である。これらのことから、平氏政権は、全国的な需要の高まりによって商品価値が上がった滑石製石鍋を、これまで同様門前遺跡周辺に集積させたものの、当該遺跡周辺で消費させることをほとんどなくし、より多くの石鍋を流通システムに乗せたのではないかと考えられる。

註

- (1) 物資の移動には曳舟など、内陸河川を利用した水上交通も併存していたことも考えられる。また、佐賀県側武雄市の遺跡では弥生時代後期の肥前型器台を出土するが(石橋 2014)、これは有明海沿岸域海人集団が六角川を遡上してもたらしたと考えられる。
- (2) 同じように、宇野御厨の中心地と推定される今福遺跡(松浦市)も、島嶼部を除いた御厨の本土海岸部中央(佐賀県西松浦半島・長崎県北松浦半島)に位置する。両遺跡の立地の一因と考える。
- (3) 著者は、以前この背景を門前遺跡周辺が集散地としての機能を失ったものと考えたが(杉原 2009)、訂正する。

引用・参考文献

- 橋本久和 1982 『中世土器研究序論』 真陽社
- 千葉徳爾 1984 「山の民俗」 『日本民俗文化大系』 5 小学館
- 稲富裕和編 1987 『富の原』 大村市教育委員会
- 安楽勉編 1989 『白井川遺跡』・1990 『白井川遺跡Ⅱ』 東彼杵町教育委員会
- 木戸雅寿 1995 「石鍋」 『概説中世の土器・陶磁器』 真陽社
- 宮崎貴夫 1995 「五島列島の弥生・古墳時代の墓制と文化」 『風土記の考古学5』 同成社
- 市村高男 1996 「中世後期の津・湊と地域社会」 『津・泊・宿』 中世都市研究3 中世都市研究会編
- 大田区立郷土博物館 2001 『ものづくりの考古学』
- 瀬野精一郎監修 2001 『長崎県の地名』 日本歴史地名大系第43巻 平凡社
- 浅川滋男 2003 「東アジア漂海民と家船居住」 『鳥取環境大学紀要』 創刊号
- 小田富士雄・上田達児 2004 『長崎県景華園遺跡』 福岡大学人文学部考古学研究室
- 鈴木康之 2006 「滑石製石鍋の流通と消費」 『鎌倉時代の考古学』 高志書院
- 網野善彦 2007 「西海の海民社会」 『網野善彦著作集』 第10巻 海民の社会
- 石橋忠治 2007 「八ヶ岳周辺における石鍋製作所跡について」 『西海考古』 第5号
- 杉原敦史・松尾秀昭編 2008 『門前遺跡Ⅱ』 長崎県教育委員会
- 東 貴之 2008a 「【再録】滑石製石鍋製作所跡について」 『調査報告』 I 長崎石鍋記録会
- 2008b 「滑石製石鍋製作所跡について②」 『調査報告』 I 長崎石鍋記録会
- 松尾秀昭 2008 「佐世保市域における滑石製品」 『調査報告』 I 長崎石鍋記録会
- 木下 良 2009 『事典 日本古代の道と駅』 吉川弘文館
- 杉原敦史 2009 「門前遺跡発掘調査概要」 『調査報告』 II 長崎石鍋記録会
- 長崎県教育委員会 2010 『長崎県中近世城館跡分布調査報告書Ⅰ』 長崎県文化財調査報告書第206集
- 長崎県教育委員会 2011 『長崎県中近世城館跡分布調査報告書Ⅱ』 長崎県文化財調査報告書第207集
- 杉原敦史 2012 「古代における彼杵郡と松浦郡の郡境について」 『西海考古』 第8号
- 木本雅康 2013 「飛鳥・奈良時代」 『新編大村市史』 第一巻大村市史編さん委員会
- 東 貴之 2014 「石鍋製造と流通」 『新編大村市史』 第二巻大村市史編さん委員会
- 石橋新次 2014 「佐賀県の肥前型器台」 『肥前型器台について』 肥後考古学会・長崎県考古学会合同大会資料集
- 柴田 亮 2015 「考古学的視点から見た肥前西部地域の流通構造」 『考古学研究』 62-1 考古学研究会

執筆者（掲載順）

- 中村 大介 埼玉大学教養学部准教授
尹 昊弼 中部考古学研究所研究委員
古澤 義久 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター
東アジア考古学研究室主任文化財保護主事
辻田淳一郎 九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門考古学講座
准教授
片多 雅樹 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター
調査課主任文化財保護主事
堀内 和宏 長崎県教育庁新幹線文化財調査事務所文化財調査員
杉原 敦史 長崎県教育庁新幹線文化財調査事務所課長

長崎県埋蔵文化財センター
研究紀要第6号

平成28年（2016年）3月31日

編集・発行：長崎県埋蔵文化財センター

〒811-5322 長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515-1

電話 0920-45-4080 ファックス 0920-45-4082

URL <http://www.nagasaki-maibun.jp/>

印刷：有限会社 正文社印刷所

